

奥出雲町地域防災計画 (資料編)

令和7年6月改訂



島根県 奥出雲町

奥出雲町地域防災計画（資料編） 目次

資料N o	付 属 資 料 名
1	災害体制動員計画
2	指定避難所一覧表
3	福祉避難所一覧表
4	島根県の警報注意報の発表区域図
5	気象特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準
6－1	土砂災害警戒区域一覧表（急傾斜地の崩壊）
6－2	土砂災害警戒区域一覧表（地滑りの崩壊）
6－3	土砂災害警戒区域一覧表（土石流）
7	河川等の重要水防区域及び危険箇所一覧表
8	防災重点農業用ため池一覧表
9	町内ダム施設一覧表
10	雪崩危険箇所
11	ヘリコプター離発着場一覧表
12	消防団編成及び施設等の現況
13	規制除外車両事前届出書
14	被害報告様式
15	要配慮者施設一覧（土砂災害警戒区域）
16	避難路（避難経路）一覧表
17	輸送・運送業者一覧表
18	医療機関一覧表
19	物資の調達先
20	消毒薬、薬剤散布用器材等の調達先
21	奥出雲町学校給食施設
22	米穀、副食、調味料等の調達業者一覧表
23	町内製パン業者
24	応急仮設住宅建設候補地調書
25	島根県内における国・県指定文化財件数一覧表
26	公共施設等電話・有線番号簿
27	災害に関する協定

奥出雲町災害体制動員計画

令和4年4月より

関係機関：国土交通省出雲河川事務所・松江地方気象台・雲南県土整備事務所・仁多土木事業所・雲南警察署・雲南警察署三成広域交番・雲南消防本部・奥出雲消防署

本部体制		警戒レベル	避難情報	基準及び体制の決定		動員体制、対処事項
				風水害	地震	
災害準備体制				・大雨洪水警報発表または警報発表が見込まれる場合 ・台風接近により警報発令が見込まれる場合等	—	○役 場 総務課、建設課、福祉事務所、水道課の各課長及び指定職員は庁舎待機 ※避難所開設時には、健康福祉課を含む ・情報収集、庁内及び関係機関との連絡 ・状況に応じ災害警戒体制移行への検討 ★地区対応 （状況に応じて町長判断にて地区対応）
第一次体制	災害警戒体制	警戒レベル3	高齢者等避難	・松江地方気象台の提供する「土砂キキクル（危険度分布）」により「警戒（赤）」が発生したとき	震度4以上	○役 場 各課長及び総務課、建設課、健康福祉課、福祉事務所、水道課の指定職員は庁舎待機 ・情報収集、庁内及び関係機関との連絡 ・災害対応 ・災害警戒本部体制移行への検討 ★地区対応 （状況に応じて町長判断にて地区対応）
	災害警戒本部体制 本部長 副町長 副本部長 教育長 消防団長	警戒レベル4	避難指示	・松江地方気象台より「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・町内に線状降水帯が出現したとき	震度5弱以上	○役 場 各課長及び指定職員招集 ○奥出雲町建設業協会 必要に応じて地区配置 （配置～仁多土木事業所配置と同じ） ○消防団 必要に応じて団本部付分団長以上召集 ★地区対応 （欄外地区対応のとおり）
	災害対策本部体制 本部長 町長 副本部長 副町長 教育長 消防団長	警戒レベル5	緊急安全確保	・土砂災害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき ・大雨特別警報が発表されたとき	震度5強以上	○役 場 各課長及び指定職員招集 ○消防団 必要に応じて指定団員招集 ★地区対応 （欄外地区対応のとおり）

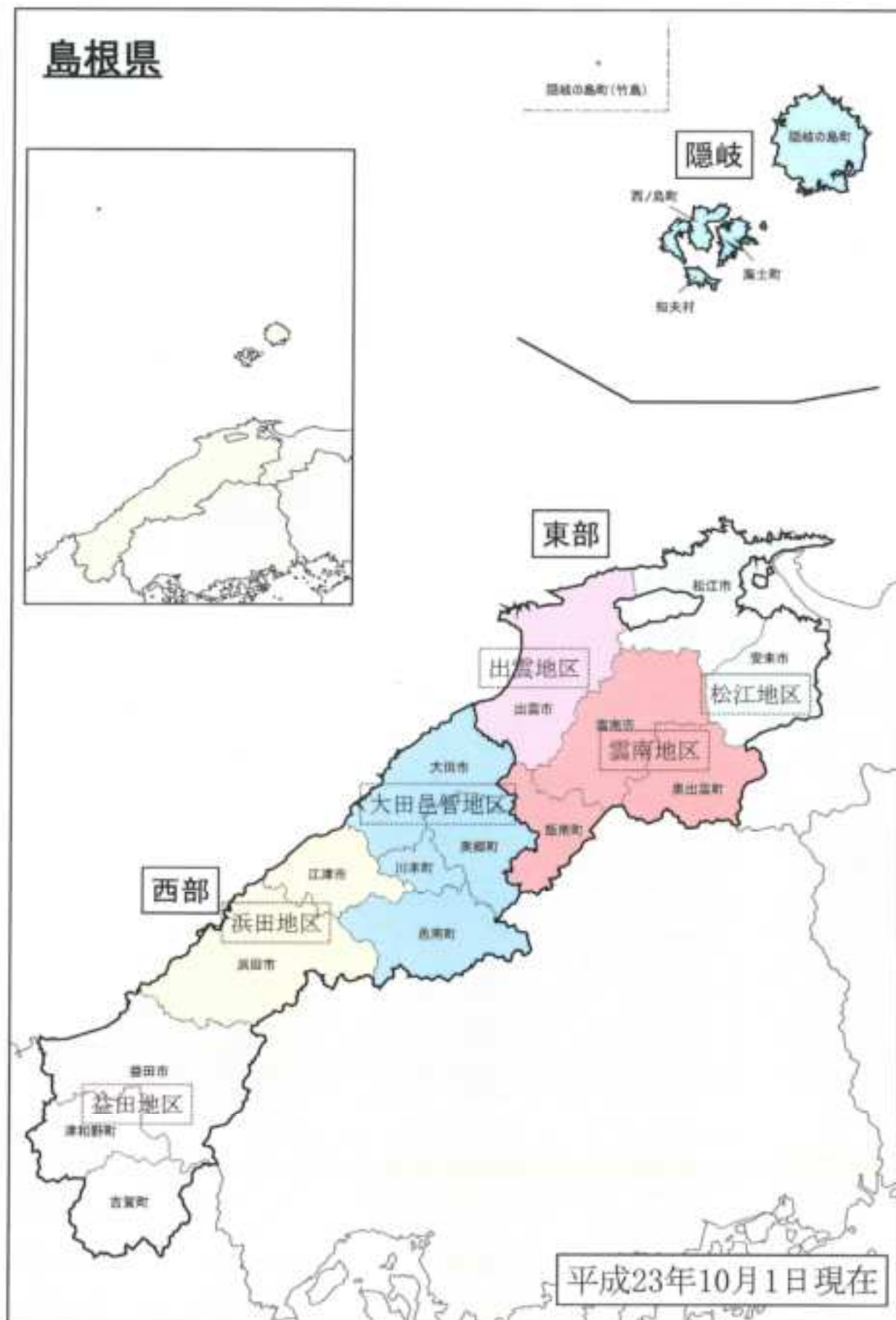
奥出雲町指定避難所施設一覧表

地区	NO	施設名	住所	電話番号	情報番号	収容人数	特設 公衆電話	土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域
	1	布勢小学校屋内体育場	八代220	54-9020	21-1518	260		—	—
	2	布勢コミュニティセンター	馬馳13-4	54-1504	22-3022	110	○	区域内	—
三成	3	旧高尾小学校屋内体育場	高尾823	54-9030	33-0359	150		区域内	区域内
	4	三成中央公民館	三成445	54-1311	31-1311	70	○	区域内	—
	5	町民体育館	三成445-3	54-1311	31-1311	530		区域内	—
	6	カルチャープラザプラザ仁多	三成436	54-2080	31-2080	535		区域内	—
	7	三成小学校屋内体育場	三成348	54-1015	31-1015	260		区域内	—
	8	奥出雲スポーツセンター	三成1625-1		31-3087	380		—	—
	9	仁多中学校屋内体育場	三成1634-7	54-1125	36-1125	360		—	—
亀嵩	10	亀嵩小学校屋内体育場	亀嵩2206	57-0012	71-0012	370		—	—
	11	亀嵩基幹集落センター	亀嵩2215-1	57-0616	71-0616	50	○	—	—
	12	旧高田小学校屋内体育場	高田25-2	57-9010	72-0014	240		区域内	—
阿井	13	真地コミュニティセンター	上阿井1552-2		63-3160	40		—	—
	14	上阿井交流センター	上阿井1108-2	56-0331	62-0331	40		区域内	—
	15	阿井小学校屋内体育場	上阿井110	56-0033	62-0033	300		—	—
	16	あいコミュニティセンター	下阿井355-1	56-0100	61-0100	100	○	—	—
三沢	17	三沢公民館	三沢383	54-0331	81-0331	70	○	区域内	—
	18	三沢小学校屋内体育場	三沢1099-7	54-0777	81-0777	260		区域内	区域内
鳥上	19	鳥上コミュニティセンター	大呂1182-2	52-1019	22-1019	33	○	—	—
	20	ヴィラ船通山	竹崎488-1	52-0234	20-0234	50		区域内	区域内
	21	旧鳥上小学校屋内体育場	大呂1151-2	52-0129	20-0129	200		—	—
横田	22	横田コミュニティセンター	横田1037	52-2022	20-4700	200	○	—	—
	23	横田小学校屋内体育場	横田1025-1	52-0165	20-0165	300		—	—
	24	横田高校屋内体育場	稲原2178-1	52-1511	20-1511	300		—	—
	25	横田中学校屋内体育場	稲原2050-3	52-2331	20-2331	300		—	—
	26	横田定住促進センター	横田1091	52-2112	20-4503	50		—	—
八川	27	八川コミュニティセンター	下横田456-1	52-0241	20-0241	31	○	—	—
	28	旧八川小学校屋内体育場	下横田500-2	52-0211	20-0211	200		—	—
馬木	29	馬木コミュニティセンター	大馬木1968-2	53-0201	30-0201	33	○	区域内	—
	30	旧馬木小学校屋内体育場	大馬木1857-1	53-0109	30-0109	200		—	—

奥出雲町福祉避難所一覧

No.	施 設 名	住 所	電話番号	情報番号	収容人数
1	奥出雲特別養護老人ホーム あいサンホーム	上阿井424-1	56-0081	62-0081	10人
2	養護老人ホーム玉峰苑	亀嵩1401-3	57-0101	71-0101	10人
3	特別養護老人ホームむらくも苑	稲原57-1	52-2567	20-2567	8人
4	デイサービスセンターにこにこ	稲原57-1	52-2566	20-2566	10人

島根県の警報注意報の発表区域図（県東部、県西部、隠岐）



気象特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準

○特別警報

	種 類	発 表 基 準																			
特 別 警 報	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																			
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。																			
	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 大雨特別警報（浸水害） (R3. 3. 25現在) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">市町村</th><th colspan="3">50年に一度の値</th></tr><tr><th>雨量 R48（mm）</th><th>雨量 R3（mm）</th><th>土壌雨量指数</th></tr></thead><tbody><tr><td>雲南市</td><td>355</td><td>135</td><td>208</td></tr><tr><td>奥出雲町</td><td>361</td><td>127</td><td>221</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>400</td><td>152</td><td>236</td></tr></tbody></table> 大雨特別警報（土砂災害） 気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/tk_mesh_shimane.csv) のとおり ※R48は48時間降水量、R3は3時間降水量を示す。 ※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。 ※「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 ※「50年に一度の値」は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。	市町村	50年に一度の値			雨量 R48（mm）	雨量 R3（mm）	土壌雨量指数	雲南市	355	135	208	奥出雲町	361	127	221	飯南町	400	152	236
	市町村	50年に一度の値																			
		雨量 R48（mm）	雨量 R3（mm）	土壌雨量指数																	
雲南市	355	135	208																		
奥出雲町	361	127	221																		
飯南町	400	152	236																		
大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 (R3. 10. 28現在) <table border="1"><thead><tr><th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深（cm）</th><th>既往最深積雪（cm）</th></tr></thead><tbody><tr><td>横田</td><td>135</td><td>139</td></tr><tr><td>赤名</td><td>163</td><td>152</td></tr></tbody></table> ※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）	横田	135	139	赤名	163	152											
地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）																			
横田	135	139																			
赤名	163	152																			
地面現象 特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。																				
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合。 <table border="1"><thead><tr><th>対象範囲</th><th>警戒事項等</th></tr></thead><tbody><tr><td>居住地域及びそれより火口側</td><td>居住地域厳重警戒</td></tr></tbody></table>	対象範囲	警戒事項等	居住地域及びそれより火口側	居住地域厳重警戒																
対象範囲	警戒事項等																				
居住地域及びそれより火口側	居住地域厳重警戒																				

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 松江地方気象台

発出警町	所管予報区		鳥取県	
	一次区分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		雲南地区	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	124
	洪水		流域雨量指数基準	斐伊川流域=33, 阿井川流域=13.3, 八代川流域=6.2, 三沢川流域=8.2, 大黒木川流域=13.6, 亀宮川流域=9.5, 下横田川流域=14.4, 祇園川流域=5.9, 福瀬川流域=5, 山形川流域=6.5, 奥湯谷川流域=6.4, 内谷川流域=8, 蔵川川流域=7.5, 小黒木川流域=8.1, 郡川流域=6.1, 室原川流域=9.1
			複合基準 ^{*1}	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ35cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	97
	洪水		流域雨量指数基準	斐伊川流域=26.4, 阿井川流域=10.6, 八代川流域=4.9, 三沢川流域=6.6, 大黒木川流域=10.8, 亀宮川流域=7.6, 下横田川流域=11.5, 祇園川流域=4.7, 福瀬川流域=4, 山形川流域=5.2, 奥湯谷川流域=5.1, 内谷川流域=6.4, 蔵川川流域=6, 小黒木川流域=7.2, 郡川流域=4.8, 室原川流域=7.2
			複合基準 ^{*1}	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	凍結	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%		
	なだれ	①積雪の深さ100cm以上の場合 ②積雪の深さ 60cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ30cm以上 2 最高気温が8℃以上 ^{*2} 3 かなりの降雪		
	低湿	最低気温-4℃以下 ^{*3}		
	霜	晩霜期 最低気温3℃以下		
	霜水			
	降雪	12時間降雪の深さ: 平地15cm以上 山沿い25cm以上 気温 -2℃～1℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は松江地方気象台の値。

^{*3} 気温は松江地方気象台の値。

土砂災害警戒区域一覽表

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A661101001	佐白A	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
2	132341A661101002	八頭	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
3	132341A661101003	八代A	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
4	132341A661101004	八代B	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
5	132341A661101005	八代C	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
6	132341A661101006	八代D	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
7	132341A661101007	八代E	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
8	132341A661101008	八代F	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
9	132341A661101009	佐白B	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
10	132341A661101010	八代G	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
11	132341A661101011	八代H	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
12	132341A661101012	八代I	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
13	132341A661101013	八代J	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
14	132341A661101014	八代K	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
15	132341A661101015	真谷	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
16	132341A661101016	八代L	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
17	132341A661101017	八代M	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
18	132341A661101018	佐白C	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
19	132341A661101019	八代N	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
20	132341A661101020	八代東部	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
21	132341A661101021	八代O	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
22	132341A661101022	佐白	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
23	132341A661101023	八代P	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
24	132341A661101024	八代Q	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
25	132341A661101025	佐白D	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
26	132341A661101026	佐白E	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
27	132341A661101027	玉雲寺西2	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
28	132341A661101028	上三所A	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
29	132341A661101029	八代R	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
30	132341A661101030	八代S	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
31	132341A661101031	佐白F	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
—	132341A661101032	佐白G	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
32	132341A661101033	八代	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
33	132341A661101034	八代 八代	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
34	132341A661101035	上三所B	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
35	132341A661101036	土屋1	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
36	132341A661101037	上三所C	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
37	132341A661101038	八代T	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
38	132341A661101039	八代U	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
39	132341A661101040	佐白H	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
40	132341A661101041	上三所D	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
41	132341A661101042	上三所E	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
42	132341A661101043	馬馳A	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
—	132341A661101044	馬馳	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	○	—
43	132341A661101045	八代V	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
44	132341A661101046	八代W	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
45	132341A661101047	佐白I	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
46	132341A661101048	上三所F	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
47	132341A661101049	上三所G	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
48	132341A661101050	馬馳B	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
49	132341A661101051	馬馳上	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
50	132341A661101052	馬馳C	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
51	132341A661101053	八代X	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	—	○
52	132341A661101054	佐白J	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
53	132341A661101055	佐白K	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
54	132341A661101056	上布施	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
55	132341A661101057	佐白L	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
56	132341A661101058	上三所H	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
57	132341A661101059	馬馳D	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
58	132341A661101060	馬馳1	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
59	132341A661101061	馬馳2	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
60	132341A661101062	佐白M	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
61	132341A661101063	佐白N	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
62	132341A661101064	上三所I	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
63	132341A661101065	上三所J	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
64	132341A661101066	井出口	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
65	132341A661101067	上三所K	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
66	132341A661101068	上三所L	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
67	132341A661101069	上三所M	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
68	132341A661101070	上三所N	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
69	132341A661101071	馬馳E	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
70	132341A661101072	馬馳F	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
71	132341A661101073	馬馳G	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
72	132341A661101074	佐白O	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	—	○
73	132341A661101075	上三所O	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
—	132341A661101076	下三所I	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
74	132341A661101077	上三所P	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	—	○
75	132341A661101078	馬馳H	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
76	132341A661101079	馬馳I	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
77	132341A661101080	馬馳J	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
—	132341A661101081	馬馳K	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	○	—
78	132341A661101082	馬馳L	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
79	132341A661101083	馬馳M	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
80	132341A661101084	馬馳N	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
81	132341A661101085	馬馳O	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
82	132341A661101086	馬馳P	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
83	132341A661101087	馬馳Q	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
84	132341A661101088	馬馳R	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○
85	132341A661101089	佐々木	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	—	○

01布勢公民館 Y：85箇所 R：84箇所

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A661102001	三所A	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
2	132341A661102002	三所B	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
3	132341A661102003	下三所2	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
—	132341A661102004	下三所4	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
4	132341A661102005	三所C	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
5	132341A661102006	下三所3	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
6	132341A661102007	三所D	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
7	132341A661102008	下三所5	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
8	132341A661102009	三所E	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
9	132341A661102010	三所F	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
10	132341A661102011	三所G	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
11	132341A661102012	三所H	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
12	132341A661102013	三所I	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
13	132341A661102014	三所J	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
14	132341A661102015	石原1	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
15	132341A661102016	三所K	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
16	132341A661102017	三所L	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
17	132341A661102018	矢谷1	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
18	132341A661102019	三成A	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
19	132341A661102020	三成B	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
20	132341A661102021	三所M	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
21	132341A661102022	三所N	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
22	132341A661102023	三所O	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
23	132341A661102024	三所P	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
24	132341A661102025	三所Q	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
25	132341A661102026	石原2	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
26	132341A661102027	三成C	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
27	132341A661102028	三所R	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
—	132341A661102029	三所S	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
28	132341A661102030	三成D	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
29	132341A661102031	矢谷2A	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
30	132341A661102032	矢谷2B	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
31	132341A661102033	三成E	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
32	132341A661102034	三所T	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
33	132341A661102035	三所U	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
34	132341A661102036	三所V	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
35	132341A661102037	里田4	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
36	132341A661102038	矢谷4	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
37	132341A661102039	三成F	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
38	132341A661102040	里田2	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
39	132341A661102041	黒田1	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
40	132341A661102042	三成G	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
41	132341A661102043	三成H	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
42	132341A661102044	三成I	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
43	132341A661102045	三成J	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
44	132341A661102046	三所W	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
45	132341A661102047	三所X	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
46	132341A661102048	三所Y	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
47	132341A661102049	三所Z	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
48	132341A661102050	三成K	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
49	132341A661102051	三所AA	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
50	132341A661102052	黒田2	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
51	132341A661102053	三成L	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
52	132341A661102054	湯の原2	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
53	132341A661102055	朝日町	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
54	132341A661102056	棚田Ⅱ	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
55	132341A661102057	三成M	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
56	132341A661102058	湯の原1	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
57	132341A661102059	石原	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
58	132341A661102060	三成松下	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
59	132341A661102061	三成N	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
60	132341A661102062	三所AB	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
61	132341A661102063	三所AC	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
62	132341A661102064	三成O	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
63	132341A661102065	上三成下	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
64	132341A661102066	愛宕下	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
65	132341A661102067	滝の上2A	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
66	132341A661102068	湯の原下	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
67	132341A661102069	土木	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
68	132341A661102070	滝の上1	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
69	132341A661102071	湯の原上	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
70	132341A661102072	湯の原中	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
71	132341A661102073	上三成	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
72	132341A661102074	三成P	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
73	132341A661102075	滝の上2B	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
74	132341A661102076	三成Q	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
75	132341A661102077	三成R	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
76	132341A661102078	三成S	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
77	132341A661102079	三成T	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
78	132341A661102080	三成U	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
79	132341A661102081	三成V	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
80	132341A661102082	美女原橋東	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
81	132341A661102083	三成W	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
82	132341A661102084	三成X	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
83	132341A661102085	三成Y	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
84	132341A661102086	三成Z	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
85	132341A661102087	三成AA	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
86	132341A661102088	美女原2	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
87	132341A661102089	芋ヶ畑橋南1	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
88	132341A661102090	三成AB	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
89	132341A661102091	美女原3	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
—	132341A661102092	美女原4	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	—
90	132341A661102093	芋ヶ畑橋南2	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
91	132341A661102094	三成AC	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
92	132341A661102095	久月橋北	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
93	132341A661102096	三成AD	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
94	132341A661102097	三成AE	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
95	132341A661102098	高尾A	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
96	132341A661102099	高尾B	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
97	132341A661102100	高尾C	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
98	132341A661102101	高尾D	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
99	132341A661102102	尾白橋北	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
100	132341A661102103	尾白橋西	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
101	132341A661102104	高尾E	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
102	132341A661102105	高尾F	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
103	132341A661102106	高尾G	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
104	132341A661102107	高尾H	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
105	132341A661102108	高尾I	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
106	132341A661102109	高尾J	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
107	132341A661102110	高尾K	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
108	132341A661102111	高尾L	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
109	132341A661102112	高尾M	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
110	132341A661102113	大源橋東2	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
111	132341A661102114	築田	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
—	132341A661102115	高尾N	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	—
112	132341A661102116	高尾O	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
113	132341A661102117	築田橋東	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
114	132341A661102118	高尾橋東2	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
115	132341A661102119	高尾P	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
116	132341A661102120	下高尾5	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
117	132341A661102121	高尾小学校	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
118	132341A661102122	高尾Q	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
119	132341A661102123	高尾R	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
120	132341A661102124	高尾S	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
121	132341A661102125	高尾T	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
122	132341A661102126	高尾U	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
123	132341A661102127	高尾V	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
124	132341A661102128	高尾W	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
125	132341A661102129	高尾X	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
126	132341A661102130	高尾Y	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
127	132341A661102131	高尾Z	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
128	132341A661102132	上高尾1	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
129	132341A661102133	高尾AA	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
130	132341A661102134	高尾AB	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
131	132341A661102135	上高尾2	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
132	132341A661102136	下高尾6	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
133	132341A661102137	高尾AC	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
—	132341A661102138	高尾AD	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	—

02三成中央公民館 Y : 133箇所 R : 133箇所

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A661103001	亀嵩A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
2	132341A661103002	亀嵩B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
3	132341A661103003	亀嵩C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
4	132341A661103004	亀嵩D	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
5	132341A661103005	亀嵩E	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
6	132341A661103006	高田A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
7	132341A661103007	亀嵩F	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
8	132341A661103008	亀嵩G	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
9	132341A661103009	弁才天橋東	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
10	132341A661103010	亀嵩H	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
11	132341A661103011	亀嵩I	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
12	132341A661103012	高田B	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
13	132341A661103013	亀嵩J	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
14	132341A661103014	亀嵩K	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
15	132341A661103015	高田C	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
16	132341A661103016	亀嵩L	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
17	132341A661103017	亀嵩M	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
18	132341A661103018	高田D	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
19	132341A661103019	高田E	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
20	132341A661103020	亀嵩N	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
21	132341A661103021	亀嵩O	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
22	132341A661103022	高田F	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
23	132341A661103023	高田G	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
24	132341A661103024	亀嵩P	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
25	132341A661103025	亀嵩Q	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
26	132341A661103026	亀嵩R	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
27	132341A661103027	亀嵩S	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
28	132341A661103028	亀嵩T	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
—	132341A661103029	亀嵩U	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	—
29	132341A661103030	亀嵩V	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
30	132341A661103031	亀嵩W	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
31	132341A661103032	亀嵩X	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
32	132341A661103033	亀嵩Y	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
33	132341A661103034	高田H	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
34	132341A661103035	高田I	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
35	132341A661103036	高田J	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
36	132341A661103037	亀嵩Z	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
37	132341A661103038	亀嵩AA	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
38	132341A661103039	亀嵩AB	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
39	132341A661103040	高田K	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
40	132341A661103041	高田L	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
41	132341A661103042	高田	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
—	132341A661103043	高田M	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	—
42	132341A661103044	高田N	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
43	132341A661103045	郡A	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
44	132341A661103046	亀嵩AC	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
45	132341A661103047	高田O	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
46	132341A661103048	郡B	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
47	132341A661103049	亀嵩AD	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
48	132341A661103050	亀嵩AE	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
49	132341A661103051	西湯野	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
50	132341A661103052	高田P	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
51	132341A661103053	郡C	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
52	132341A661103054	郡中	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
53	132341A661103055	谷奥	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
—	132341A661103056	亀嵩AF	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	—
54	132341A661103057	亀嵩AG	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
55	132341A661103058	亀嵩AH	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
56	132341A661103059	高田Q	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
—	132341A661103060	郡D	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	—
57	132341A661103061	郡奥橋南	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
58	132341A661103062	高田R	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
59	132341A661103063	郡三成橋北	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
60	132341A661103064	亀嵩AI	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
61	132341A661103065	亀嵩	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
62	132341A661103066	亀嵩AJ	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
63	132341A661103067	亀嵩AK	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
64	132341A661103068	郡林	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
65	132341A661103069	郡三成橋西	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
66	132341A661103070	亀嵩AL	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
67	132341A661103071	亀嵩AM	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
68	132341A661103072	高柴1	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
69	132341A661103073	高柴2	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
70	132341A661103074	亀嵩AN	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
—	132341A661103075	亀嵩AO	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	—
71	132341A661103076	亀嵩AP	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
72	132341A661103077	簾1	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
73	132341A661103078	郡E	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
74	132341A661103079	郡F	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
75	132341A661103080	郡G	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
76	132341A661103081	亀嵩AQ	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
77	132341A661103082	梅木原4	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
78	132341A661103083	郡H	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
79	132341A661103084	郡I	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
80	132341A661103085	郡J	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
81	132341A661103086	亀嵩AR	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
82	132341A661103087	亀嵩AS	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
83	132341A661103088	簾3	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
84	132341A661103089	亀嵩AT	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
85	132341A661103090	亀嵩AU	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
86	132341A661103091	梅木原3	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
87	132341A661103092	簾4	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
88	132341A661103093	亀嵩AV	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
89	132341A661103094	梅木原1	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
90	132341A661103095	大内原1	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
91	132341A661103096	鹿谷鈿橋北	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
92	132341A661103097	亀嵩AW	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
93	132341A661103098	大内原2	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
94	132341A661103099	大内原	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
95	132341A661103102	大内原橋北	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○
96	132341A661103103	大内原上	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	—	○

03亀嵩公民館 Y: 96箇所 R: 96箇所

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A661104001	下阿井A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
2	132341A661104002	下阿井B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
3	132341A661104003	川子原A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
4	132341A661104004	下阿井C	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
5	132341A661104005	下阿井D	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
6	132341A661104006	下阿井E	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
7	132341A661104007	下阿井F	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
8	132341A661104008	下阿井G	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
9	132341A661104009	川子原B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
10	132341A661104010	下阿井H	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
11	132341A661104011	鋳物屋	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
12	132341A661104012	いものや	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
13	132341A661104013	八幡下	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
14	132341A661104014	山根	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
15	132341A661104015	下阿井I	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
16	132341A661104016	下阿井J	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
17	132341A661104017	下阿井K	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
18	132341A661104018	下阿井L	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
19	132341A661104019	下阿井大橋北	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
20	132341A661104020	下阿井M	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
21	132341A661104021	下阿井N	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
22	132341A661104022	下阿井O	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
23	132341A661104023	下阿井P	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
24	132341A661104024	下阿井Q	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
25	132341A661104025	下阿井R	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
26	132341A661104026	下阿井S	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
27	132341A661104027	下阿井T	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
28	132341A661104028	下阿井U	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
29	132341A661104029	奥湯谷橋北	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
30	132341A661104030	見寄	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
31	132341A661104031	下阿井V	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
32	132341A661104032	下阿井W	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
33	132341A661104033	下阿井X	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
34	132341A661104034	下阿井Y	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
35	132341A661104035	下阿井Z	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
36	132341A661104036	下阿井AA	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
37	132341A661104037	下阿井AB	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
38	132341A661104038	下阿井AC	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
39	132341A661104039	下阿井AD	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
40	132341A661104040	下阿井AE	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
41	132341A661104041	下阿井AG	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
42	132341A661104042	下阿井AH	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
43	132341A661104043	下阿井AI	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
44	132341A661104044	下阿井AJ	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
45	132341A661104045	下阿井AK	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
46	132341A661104046	下阿井AL	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
47	132341A661104047	下阿井AM	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
48	132341A661104048	下阿井AN	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
49	132341A661104049	下阿井AO	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
50	132341A661104050	奥湯谷上A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
51	132341A661104052	奥湯谷上B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
52	132341A661104054	奥湯谷上C	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
53	132341A661104055	下阿井AP	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
54	132341A661104056	下阿井AQ	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
55	132341A661104057	下阿井AR	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
56	132341A661104058	下阿井AS	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
57	132341A661104059	下阿井AT	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
58	132341A661104060	下阿井AU	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
59	132341A661104061	下阿井AV	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
60	132341A661104062	下阿井AW	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
61	132341A661104063	下阿井AX	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
62	132341A661104064	上阿井A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
63	132341A661104065	上阿井B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
64	132341A661104066	上阿井C	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
65	132341A661104067	上阿井D	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
66	132341A661104068	上阿井E	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
67	132341A661104069	川東下	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
68	132341A661104070	上阿井F	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
69	132341A661104071	上阿井G	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
70	132341A661104072	阿井小学校	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
71	132341A661104073	森長	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
72	132341A661104074	上阿井H	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
73	132341A661104075	河東	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
74	132341A661104076	上阿井I	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
75	132341A661104077	上阿井J	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
76	132341A661104078	上阿井K	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
77	132341A661104079	上阿井L	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
78	132341A661104080	上阿井M	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
79	132341A661104081	上阿井N	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
80	132341A661104082	上阿井O	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
81	132341A661104083	上阿井P	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
82	132341A661104084	上阿井Q	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
83	132341A661104085	川西A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
84	132341A661104086	川西B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
85	132341A661104087	下坂根A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
86	132341A661104088	下坂根B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
87	132341A661104089	上阿井R	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
88	132341A661104090	上阿井S	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
89	132341A661104091	上阿井T	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
90	132341A661104092	坂根A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
91	132341A661104093	坂根B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
92	132341A661104094	町空	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
93	132341A661104095	上阿井U	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
94	132341A661104096	上阿井V	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
95	132341A661104097	米原A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
96	132341A661104098	上阿井W	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
97	132341A661104099	米原B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
98	132341A661104100	いざなみ橋東	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
99	132341A661104101	米原C	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
100	132341A661104102	米原D	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
101	132341A661104103	上阿井X	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
102	132341A661104104	上阿井Y	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
103	132341A661104105	上阿井Z	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
104	132341A661104106	上阿井AA	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
105	132341A661104107	新屋前橋南	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
106	132341A661104108	真地橋東	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
107	132341A661104109	真地橋北	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
108	132341A661104110	真地橋西	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
109	132341A661104111	可部屋大橋東	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
110	132341A661104112	桜井上	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
111	132341A661104113	可部屋集成館南	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
112	132341A661104114	上阿井AB	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
113	132341A661104116	内容A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
114	132341A661104117	内容B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
115	132341A661104118	真地上A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
116	132341A661104119	呑谷第二橋北	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
117	132341A661104120	上真地橋南	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
118	132341A661104122	真地下	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
119	132341A661104123	新呑谷橋北	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
120	132341A661104124	木地谷橋西	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
121	132341A661104125	真地上B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
122	132341A661104126	真地上C	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
123	132341A661104127	真地上D	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
124	132341A661104128	福原上B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
125	132341A661104129	福原上A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
126	132341A661104130	上阿井AC	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
127	132341A661104131	上阿井AD	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
128	132341A661104132	上阿井AE	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
129	132341A661104133	上阿井AF	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
130	132341A661104134	上阿井AG	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
131	132341A661104135	上阿井AH	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
132	132341A661104136	上阿井AI	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
133	132341A661104137	福原下A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
134	132341A661104138	上阿井AJ	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
135	132341A661104139	福原橋北	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
136	132341A661104140	上阿井AK	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
137	132341A661104141	上阿井AL	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
138	132341A661104142	上阿井AM	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
139	132341A661104144	上阿井AN	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
140	132341A661104145	上阿井AO	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
141	132341A661104146	福原下B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
142	132341A661104147	上阿井AP	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
143	132341A661104148	下阿井AF	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
144	132341A661104149	下阿井AY	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
145	132341A661104150	下阿井AZ	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
146	132341A661104151	下阿井BA	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
147	132341A661104152	下阿井BB	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
148	132341A661104153	上阿井AQ	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○

04阿井 Y: 143箇所 R: 143箇所

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A661105001	鴨倉A	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
2	132341A661105002	上鴨倉A	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
3	132341A661105003	上鴨倉B	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
4	132341A661105004	鴨倉B	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
5	132341A661105005	鴨倉C	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
6	132341A661105006	鴨倉D	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
7	132341A661105007	上鴨倉C	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
8	132341A661105008	鴨倉E	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
9	132341A661105009	上鴨倉D	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
10	132341A661105010	上鴨倉E	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
11	132341A661105011	上鴨倉F	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
12	132341A661105012	鴨倉F	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
13	132341A661105013	建御名方神社東	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
14	132341A661105014	鴨倉G	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	—
15	132341A661105015	要害山西	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
16	132341A661105016	鴨倉H	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
17	132341A661105017	下鴨倉A	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
18	132341A661105018	下鴨倉B	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
19	132341A661105019	鴨倉大橋北A	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
20	132341A661105020	鴨倉大橋北B	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	—
21	132341A661105021	鴨倉大橋東	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
22	132341A661105022	鴨倉大橋南A	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
23	132341A661105023	鴨倉大橋南B	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
24	132341A661105024	阿井川ダム西	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
25	132341A661105025	三沢A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
26	132341A661105026	三沢B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
27	132341A661105027	原田	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
28	132341A661105028	下鞍掛A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
29	132341A661105029	三沢C	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
30	132341A661105030	原田A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
31	132341A661105031	三沢D	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
32	132341A661105032	三沢E	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
33	132341A661105033	三沢F	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
34	132341A661105034	三沢G	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	—
35	132341A661105035	三沢H	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
36	132341A661105036	三沢I	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
37	132341A661105037	三沢J	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
38	132341A661105038	三沢K	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
39	132341A661105040	三沢L	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
40	132341A661105041	原田B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
41	132341A661105042	三沢M	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
42	132341A661105043	三沢N	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	—
43	132341A661105044	三沢O	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
44	132341A661105045	三沢P	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
45	132341A661105047	三沢Q	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
46	132341A661105048	三沢R	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
47	132341A661105049	三沢S	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
48	132341A661105050	三沢T	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
49	132341A661105051	三沢U	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
50	132341A661105052	三沢V	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
51	132341A661105053	堅田B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
52	132341A661105054	三沢W	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
53	132341A661105055	三沢X	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
54	132341A661105056	工業団地B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
55	132341A661105057	工業団地A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
56	132341A661105059	堅田A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
57	132341A661105060	上鞍掛B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
58	132341A661105061	花見屋橋南	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
59	132341A661105062	花見屋橋西	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
60	132341A661105064	上鞍掛A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
61	132341A661105065	上鞍掛橋東	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
62	132341A661105066	三沢Y	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	—
63	132341A661105067	三沢Z	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
64	132341A661105068	三沢AA	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
65	132341A661105069	布広橋南B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
66	132341A661105070	三沢AB	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
67	132341A661105071	布広橋南A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
68	132341A661105072	三沢AC	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
69	132341A661105073	下鞍掛B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
70	132341A661105074	三沢AD	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
71	132341A661105075	三沢AE	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
72	132341A661105076	下鞍掛C	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
73	132341A661105077	下鞍掛D	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	—	○
74	132341A661105078	四日市A	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
75	132341A661105079	四日市B	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
76	132341A661105080	河内A	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
77	132341A661105081	四日市C	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
78	132341A661105082	河内B	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
79	132341A661105083	河内C	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	—
80	132341A661105084	河内D	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
81	132341A661105085	河内E	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
82	132341A661105086	河内F	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
83	132341A661105087	阿井川ダム東	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
84	132341A661105088	河内G	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
85	132341A661105089	常高寺南	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
86	132341A661105090	常高寺南B	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
87	132341A661105091	河内橋北	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
88	132341A661105092	河内H	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
89	132341A661105093	河内I	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
90	132341A661105094	河内J	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
91	132341A661105095	河内K	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
92	132341A661105096	奥田橋西	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
93	132341A661105097	河内L	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
94	132341A661105098	河内M	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
95	132341A661105099	河内N	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	—
96	132341A661105100	河内O	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
97	132341A661105101	河内P	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
98	132341A661105102	河内Q	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
99	132341A661105103	河内R	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
100	132341A661105104	才の峠東	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
101	132341A661105105	大吉	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
102	132341A661105106	河内S	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
103	132341A661105107	河内T	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
104	132341A661105108	鴨倉I	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	—	○
105	132341A661105109	河内U	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	—	○
05三沢 Y : 98箇所 R : 98箇所								

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132342A661106001	竹崎A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
2	132342A661106002	竹崎B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
3	132342A661106003	竹崎C	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
4	132342A661106004	竹崎D	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
5	132342A661106005	竹崎E	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
—	132342A661106006	万才	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	—
6	132342A661106007	柱橋南	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
7	132342A661106008	竹崎F	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
8	132342A661106009	竹崎G	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
9	132342A661106010	竹崎H	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
—	132342A661106011	竹崎I	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	—
10	132342A661106012	竹崎J	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
11	132342A661106013	竹崎K	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
12	132342A661106014	ピリ谷橋北	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
13	132342A661106015	竹崎L	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
14	132342A661106016	竹崎M	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
15	132342A661106017	竹崎N	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
—	132342A661106018	竹崎O	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	—
16	132342A661106019	竹崎P	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
17	132342A661106020	竹崎Q	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
18	132342A661106021	竹崎R	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
19	132342A661106022	竹崎S	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
20	132342A661106023	竹崎T	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
—	132342A661106024	竹崎U	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	—
21	132342A661106025	追谷	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
22	132342A661106026	日向側	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
23	132342A661106027	竹崎V	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
24	132342A661106028	中靱	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
25	132342A661106029	竹崎W	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
26	132342A661106030	大呂A	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
27	132342A661106031	竹崎X	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
28	132342A661106032	水木橋北	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
29	132342A661106033	竹崎Y	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
30	132342A661106034	竹崎Z	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
31	132342A661106035	山郡	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
32	132342A661106036	中丁A	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
33	132342A661106037	小国	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
34	132342A661106038	竹崎AA	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
35	132342A661106039	竹崎AB	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
36	132342A661106040	川原橋	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
37	132342A661106041	竹崎AC	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
38	132342A661106042	山神神社	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
39	132342A661106043	竹崎AD	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	—	○
40	132342A661106044	大呂B	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
41	132342A661106045	大呂C	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
42	132342A661106046	福頼	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
—	132342A661106047	大呂D	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	—
43	132342A661106048	大呂E	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
44	132342A661106049	大呂F	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
45	132342A661106050	大呂G	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
46	132342A661106051	大呂H	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
47	132342A661106052	大呂I	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
48	132342A661106053	大呂J	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
49	132342A661106054	大呂K	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
50	132342A661106055	大呂神社	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
51	132342A661106056	大呂L	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
52	132342A661106057	中丁B	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
53	132342A661106058	中丁下	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
54	132342A661106059	山の奥橋南	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
—	132342A661106060	大呂M	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	—
55	132342A661106061	大呂N	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
56	132342A661106062	代山	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
57	132342A661106063	大呂O	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
58	132342A661106064	大呂P	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
59	132342A661106065	大呂Q	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
60	132342A661106066	大呂R	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
61	132342A661106067	大呂S	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
62	132342A661106068	大呂T	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
63	132342A661106069	大呂U	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
64	132342A661106070	大呂V	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
65	132342A661106071	大呂W	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
66	132342A661106072	大呂X	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
67	132342A661106073	谷鉦橋南	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
68	132342A661106074	大呂Y	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○
69	132342A661106075	五反田A	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	—	○

06鳥上公民館 Y: 69箇所 R: 69箇所

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
-	132342A661107001	中村A	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	-
1	132342A661107002	中村B	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
2	132342A661107003	中村C	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
3	132342A661107004	中村D	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
-	132342A661107005	中村E	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	-
4	132342A661107006	中村F	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
5	132342A661107007	中村G	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
6	132342A661107008	中村H	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
7	132342A661107009	中村I	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
8	132342A661107010	五反田B	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
9	132342A661107011	中村J	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
10	132342A661107012	樋口A	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
-	132342A661107013	中村K	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	-
11	132342A661107014	中村L	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
12	132342A661107015	中村M	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
13	132342A661107016	樋口B	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
14	132342A661107017	樋口C	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
15	132342A661107018	蔵屋A	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
16	132342A661107019	蔵屋下	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
17	132342A661107020	蔵屋上	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
18	132342A661107021	中村N	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
-	132342A661107022	中村O	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	-
19	132342A661107023	蔵屋B	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
20	132342A661107024	蔵屋C	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
21	132342A661107025	中村P	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
22	132342A661107026	中村Q	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
-	132342A661107027	中村R	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	-
23	132342A661107028	中村S	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
24	132342A661107029	中村T	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	○
-	132342A661107030	中村U	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	-
-	132342A661107031	中村V	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	-	-
25	132342A661107032	稲原A	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
26	132342A661107033	稲原B	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
27	132342A661107034	稲原C	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
28	132342A661107035	稲原D	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
-	132342A661107036	稲原E	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	-
29	132342A661107037	稲原F	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
-	132342A661107038	稲原G	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	-
30	132342A661107039	稲原H	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
-	132342A661107040	稲原I	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	-
31	132342A661107041	稲原J	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
-	132342A661107042	稲原K	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	-
32	132342A661107043	稲原L	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
33	132342A661107044	稲原M	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
34	132342A661107045	稲原N	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
35	132342A661107046	稲原O	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
36	132342A661107047	稲原P	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
37	132342A661107048	稲原Q	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
38	132342A661107049	稲原R	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
39	132342A661107050	粕谷池南	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
-	132342A661107051	稲原S	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	-
40	132342A661107052	稲原T	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
41	132342A661107053	川西橋東A	仁多郡	奥出雲町	下横田	横田	-	○
42	132342A661107054	稲原U	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
43	132342A661107055	稲原V	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○
44	132342A661107056	稲原W	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	-	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
45	132342A661107057	下横田A	仁多郡	奥出雲町	下横田	横田	—	○
46	132342A661107058	横田A	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
47	132342A661107059	稲原X	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	—	○
48	132342A661107060	稲原Y	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	—	○
49	132342A661107061	稲原Z	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	—	○
50	132342A661107062	下横田B	仁多郡	奥出雲町	下横田	横田	—	○
51	132342A661107063	下横田C	仁多郡	奥出雲町	下横田	横田	—	○
52	132342A661107064	下横田D	仁多郡	奥出雲町	下横田	横田	—	○
53	132342A661107065	下横田E	仁多郡	奥出雲町	下横田	横田	—	○
—	132342A661107066	中村W	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	—	—
54	132342A661107067	中村X	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	—	○
55	132342A661107068	中村Y	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	—	○
—	132342A661107069	中村Z	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	—	—
56	132342A661107070	角A	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
57	132342A661107071	角B	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
58	132342A661107072	横田B	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
59	132342A661107073	六日市A	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
60	132342A661107074	六日市B	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
61	132342A661107075	六日市C	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
—	132342A661107076	横田C	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	—
62	132342A661107077	大曲A	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
63	132342A661107078	大曲B	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
64	132342A661107079	横田D	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
65	132342A661107080	横田E	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
66	132342A661107081	大曲C	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
67	132342A661107082	大曲D	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
68	132342A661107083	横田F	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
69	132342A661107084	横田G	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
70	132342A661107085	横田H	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
71	132342A661107086	横田I	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
72	132342A661107087	横田J	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
73	132342A661107088	横田K	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
74	132342A661107089	加食橋北	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
75	132342A661107090	横田L	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
76	132342A661107091	横田M	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
77	132342A661107092	横田N	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
78	132342A661107093	吉野谷橋南	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	—	○
79	132342A661107095	蔵屋E	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	—	○
80	132342A661107096	原口	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	—	○

07横田公民館
Y：80箇所
R：80箇所

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132342A661108001	大谷 A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
2	132342A661108002	雨川 A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
3	132342A661108003	雨川下	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
4	132342A661108004	雨川 B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
5	132342A661108005	大歳神社東	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
6	132342A661108006	大谷 B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
7	132342A661108007	小麦谷橋西	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
8	132342A661108008	大谷 C	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
9	132342A661108009	大谷 D	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
10	132342A661108010	大谷 E	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
11	132342A661108011	大谷 F	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
12	132342A661108012	大谷 G	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
13	132342A661108013	大谷 H	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
14	132342A661108014	大谷 I	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
15	132342A661108015	下横田 F	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
16	132342A661108016	下横田 G	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
17	132342A661108017	下横田 H	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
18	132342A661108018	下横田 I	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
19	132342A661108019	下横田 J	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
20	132342A661108020	下横田 K	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
21	132342A661108021	下横田 L	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
22	132342A661108022	下横田 M	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
23	132342A661108023	下横田 N	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
24	132342A661108024	川西橋東 B	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
25	132342A661108025	下横田 O	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
26	132342A661108026	愛宕神社北 A	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
27	132342A661108027	愛宕神社北 B	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
28	132342A661108028	下横田 P	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
29	132342A661108029	下横田 Q	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
30	132342A661108030	八川本郷 A	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
31	132342A661108031	八川小学校南	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
32	132342A661108032	井多橋北	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
33	132342A661108033	井多橋東	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
34	132342A661108034	八川駅北	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
35	132342A661108035	八川 A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
36	132342A661108036	八川本郷 B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
37	132342A661108037	八川 B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
38	132342A661108038	八川 C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
39	132342A661108039	八川 D	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
40	132342A661108040	本郷 A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
41	132342A661108041	八川 E	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
42	132342A661108042	八川 F	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
43	132342A661108043	八川 G	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
44	132342A661108044	八川本郷 C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
45	132342A661108045	八川 H	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
46	132342A661108046	金川 A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
47	132342A661108047	八川 I	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
48	132342A661108048	八川 J	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
49	132342A661108049	金川 B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
50	132342A661108050	金川 C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
51	132342A661108051	金川 D	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
52	132342A661108052	八川 K	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
53	132342A661108053	八川 L	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
54	132342A661108054	八川 M	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
55	132342A661108055	中八川 A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
56	132342A661108056	仲仙道	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
57	132342A661108057	八川N	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
58	132342A661108058	中八川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
59	132342A661108059	八川O	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
60	132342A661108060	小八川橋東	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
61	132342A661108061	八川P	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
62	132342A661108062	小八川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
63	132342A661108063	多聞寺橋	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
64	132342A661108064	八川Q	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
65	132342A661108065	八川R	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
66	132342A661108066	小八川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
67	132342A661108067	八川S	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
68	132342A661108068	八川T	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
69	132342A661108069	山神橋西	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
70	132342A661108070	八川U	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
71	132342A661108071	山神橋南	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
72	132342A661108072	八川V	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
73	132342A661108073	八川W	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
74	132342A661108074	大八川北	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
75	132342A661108075	大八川東	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
76	132342A661108076	中八川C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
77	132342A661108077	八川X	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
78	132342A661108078	八川Y	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
79	132342A661108079	八川Z	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
80	132342A661108080	三森原A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
81	132342A661108081	三森原B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
82	132342A661108082	八川A A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
83	132342A661108083	田畑橋西	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
84	132342A661108084	八川A B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
85	132342A661108085	三森原C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
86	132342A661108086	八川A C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
87	132342A661108087	八川A D	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
88	132342A661108088	八川A E	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
89	132342A661108089	八川A F	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
90	132342A661108090	八川A G	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
91	132342A661108091	八川A H	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
92	132342A661108092	坂根	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
93	132342A661108093	八川A I	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
94	132342A661108094	八川A J	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
95	132342A661108095	八川A K	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
96	132342A661108096	八川A L	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
97	132342A661108097	八川A M	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
98	132342A661108098	八川A N	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
99	132342A661108099	八川A O	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
100	132342A661108100	八川A P	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
101	132342A661108101	八川A Q	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
102	132342A661108102	八川A R	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
103	132342A661108103	八川A S	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
—	132342A661108104	八川A T	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
104	132342A661108105	大谷J	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
105	132342A661108106	大谷K	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
106	132342A661108107	大谷L	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
107	132342A661108108	大谷M	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
108	132342A661108109	大谷N	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
109	132342A661108110	大谷O	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
110	132342A661108111	大谷P	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
111	132342A661108112	大谷Q	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
112	132342A661108113	大谷 R	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
113	132342A661108114	大谷 S	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
114	132342A661108115	大谷 T	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
115	132342A661108116	大谷 U	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
116	132342A661108117	大谷 V	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
117	132342A661108118	大谷 W	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
118	132342A661108119	本郷東	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
119	132342A661108120	大谷 X	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
120	132342A661108121	杭木	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
121	132342A661108122	大谷 Y	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
122	132342A661108123	大谷 Z	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
123	132342A661108124	大谷 A A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
124	132342A661108125	大谷 A B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
125	132342A661108126	大谷 A C	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
126	132342A661108127	大谷 A D	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
127	132342A661108128	大谷 A E	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
128	132342A661108129	吉ヶ口	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
129	132342A661108130	大谷 A F	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
130	132342A661108131	大谷 AH	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
131	132342A661108133	古市	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
132	132342A661108135	土橋 A	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○

08八川公民館 Y : 132箇所 R : 131箇所

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132342A661109001	小馬木本郷 A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
2	132342A661109002	小馬木 A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
3	132342A661109003	小馬木 B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
4	132342A661109004	大谷 A G	仁多郡	奥出雲町	大谷	馬木	—	○
5	132342A661109005	小馬木 C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
6	132342A661109006	皿ヶ瀬橋西	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
7	132342A661109007	小馬木 D	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
8	132342A661109008	小馬木 E	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
9	132342A661109009	大馬木 A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
10	132342A661109010	大馬木 B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
11	132342A661109011	大馬木 C	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
12	132342A661109012	大馬木 D	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
13	132342A661109013	反保 A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
14	132342A661109014	小馬木 F	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
15	132342A661109015	小馬木 G	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
16	132342A661109016	小馬木 H	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
17	132342A661109017	小馬木 I	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
18	132342A661109018	大馬木 E	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
19	132342A661109019	反保 B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
20	132342A661109020	女良木	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
21	132342A661109021	大馬木 F	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
22	132342A661109022	大馬木 G	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
23	132342A661109023	大馬木 H	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
24	132342A661109024	大馬木 I	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
25	132342A661109025	大馬木 J	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
26	132342A661109026	大馬木 K	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
27	132342A661109027	大馬木 L	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
28	132342A661109028	大馬木 M	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
29	132342A661109029	大馬木 N	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
30	132342A661109030	大馬木 O	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
31	132342A661109031	大馬木 P	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
32	132342A661109032	大馬木 Q	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
33	132342A661109033	大馬木 R	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
34	132342A661109034	大馬木 S	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
35	132342A661109035	大馬木 T	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
36	132342A661109036	大馬木 U	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
37	132342A661109037	大森	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
38	132342A661109038	大馬木 V	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
39	132342A661109039	大馬木 W	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
40	132342A661109040	大馬木 X	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
41	132342A661109041	大馬木堅田 A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
42	132342A661109042	大馬木堅田 B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
43	132342A661109043	堅田 C	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
44	132342A661109044	大馬木 Y	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
45	132342A661109045	大馬木 Z	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
46	132342A661109046	大馬木 A A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
47	132342A661109047	大馬木第一本郷	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
48	132342A661109048	亀ヶ市橋北	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
49	132342A661109049	大馬木 A B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
50	132342A661109050	大馬木 A C	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
51	132342A661109051	湯舟橋南	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
52	132342A661109052	大馬木A D	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
53	132342A661109053	亀ヶ市	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
54	132342A661109054	大馬木A E	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
55	132342A661109055	大馬木A F	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
56	132342A661109056	大馬木A G	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
57	132342A661109057	小峠	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
58	132342A661109058	大馬木A H	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
59	132342A661109059	大馬木A I	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
60	132342A661109060	大馬木A J	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
61	132342A661109061	大馬木A K	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
62	132342A661109062	大馬木A L	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
63	132342A661109063	大馬木A M	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
64	132342A661109064	上連	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
65	132342A661109065	大馬木A N	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
66	132342A661109066	大馬木A O	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
67	132342A661109067	大馬木A P	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
—	132342A661109068	大馬木A Q	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	—
68	132342A661109069	大馬木A R	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
69	132342A661109070	大峠	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
70	132342A661109071	大馬木A S	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
—	132342A661109072	大馬木A T	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	—
—	132342A661109073	大馬木A U	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	—
71	132342A661109074	木屋谷A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
72	132342A661109075	木屋谷B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
73	132342A661109076	みずほ橋西	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
74	132342A661109077	木屋谷橋北A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
75	132342A661109078	木屋谷C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
76	132342A661109079	木屋谷D	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
77	132342A661109080	小馬木J	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
—	132342A661109081	上木屋谷東A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	—
—	132342A661109082	小馬木K	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	—
78	132342A661109083	小馬木L	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
79	132342A661109084	折渡	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
80	132342A661109085	小馬木M	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
81	132342A661109086	小馬木N	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
—	132342A661109087	小馬木O	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	—
—	132342A661109088	小馬木P	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	—
82	132342A661109089	小馬木Q	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
83	132342A661109090	小馬木R	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
84	132342A661109091	本谷折渡	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
85	132342A661109092	下垣内橋南	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
86	132342A661109093	小馬木S	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
87	132342A661109094	小馬木T	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
88	132342A661109095	小馬木U	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
—	132342A661109096	小馬木V	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	—
89	132342A661109097	小馬木W	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
90	132342A661109098	小馬木X	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
91	132342A661109099	小馬木Y	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
92	132342A661109100	小馬木Z	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○

急傾斜地の崩壊							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
93	132342A661109101	小馬木 A A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
94	132342A661109102	砂子屋橋西	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
95	132342A661109103	矢入	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
96	132342A661109104	小馬木 A B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
97	132342A661109105	小馬木 A C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
98	132342A661109106	矢入中原 A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
99	132342A661109107	小馬木 A D	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
100	132342A661109108	野伏	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	—	○
101	132342A661109109	中原	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
102	132342A661109110	小馬木 A E	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
103	132342A661109111	矢入中原 B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
104	132342A661109112	小馬木 A F	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
105	132342A661109113	小馬木 A G	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
106	132342A661109114	小馬木 A H	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
107	132342A661109115	小馬木 A I	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
108	132342A661109116	奥田屋橋西	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
109	132342A661109117	小森 A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
110	132342A661109118	小森 B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
111	132342A661109119	小森 C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
112	132342A661109120	小馬木 A J	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
113	132342A661109121	小森 D	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
114	132342A661109122	矢入中原北	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
115	132342A661109123	小馬木 A K	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
116	132342A661109124	小馬木 A L	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
117	132342A661109125	小馬木 A M	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
118	132342A661109126	小馬木本郷 B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
119	132342A661109127	小馬木 A N	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
120	132342A661109128	小馬木 A O	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
121	132342A661109129	小馬木 A P	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
122	132342A661109130	小馬木本郷 C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
123	132342A661109131	小馬木 A Q	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
124	132342A661109132	小馬木 A R	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
125	132342A661109133	小馬木 A S	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
126	132342A661109134	板敷橋西	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
127	132342A661109135	越峠橋東	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
128	132342A661109136	越峠橋北	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
129	132342A661109137	板敷神社西	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
130	132342A661109138	小馬木 A T	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
131	132342A661109139	小馬木 A U	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
132	132342A661109140	板敷 A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
133	132342A661109141	板敷 B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
134	132342A661109142	板敷 C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
135	132342A661109143	板敷 D	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○
136	132342A661109144	木屋谷橋北 B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	—	○

09馬木公民館
Y : 136箇所
R : 136箇所

土砂災害警戒区域一覽表

資料：島根県砂防課

地滑りの崩壊								
No.	基礎調査番号	箇所名	ふりがな	市郡	町村	大字	公民館名	備考
1	132341A660701001	清水廻	しみずざこ	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	
2	132341A660701002	中村東	なかむらひがし	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	
3	132341A660701003	上布施	うえふせ	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	
01布勢公民館区:3箇所								

No.	基礎調査番号	箇所名	ふりがな	市郡	町村	大字	公民館名	備考
1	132341A660702001	矢谷	やだに	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	
2	132341A660702002	上高尾	かみたかお	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	

02三成中央公民館区：2箇所

[illegible][illegible][illegible][illegible]

No.	基礎調査番号	箇所名	ふりがな	市郡	町村	大字	公民館名	備考
1	132342A660707001	福頼	ふくより	仁多郡	奥出雲町	大呂	横田	
07横田公民館区:1箇所								

土砂災害警戒区域一覽表

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A660401001	清水廻中川B	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
2	132341A660401002	清水廻川	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
3	132341A660401003	清水廻中川A	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
4	132341A660401004	平高山	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
5	132341A660401005	中村1	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
6	132341A660401006	中村2	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
7	132341A660401007	湯の原4	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
8	132341A660401008	八代川	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
9	132341A660401009	柿木廻A	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
10	132341A660401010	柿木廻B	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
11	132341A660401011	八勝蔭川	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
12	132341A660401012	八代A	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
13	132341A660401013	寺谷川	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
14	132341A660401014	八代B	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
15	132341A660401015	八代C	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
16	132341A660401016	馬馳上川B	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	○	—
17	132341A660401017	馬馳上川A	仁多郡	奥出雲町	馬馳	布勢	○	—
18	132341A660401018	土屋川	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
19	132341A660401019	南川	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
20	132341A660401020	上三所川	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
21	132341A660401021	上三所川上川A	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
22	132341A660401022	火事ヶサコ	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
23	132341A660401023	上三所川上川B	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
24	132341A660401024	城山北川	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
25	132341A660401025	上三所A	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
26	132341A660401026	出井の口沢川	仁多郡	奥出雲町	上三所	布勢	○	—
27	132341A660401027	佐白A	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
28	132341A660401028	宮の奥谷	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
29	132341A660401029	佐白B	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
30	132341A660401030	小山越谷	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
31	132341A660401031	佐白C	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
32	132341A660401032	厩谷	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
33	132341A660401033	寺谷	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
34	132341A660401034	八頭1	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
35	132341A660401035	西八頭川	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
36	132341A660401036	茶屋場谷	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
37	132341A660401037	八頭2	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
38	132341A660401038	真谷川B	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
39	132341A660401039	真谷川A	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
40	132341A660401040	東真谷川	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
41	132341A660401041	佐白川B	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
42	132341A660401042	佐白川A	仁多郡	奥出雲町	佐白	布勢	○	—
43	132341A660401043	八代D	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
44	132341A660401044	八代E	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—
45	132341A660401045	神の村川	仁多郡	奥出雲町	八代	布勢	○	—

01布勢公民館 Y:45箇所 R:0箇所

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A660402001	三所A	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
2	132341A660402002	下三所谷川	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
3	132341A660402003	里田川	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
4	132341A660402004	三所B	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
5	132341A660402005	西石原川	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
6	132341A660402006	石原川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
7	132341A660402007	三所C	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
8	132341A660402008	三所D	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
9	132341A660402009	三所E	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
10	132341A660402010	三所F	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
11	132341A660402011	三所G	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
12	132341A660402012	三所H	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
13	132341A660402013	三所I	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
14	132341A660402014	下大内原谷川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
15	132341A660402015	三成G	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
16	132341A660402016	三所J	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	—	○
17	132341A660402017	三所K	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
18	132341A660402018	三所L	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
19	132341A660402019	三所M	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
20	132341A660402020	三所N	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
21	132341A660402021	三所O	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
22	132341A660402022	下角木川	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
23	132341A660402023	湯の原上川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
24	132341A660402024	梅木原2	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
25	132341A660402025	湯の原3	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
26	132341A660402026	湯の原1	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
27	132341A660402027	美女原4A	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
28	132341A660402028	美女原4B	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	—	○
29	132341A660402029	三成H	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
30	132341A660402030	三成I	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
31	132341A660402031	三成J	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
32	132341A660402032	金屋子谷	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
33	132341A660402033	大水口	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
34	132341A660402034	家ノ奥谷	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
35	132341A660402035	上原屋川	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
36	132341A660402036	西上原屋川	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
37	132341A660402037	高尾B	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
38	132341A660402038	高尾C	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
39	132341A660402039	高尾D	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
40	132341A660402040	高尾E	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
41	132341A660402041	安代原	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
42	132341A660402042	伝次釜	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
43	132341A660402043	安女原川	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
44	132341A660402044	高尾F	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
45	132341A660402045	高尾G	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
46	132341A660402046	下田廻B	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
47	132341A660402047	下田廻A	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
48	132341A660402048	高尾川A	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	—	○
49	132341A660402049	高尾川B	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
50	132341A660402050	松山以後	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
51	132341A660402051	神ノ木谷	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
52	132341A660402052	苗代水	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
53	132341A660402053	ヨ口ヒ谷	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
54	132341A660402054	高尾H	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
55	132341A660402055	高尾I	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
56	132341A660402056	高尾J	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
57	132341A660402057	高尾K	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
58	132341A660402058	高尾L	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
59	132341A660402059	高尾M	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
60	132341A660402060	高尾N	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
61	132341A660402061	高尾O	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
62	132341A660402062	高尾P	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
63	132341A660402063	高尾Q	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
64	132341A660402064	高尾R	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
65	132341A660402065	高尾S	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
66	132341A660402066	野間峠南	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
67	132341A660402067	高尾T	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
68	132341A660402068	野間川A	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
69	132341A660402069	野間川B	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
70	132341A660402070	野間川C	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
71	132341A660402071	野間川D	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
72	132341A660402072	高尾U	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
73	132341A660402073	高尾V	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
74	132341A660402074	高尾W	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
75	132341A660402075	高尾X	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
76	132341A660402076	高尾Y	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
77	132341A660402077	高尾Z	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
78	132341A660402078	尾白2	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
79	132341A660402079	尾白1	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
80	132341A660402080	道下	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
81	132341A660402081	高尾AA	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
82	132341A660402082	高尾AB	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
83	132341A660402083	高尾AC	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
84	132341A660402084	明神谷	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
85	132341A660402085	坂口	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
86	132341A660402086	穴観奥	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
87	132341A660402087	アチ力谷	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
88	132341A660402088	高尾AD	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
89	132341A660402089	藤兵衛釜	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
90	132341A660402090	東久月川	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
91	132341A660402091	荒神ノ奥	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
92	132341A660402092	谷尻	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
93	132341A660402093	塩貝川	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
94	132341A660402094	高尾A	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
95	132341A660402095	南宇根山	仁多郡	奥出雲町	高尾	三成中央	○	—
96	132341A660402096	東宇根谷川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
97	132341A660402097	三成M	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
98	132341A660402098	三成L	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
99	132341A660402099	東宇根山	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
100	132341A660402100	三成K	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
101	132341A660402101	東宇根山上	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
102	132341A660402102	東宇根山中	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
103	132341A660402103	東宇根山下A	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
104	132341A660402104	東宇根山下B	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
105	132341A660402105	東宇根山元	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
106	132341A660402106	三成N	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
107	132341A660402107	三成O	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
108	132341A660402108	三成P	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
109	132341A660402109	美女原川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
110	132341A660402110	三成Q	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
111	132341A660402111	ミサキ	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
112	132341A660402112	三成R	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
113	132341A660402113	三成S	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
114	132341A660402114	槇谷川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
115	132341A660402115	清水川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
116	132341A660402116	上湯の廻谷川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
117	132341A660402117	三成E	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
118	132341A660402118	美女原5	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
119	132341A660402119	三成F	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
120	132341A660402120	県発谷川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
121	132341A660402121	湯の原谷東川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
122	132341A660402122	湯の原谷川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
123	132341A660402123	三所P	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
124	132341A660402124	三所Q	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
125	132341A660402125	三成D	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
126	132341A660402126	谷口川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
127	132341A660402127	滝坂川(愛宕川)A	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
128	132341A660402128	滝坂川(愛宕川)B	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
129	132341A660402129	三成1	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
130	132341A660402130	三成2	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
131	132341A660402131	漆谷川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
132	132341A660402132	三成T	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
133	132341A660402133	暮地1	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
134	132341A660402134	矢谷川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
135	132341A660402135	三成A	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
136	132341A660402136	三成B	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
137	132341A660402137	奥山手川	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
138	132341A660402138	三所R	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
139	132341A660402139	三成C	仁多郡	奥出雲町	三成	三成中央	○	—
140	132341A660402140	三所S	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
141	132341A660402141	三所T	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—
142	132341A660402142	三所U	仁多郡	奥出雲町	三所	三成中央	○	—

02三成中央公民館 Y:142箇所 R:7箇所

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A660403001	若松川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
2	132341A660403002	亀嵩A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
3	132341A660403003	若松川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
4	132341A660403004	中湯野川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
5	132341A660403005	中湯野川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
6	132341A660403006	エジ谷川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
7	132341A660403007	大熊川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
8	132341A660403008	山以後谷川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
9	132341A660403009	亀嵩B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
10	132341A660403010	亀嵩C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
11	132341A660403011	大熊川C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
12	132341A660403012	大熊川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
13	132341A660403013	大熊下川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
14	132341A660403014	山地川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
15	132341A660403015	亀嵩D	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
16	132341A660403016	上客廻川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
17	132341A660403017	上客廻川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
18	132341A660403018	イガキ廻B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
19	132341A660403019	イガキ廻A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
20	132341A660403020	亀嵩E	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
21	132341A660403021	郡2	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
22	132341A660403022	添ヶ谷	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
23	132341A660403023	木崎谷	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
24	132341A660403024	久比須奥谷川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
25	132341A660403025	亀嵩F	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
26	132341A660403026	大久保田谷川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
27	132341A660403027	西大久保田谷川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
28	132341A660403028	原谷川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
29	132341A660403029	原谷川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
30	132341A660403030	亀嵩G	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
31	132341A660403031	亀嵩H	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
32	132341A660403032	亀嵩I	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
33	132341A660403033	谷奥川D	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
34	132341A660403034	谷奥川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
35	132341A660403035	谷奥川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
36	132341A660403036	谷奥川C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
37	132341A660403037	亀嵩J	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
38	132341A660403038	谷奥川下川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
39	132341A660403039	谷奥川下川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
40	132341A660403040	鹿谷日向	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
41	132341A660403041	亀嵩K	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
42	132341A660403042	亀嵩L	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
43	132341A660403043	久比須1	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
44	132341A660403044	亀嵩M	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
45	132341A660403045	亀嵩N	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
46	132341A660403046	亀嵩O	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
47	132341A660403047	亀嵩P	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
48	132341A660403048	下高畦川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
49	132341A660403049	亀嵩Q	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
50	132341A660403050	総光寺川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
51	132341A660403051	新ノ奥	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
52	132341A660403052	坂口川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
53	132341A660403053	新屋川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
54	132341A660403054	梅木原1	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
55	132341A660403055	西新屋谷川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
56	132341A660403056	亀嵩R	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
57	132341A660403057	大廻	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
58	132341A660403058	ヲルシ廻	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
59	132341A660403059	亀嵩S	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
60	132341A660403060	高田I	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
61	132341A660403061	大峠	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
62	132341A660403062	大道ヶ谷	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
63	132341A660403063	大田原川	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
64	132341A660403064	権現山川	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
65	132341A660403065	大内原鉄山	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
66	132341A660403066	大内原谷川	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
67	132341A660403067	下平	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
68	132341A660403068	下平上	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
69	132341A660403069	下平中	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
70	132341A660403070	下平下	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
71	132341A660403071	郡A	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
72	132341A660403072	郡B	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
73	132341A660403073	湯の原5	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
74	132341A660403074	東郡川下川	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
75	132341A660403075	東郡川A	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
76	132341A660403076	簾2	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
77	132341A660403077	東郡川B	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
78	132341A660403078	郡C	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
79	132341A660403079	打道山	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
80	132341A660403080	焼ヶ迫	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
81	132341A660403081	反谷尻	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
82	132341A660403082	簾1	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
83	132341A660403083	下中谷川	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
84	132341A660403084	大内原	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
85	132341A660403085	郡1	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
86	132341A660403086	郡D	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
87	132341A660403087	郡E	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
88	132341A660403088	郡F	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
89	132341A660403089	郡G	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
90	132341A660403090	迫畑	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
91	132341A660403091	郡H	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
92	132341A660403092	高柴川	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
93	132341A660403093	東高柴川	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
94	132341A660403094	東高柴川上川	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
95	132341A660403095	六郎免	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
96	132341A660403096	ヤカイ	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
97	132341A660403097	高田A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
98	132341A660403098	石広	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
99	132341A660403099	高田B	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
100	132341A660403100	坂ノ谷	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
101	132341A660403101	大林B	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
102	132341A660403102	大林A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
103	132341A660403103	金川奥谷川B	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
104	132341A660403104	金川奥谷川A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
105	132341A660403105	郡谷川B	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
106	132341A660403106	郡谷川A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
107	132341A660403107	高田C	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
108	132341A660403108	琴枕川	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
109	132341A660403109	琴枕川下川	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
110	132341A660403110	東琴枕川A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
111	132341A660403111	東琴枕川B	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
112	132341A660403112	高田D	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
113	132341A660403113	高田E	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
114	132341A660403114	高田F	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	—	○
115	132341A660403115	奥高田川	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
116	132341A660403116	高田G	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
117	132341A660403117	高田川	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
118	132341A660403118	高田H	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
119	132341A660403119	古土山谷B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
120	132341A660403120	古土山谷A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
121	132341A660403121	清水谷尻	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
122	132341A660403122	亀嵩W	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
123	132341A660403123	清田堀	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
124	132341A660403124	亀嵩T	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
125	132341A660403125	亀嵩U	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
126	132341A660403126	亀嵩V	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
127	132341A660403127	後田	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
128	132341A660403128	亀嵩X	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
129	132341A660403129	西湯野川下川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
130	132341A660403130	西湯野川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
131	132341A660403131	湯の谷川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
132	132341A660403132	辰岩谷川	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
133	132341A660403133	山以後谷川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
134	132341A660403134	山以後谷川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
135	132341A660403135	山以後谷川C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
136	132341A660403136	山以後谷川D	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
137	132341A660403137	大熊川D	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
138	132341A660403138	山地川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
139	132341A660403139	山地川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
140	132341A660403140	上客廻川C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
141	132341A660403141	イガキ廻C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
142	132341A660403142	イガキ廻D	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
143	132341A660403143	イガキ廻E	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	—	○
144	132341A660403144	原谷川C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
145	132341A660403145	谷奥川E	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
146	132341A660403146	亀嵩Y	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
147	132341A660403147	谷奥川下川C	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
148	132341A660403148	久比須A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
149	132341A660403149	久比須B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
150	132341A660403150	総光寺川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
151	132341A660403151	坂口川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
152	132341A660403152	梅木原A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
153	132341A660403153	梅木原B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
154	132341A660403154	大廻A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
155	132341A660403155	ヲルシ廻A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
156	132341A660403156	反谷尻A	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
157	132341A660403157	簾A	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
158	132341A660403158	郡I	仁多郡	奥出雲町	郡	亀嵩	○	—
159	132341A660403159	坂ノ谷A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
160	132341A660403160	金川奥谷川C	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
161	132341A660403161	郡谷川C	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
162	132341A660403162	郡谷川D	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
163	132341A660403163	郡谷川E	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
164	132341A660403164	琴枕川A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
165	132341A660403165	高田川A	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
166	132341A660403166	高田川B	仁多郡	奥出雲町	高田	亀嵩	○	—
167	132341A660403167	西湯野川下川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
168	132341A660403168	湯の谷川A	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
169	132341A660403169	湯の谷川B	仁多郡	奥出雲町	亀嵩	亀嵩	○	—
03亀嵩公民館 Y:169箇所 R:15箇所								

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A660404001	川子原谷川A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
2	132341A660404002	川子原谷川B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
3	132341A660404003	川子原A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
4	132341A660404004	川子原B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
5	132341A660404005	カクレ谷	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
6	132341A660404006	宮原谷川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
7	132341A660404007	町栄寺谷川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
8	132341A660404008	堀下谷川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
9	132341A660404009	下阿井A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
10	132341A660404010	八幡宮谷川A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
11	132341A660404011	八幡宮谷川B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
12	132341A660404012	ヤダン坂谷川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
13	132341A660404013	清水谷川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
14	132341A660404014	椀以後下	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
15	132341A660404015	下阿井B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
16	132341A660404016	大内谷A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
17	132341A660404017	大内谷B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
18	132341A660404018	小阿井左川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
19	132341A660404019	下阿井C	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
20	132341A660404020	見寄川下川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
21	132341A660404021	休ミイマ	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
22	132341A660404022	上阿井A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
23	132341A660404023	吉ヶ廻	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
24	132341A660404024	塚ノ谷	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
25	132341A660404025	見寄川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
26	132341A660404027	中田川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
27	132341A660404028	奥湯谷東谷川A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
28	132341A660404029	奥湯谷東谷川B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
29	132341A660404030	奥湯谷川A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
30	132341A660404031	奥湯谷川B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
31	132341A660404032	西奥湯谷上川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
32	132341A660404033	下阿井D	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
33	132341A660404034	下阿井E	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
34	132341A660404035	奥湯谷川上川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
35	132341A660404036	寺田	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
36	132341A660404037	穴ノ谷	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	—	○
37	132341A660404038	中垣内谷川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
38	132341A660404039	井戸川A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
39	132341A660404040	井戸川B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
40	132341A660404041	井戸川C	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
41	132341A660404042	下無木川A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
42	132341A660404043	下無木川B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
43	132341A660404044	無木川	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
44	132341A660404045	防木谷川A	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
45	132341A660404046	防木谷川B	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
46	132341A660404047	中垣内谷下川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
47	132341A660404048	上阿井B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
48	132341A660404049	雲崎奥	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
49	132341A660404051	いざなみ奥谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
50	132341A660404052	小谷川A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
51	132341A660404053	小谷川B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
52	132341A660404054	中小谷川A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
53	132341A660404055	中小谷川B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
54	132341A660404056	西小谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
55	132341A660404057	川東谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
56	132341A660404058	上阿井谷川A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
57	132341A660404059	上阿井谷川B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
58	132341A660404060	金ヶ谷	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
59	132341A660404061	梶畑奥	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
60	132341A660404062	堂ノ奥	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
61	132341A660404063	内谷A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
62	132341A660404064	内谷川下川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
63	132341A660404065	内谷B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
64	132341A660404066	内谷C	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
65	132341A660404067	上真地谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
66	132341A660404068	下鷹ノ谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
67	132341A660404069	上阿井C	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
68	132341A660404070	大貫谷川A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
69	132341A660404071	大貫谷川B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
70	132341A660404073	半谷川A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
71	132341A660404074	半谷川B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
72	132341A660404075	東半谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
73	132341A660404076	真地下谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
74	132341A660404077	真地上谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
75	132341A660404078	マコロバセ	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
76	132341A660404079	榎原谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
77	132341A660404080	米原川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
78	132341A660404081	長谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
79	132341A660404082	向谷	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
80	132341A660404083	御京谷	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
81	132341A660404084	福原谷川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
82	132341A660404085	奥水越川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
83	132341A660404086	岩棚	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
84	132341A660404087	上阿井D	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
85	132341A660404088	原	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
86	132341A660404089	力ノ田	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
87	132341A660404090	上阿井E	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	—	○
88	132341A660404092	上阿井F	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
89	132341A660404093	ホトケ谷	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
90	132341A660404095	平	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
91	132341A660404096	内引川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
92	132341A660404097	下口A	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
93	132341A660404098	下口B	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
94	132341A660404099	上阿井G	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
95	132341A660404100	下口川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
96	132341A660404101	上阿井H	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
97	132341A660404102	防木谷川C	仁多郡	奥出雲町	下阿井	阿井	○	—
98	132341A660404103	小谷川C	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—
99	132341A660404104	ホトケ谷支川	仁多郡	奥出雲町	上阿井	阿井	○	—

04阿井 Y:99箇所 R:9箇所

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132341A660405001	鴨倉A	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	－
2	132341A660405002	鴨倉B	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	－
3	132341A660405003	鴨倉C	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	－
4	132341A660405004	鴨倉D	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	－
5	132341A660405005	鴨倉E	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	－
6	132341A660405006	乙社谷川	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	－
7	132341A660405007	乙社川	仁多郡	奥出雲町	鴨倉	三沢	○	－
8	132341A660405008	原田A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
9	132341A660405009	原田B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
10	132341A660405010	三沢A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
11	132341A660405011	三沢B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
12	132341A660405012	三沢C	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
13	132341A660405013	三沢D	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
14	132341A660405014	三沢E	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
15	132341A660405015	三沢F	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
16	132341A660405016	三沢G	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
17	132341A660405017	堅固A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
18	132341A660405018	堅固B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
19	132341A660405019	堅田A	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
20	132341A660405020	堅田B	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
21	132341A660405021	堅固C	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
22	132341A660405022	堅固D	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
23	132341A660405023	堅田C	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
24	132341A660405024	堅固E	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
25	132341A660405025	堅固F	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
26	132341A660405026	堅固G	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
27	132341A660405027	三沢H	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
28	132341A660405028	堅田D	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
29	132341A660405030	堅固H	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	－	○
30	132341A660405031	三沢I	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
31	132341A660405032	三沢J	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
32	132341A660405033	下鞍掛川	仁多郡	奥出雲町	三沢	三沢	○	－
33	132341A660405034	北常光寺谷上川	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
34	132341A660405035	北常光寺谷川	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
35	132341A660405036	僧都谷奥東谷	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
36	132341A660405037	上河内谷川	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
37	132341A660405038	南河内谷川	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	－	○
38	132341A660405039	ヤニガ谷	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
39	132341A660405040	サクラガ谷	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
40	132341A660405041	下河内谷川	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	－	○
41	132341A660405042	河内A	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
42	132341A660405043	河内B	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
43	132341A660405044	藤木谷	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
44	132341A660405045	河内C	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
45	132341A660405046	大吉川下川	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
46	132341A660405047	大吉川上川	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
47	132341A660405048	大吉	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	○	－
48	132341A660405049	河内D	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	－	○
49	132341A660405050	河内E	仁多郡	奥出雲町	河内	三沢	－	○
05三沢 Y:49箇所 R:5箇所								

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132342A660406001	谷鈺川	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
2	132342A660406002	大呂A	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
3	132342A660406003	山県谷川	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
4	132342A660406004	大呂B	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
5	132342A660406006	栃木谷川	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	未調査	－
6	132342A660406007	下ヘンダヶ廻	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
7	132342A660406008	大呂C	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
8	132342A660406009	上アシダニ	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
9	132342A660406010	家ノ奥谷川A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
10	132342A660406011	家ノ奥谷川B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
11	132342A660406012	竹崎A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
12	132342A660406013	西靱ノ木川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
13	132342A660406014	日長廻	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
14	132342A660406015	靱ノ木川A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
15	132342A660406016	靱ノ木川B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	未調査	－
16	132342A660406017	大向奥中ノ廻川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
17	132342A660406018	大向奥川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
18	132342A660406019	城山川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	未調査	－
19	132342A660406020	あおり谷川A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
20	132342A660406021	あおり谷川B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
21	132342A660406022	鳴廻川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	未調査	－
22	132342A660406023	滝谷川A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
23	132342A660406024	滝谷川B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
24	132342A660406025	滝谷川C	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	未調査	－
25	132342A660406026	滝谷川D	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
26	132342A660406027	滝谷川E	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
27	132342A660406028	滝谷川F	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
28	132342A660406029	滝谷川G	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
29	132342A660406030	竹崎B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
30	132342A660406031	下ホトケ谷	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
31	132342A660406032	滝谷川H	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	－	○
32	132342A660406033	滝谷川I	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
33	132342A660406034	滝谷川J	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
34	132342A660406035	杠川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	－	○
35	132342A660406036	舟通山A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
36	132342A660406037	舟通山B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
37	132342A660406038	舟通山C	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
38	132342A660406039	斐乃上谷川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
39	132342A660406040	山根谷川A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
40	132342A660406041	山根谷川B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
41	132342A660406042	山根谷川C	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
42	132342A660406043	山根谷川D	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
43	132342A660406044	山根側A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
44	132342A660406045	山根側B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
45	132342A660406046	山根側C	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
46	132342A660406047	宮谷川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
47	132342A660406048	竹崎C	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
48	132342A660406049	追谷A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
49	132342A660406050	追谷B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
50	132342A660406051	追谷C	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
51	132342A660406052	追谷D	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	未調査	－
52	132342A660406053	追谷E	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
53	132342A660406054	西追谷川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
54	132342A660406055	追谷川上川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
55	132342A660406056	竹崎D	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
56	132342A660406057	山郡A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
57	132342A660406058	山郡B	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
58	132342A660406059	山郡C	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	未調査	－
59	132342A660406060	須郷川	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	未調査	－
60	132342A660406061	ヤネザコ	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
61	132342A660406062	竹崎E	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
62	132342A660406063	竹崎F	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
63	132342A660406065	木ノ下谷川	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
64	132342A660406066	枝ヶ廻川A	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
65	132342A660406067	枝ヶ廻川B	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
66	132342A660406068	代奥川A	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
67	132342A660406069	代奥川B	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	未調査	－
68	132342A660406070	代奥川C	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
69	132342A660406071	大呂谷川	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	未調査	－
70	132342A660406072	鳩岡川	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
71	132342A660406073	山県	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
72	132342A660406074	一先A	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
73	132342A660406075	一先B	仁多郡	奥出雲町	大呂	鳥上	○	－
74	132342A660406077	西追谷川A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－
75	132342A660406079	宮谷川A	仁多郡	奥出雲町	竹崎	鳥上	○	－

06鳥上公民館 Y:75箇所 R:2箇所

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132342A660407001	加食A	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	未調査	—
2	132342A660407002	加食B	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	未調査	—
3	132342A660407003	大曲A	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	未調査	—
4	132342A660407004	大曲B	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
5	132342A660407005	大曲C	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
6	132342A660407006	大曲D	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
7	132342A660407007	大曲E	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
8	132342A660407008	大曲F	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
9	132342A660407009	久田谷上川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
10	132342A660407010	六日市西川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
11	132342A660407011	花溪庵谷川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
12	132342A660407012	宮ノ奥谷川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
13	132342A660407013	森川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	未調査	—
14	132342A660407014	中村A	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
15	132342A660407015	中村B	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
16	132342A660407016	中村C	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
17	132342A660407017	獅子谷東川A	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
18	132342A660407018	獅子谷東川B	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
19	132342A660407019	中村D	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	未調査	—
20	132342A660407020	樋口谷川	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	未調査	—
21	132342A660407021	蔵屋A	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
22	132342A660407022	蔵屋B	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
23	132342A660407023	蔵屋C	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
24	132342A660407024	蔵屋D	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	未調査	—
25	132342A660407025	蔵谷川上川	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
26	132342A660407026	中村E	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
27	132342A660407027	年廻谷川	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
28	132342A660407028	角屋谷川	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
29	132342A660407029	蔵谷川A	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
30	132342A660407030	蔵谷川B	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
31	132342A660407031	家ノ奥川	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
32	132342A660407032	中村矢谷川	仁多郡	奥出雲町	中村	横田	○	—
33	132342A660407033	稲原	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	○	—
34	132342A660407034	稲田川A	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	○	—
35	132342A660407035	稲田川B	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	—	○
36	132342A660407036	稲田川C	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	未調査	—
37	132342A660407037	大谷川東川A	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	○	—
38	132342A660407038	大谷川A	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	○	—
39	132342A660407039	原口	仁多郡	奥出雲町	稲原	横田	未調査	—
40	132342A660407040	奥ノ堂谷川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	未調査	—
41	132342A660407041	風呂屋谷川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	未調査	—
42	132342A660407042	西鋦谷川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
43	132342A660407043	大曲G	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	未調査	—
44	132342A660407044	横田	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	—	○
45	132342A660407045	南権現山川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
46	132342A660407046	南権現山右川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
47	132342A660407047	下加食川	仁多郡	奥出雲町	横田	横田	○	—
07横田公民館 Y:47箇所 R:2箇所								

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132342A660408001	下隠地境	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
2	132342A660408002	中隠地境	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
3	132342A660408003	上隠地境	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	○	—
4	132342A660408004	姫子松川	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
5	132342A660408005	槇谷川上川	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
6	132342A660408006	大谷槇谷川	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
7	132342A660408007	鉄穴鉾川A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	○	—
8	132342A660408008	鉄穴鉾川B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
9	132342A660408009	大谷A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
10	132342A660408010	大谷B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
11	132342A660408011	雨川A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
12	132342A660408012	雨川B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
13	132342A660408013	東滝谷川A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
14	132342A660408014	東滝谷川B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
15	132342A660408015	大谷C	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
16	132342A660408016	大谷D	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
17	132342A660408017	大谷E	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
18	132342A660408018	奥林谷川A	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	○	—
—	132342A660408019	奥林谷川B	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	未調査	—
19	132342A660408020	奥林谷川C	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
20	132342A660408021	柳谷川	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	未調査	—
21	132342A660408022	下横田A	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	未調査	—
22	132342A660408023	下横田B	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	未調査	—
23	132342A660408024	下横田C	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	未調査	—
24	132342A660408025	鉾谷川A	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	未調査	—
25	132342A660408026	出井川	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	未調査	—
26	132342A660408027	下横田D	仁多郡	奥出雲町	下横田	八川	—	○
27	132342A660408028	八川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
28	132342A660408029	八川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
29	132342A660408030	八川C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
30	132342A660408031	本郷A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
31	132342A660408032	天神原下谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
32	132342A660408033	天神原上谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
33	132342A660408034	本郷B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
34	132342A660408035	本郷C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
35	132342A660408036	本郷D	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
36	132342A660408037	向谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
37	132342A660408038	二ノ宮川上川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
38	132342A660408039	二ノ宮川上川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
39	132342A660408040	八川D	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
40	132342A660408041	中山道	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
41	132342A660408042	八川E	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
42	132342A660408043	八川F	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
43	132342A660408044	小八川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
44	132342A660408045	小八川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
45	132342A660408046	小八川C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
46	132342A660408047	小八川D	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
47	132342A660408048	八川G	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
48	132342A660408049	日向谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
49	132342A660408050	日向右谷川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
50	132342A660408051	日向右谷川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
51	132342A660408052	八川H	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
52	132342A660408053	八川I	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
53	132342A660408054	八川J	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
54	132342A660408055	八川K	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
55	132342A660408056	八川L	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
56	132342A660408057	八川M	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
57	132342A660408058	北大八川谷川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
58	132342A660408059	北大八川谷川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
59	132342A660408060	北大八川谷川C	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
60	132342A660408061	金原川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
61	132342A660408062	八川N	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
62	132342A660408063	氏ヶ廻谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
63	132342A660408064	オノ木谷川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
64	132342A660408065	オノ木谷川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
65	132342A660408066	滝の谷下谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
66	132342A660408067	滝の谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
67	132342A660408068	八川O	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
68	132342A660408069	八川P	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
69	132342A660408070	天谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
70	132342A660408071	小谷	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
71	132342A660408072	大八川谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
72	132342A660408073	下長瀬谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
73	132342A660408074	八川Q	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
—	132342A660408076	惣三谷川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
74	132342A660408077	惣三谷川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
75	132342A660408078	西惣三谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
76	132342A660408079	八川R	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
77	132342A660408080	八川S	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
78	132342A660408081	石畑川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	○	—
79	132342A660408082	西石畑谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
80	132342A660408083	八川T	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
81	132342A660408084	吉谷川A	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
82	132342A660408085	吉谷川B	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
83	132342A660408086	下吉谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
84	132342A660408087	金川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
85	132342A660408088	八川U	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
86	132342A660408089	叶谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
87	132342A660408090	八川V	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
88	132342A660408092	ソトウ谷	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
89	132342A660408093	駄床川上川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	未調査	—
90	132342A660408094	北宮谷川	仁多郡	奥出雲町	八川	八川	—	○
91	132342A660408095	大谷川東川B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
92	132342A660408096	大谷F	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
93	132342A660408097	大谷G	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
94	132342A660408098	杭木A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
95	132342A660408099	大谷H	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
96	132342A660408100	猿川	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
97	132342A660408101	吉口	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—
98	132342A660408102	吉ヶ口谷川A	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	—	○
99	132342A660408103	吉ヶ口谷川B	仁多郡	奥出雲町	大谷	八川	未調査	—

08八川公民館 Y:99箇所 R:17箇所

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
1	132342A660409001	杭木B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
2	132342A660409002	イトハラオク	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
3	132342A660409003	向杭木谷川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
4	132342A660409004	向杭木谷下川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
5	132342A660409005	小馬木A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
6	132342A660409006	上市	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	-	○
7	132342A660409007	ノリヤオク	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
8	132342A660409008	境ヶ谷	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
9	132342A660409009	石橋ヶ谷	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
10	132342A660409010	大馬木A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
11	132342A660409011	下ノ谷	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
12	132342A660409012	東馬木谷川A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
13	132342A660409013	東馬木谷川B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
14	132342A660409014	東馬木谷川C	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
15	132342A660409015	造山谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
16	132342A660409016	女良木A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
17	132342A660409017	女良木B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
18	132342A660409018	立奥谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
19	132342A660409019	寺奥川A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
20	132342A660409020	萩原谷川A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
21	132342A660409021	萩原谷川B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
22	132342A660409022	山の神谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
23	132342A660409023	平ノ原谷川A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
24	132342A660409024	平ノ原谷川B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
25	132342A660409025	大谷川B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
26	132342A660409026	東大谷川A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
27	132342A660409027	東大谷川B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
28	132342A660409028	大馬木B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
29	132342A660409029	大原	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
30	132342A660409030	叶谷	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
31	132342A660409031	大原川上川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
32	132342A660409032	大原奥谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
33	132342A660409033	滝ノ奥川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
34	132342A660409034	鉦谷川B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
35	132342A660409035	大馬木C	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
36	132342A660409036	渋谷	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
37	132342A660409037	中ノ谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
38	132342A660409038	渋谷川上川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
39	132342A660409039	渋谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
40	132342A660409040	ヒイ坂	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
41	132342A660409041	鉦原川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
42	132342A660409042	大馬木D	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
43	132342A660409043	金屋廻谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
44	132342A660409044	下峠A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
45	132342A660409045	下峠B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
46	132342A660409046	下峠C	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
47	132342A660409047	大馬木E	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
48	132342A660409048	大馬木F	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
49	132342A660409049	大畝	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
50	132342A660409050	イラ谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
51	132342A660409051	大峠A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
52	132342A660409052	大峠B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
53	132342A660409054	上真梨谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
54	132342A660409055	大峠C	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
55	132342A660409056	大馬木G	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
56	132342A660409057	矢筈谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
57	132342A660409058	地藏谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
58	132342A660409059	大峠D	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
59	132342A660409060	軍谷東川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
60	132342A660409061	上連谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
61	132342A660409062	上連	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
62	132342A660409063	湯舟	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
63	132342A660409064	湯舟谷川A	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
64	132342A660409065	湯舟谷川B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
65	132342A660409066	大馬木H	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
66	132342A660409067	洗樋谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
67	132342A660409068	道ノ下奥谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
68	132342A660409069	バガ谷奥谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
69	132342A660409070	寺奥川B	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
70	132342A660409071	寺奥川C	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
71	132342A660409072	寺奥川D	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
72	132342A660409073	寺奥川E	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	-	○
73	132342A660409074	栃ノ木谷川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
74	132342A660409075	堅田川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
75	132342A660409076	大馬木I	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
76	132342A660409077	上堅田川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
77	132342A660409078	砂田川	仁多郡	奥出雲町	大馬木	馬木	○	-
78	132342A660409079	下境谷	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
79	132342A660409080	境谷	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
80	132342A660409081	小馬木B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
81	132342A660409082	北矢入川上川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
82	132342A660409083	小馬木C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
83	132342A660409084	北矢入川下川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	-	○
84	132342A660409085	矢入川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
85	132342A660409086	小馬木D	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
86	132342A660409087	小馬木E	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	-	○
87	132342A660409088	蛸谷尻川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
88	132342A660409089	小馬木F	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
89	132342A660409090	下垣内谷東川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
90	132342A660409091	小馬木G	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
91	132342A660409092	折渡川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
92	132342A660409093	小馬木H	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
93	132342A660409094	西折渡上川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
94	132342A660409095	木屋谷下川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
95	132342A660409096	鴻ノ巣	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
96	132342A660409097	牛ノ首谷	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
97	132342A660409098	木屋谷川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
98	132342A660409099	小馬木I	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
99	132342A660409100	木屋川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
100	132342A660409101	小馬木J	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
101	132342A660409102	木屋谷上川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
102	132342A660409103	木屋谷	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
103	132342A660409104	下垣内A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
104	132342A660409105	下垣内B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
106	132342A660409107	中原	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
107	132342A660409108	小馬木K	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-

土石流							特別警戒区域の設定	
No	基礎調査番号	箇所名	市郡	町村	字	公民館名	区域なし	区域あり
108	132342A660409109	小馬木L	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
109	132342A660409110	小馬木M	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
110	132342A660409111	小森川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
111	132342A660409112	小森西谷川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
112	132342A660409113	小馬木坂ノ谷	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
113	132342A660409114	小馬木N	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
114	132342A660409115	上水頭A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
115	132342A660409116	上水頭B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
116	132342A660409117	下水頭	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
117	132342A660409118	小馬木O	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
118	132342A660409119	小森東谷川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	-	○
119	132342A660409120	山崎奥谷川	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
120	132342A660409121	川東	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
121	132342A660409122	小馬木P	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
122	132342A660409123	小馬木Q	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
123	132342A660409124	板敷A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	-	○
124	132342A660409125	板敷B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
125	132342A660409126	小馬木R	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
126	132342A660409127	小馬木S	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
127	132342A660409128	小馬木T	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
128	132342A660409129	小馬木U	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
129	132342A660409130	小馬木V	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
130	132342A660409131	大谷川C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
131	132342A660409132	板敷C	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
132	132342A660409133	新屋奥川A	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-
133	132342A660409134	新屋奥川B	仁多郡	奥出雲町	小馬木	馬木	○	-

09馬木公民館区: Y:133箇所 R:17箇所

河川等の重要水防区域及び危険箇所一覧表

資料：島根県水防計画

◎重要水防区域

- 1 国土交通省関係
該当箇所なし
- 2 島根県関係
該当箇所なし

◎重要水防箇所

- 1 国土交通省関係
該当箇所なし
- 2 島根県関係
該当箇所なし

◎危険な箇所一覧表

- 1 島根県関係

番 号	河川名	位置	左右岸	延長(m)	種 別	重 要 度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
仁-1	大馬木川	奥出雲町大馬木	左	3,500	河積	B	河積不足	積土のう工	奥出雲町
仁-2	下横田川	奥出雲町下横田（川西橋）	左	上流 2,000	〃	B	〃	〃	〃
仁-3	〃	〃	右	下流 121	〃	B	〃	〃	〃
仁-4	桐の木川	奥出雲町横田（桐の木橋上下流）	左	550	〃	B	〃	〃	〃
仁-5	〃	〃	右	550	〃	B	〃	〃	〃
仁-6	獅子谷川	奥出雲町中村（五反田橋上下流）	左	250	〃	B	〃	〃	〃
仁-7	〃	〃	右	250	〃	B	〃	〃	〃
計		7 箇所		7,221					

防災重点ため池一覧（令和7年3月末時点）

防災重点ため池：

- (1) ため池から100m未満の浸水区域内に家屋や公共施設等があるもの
- (2) ため池から100～500mの浸水区域内に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- (3) ため池から500m以上の浸水区域内に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- (4) 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

出典：奥出雲町建設課

番号	ため池名称	ふりがな	所在地	
1	水越後	むつこしあと	仁多郡奥出雲町	上阿井3167-1
2	池様原	いけさんばら	仁多郡奥出雲町	上阿井698
3	前米原奥	まえよねばらおく	仁多郡奥出雲町	上阿井774
4	馬の背	まのせ	仁多郡奥出雲町	上阿井832
5	福原	ふくはら	仁多郡奥出雲町	上阿井599
6	向谷口	むこうだにぐち	仁多郡奥出雲町	上阿井3072-2
7	大内谷奥	おおうちだにおく	仁多郡奥出雲町	上阿井
8	下鴨倉	しもがもくら	仁多郡奥出雲町	鴨倉
9	長廻奥	ながさこおく	仁多郡奥出雲町	下阿井783
10	山根屋奥	やまねやおく	仁多郡奥出雲町	下阿井633
11	脇の田	わきのた	仁多郡奥出雲町	下阿井891
12	新屋奥	にいやおく	仁多郡奥出雲町	下阿井963
13	寺奥	てらおく	仁多郡奥出雲町	下阿井
14	大森	おおもり	仁多郡奥出雲町	上阿井8-2
15	和泉奥	いずみおく	仁多郡奥出雲町	上阿井34
16	川東	かわひがし	仁多郡奥出雲町	上阿井1832
17	君谷奥	きみたにおく	仁多郡奥出雲町	上阿井
18	上布施池	うえふせいけ	仁多郡奥出雲町	佐白849
19	真谷下	まんだにしも	仁多郡奥出雲町	佐白38
20	馬馳	まなせ	仁多郡奥出雲町	馬馳
21	雑賀	ざっか	仁多郡奥出雲町	鴨倉
22	下小田奥	しもおだおく	仁多郡奥出雲町	高尾
23	鈷谷	たたらだに	仁多郡奥出雲町	高尾
24	おちぎ	おちぎ	仁多郡奥出雲町	三成
25	沢堀	さわぼり	仁多郡奥出雲町	三成
26	新屋	しんや	仁多郡奥出雲町	三成
27	萬昌屋	ばんじょうや	仁多郡奥出雲町	三成
28	下三所	しもみところ	仁多郡奥出雲町	三所
29	広田	ひろた	仁多郡奥出雲町	上三所56
30	黒竹	くろたけ	仁多郡奥出雲町	上三所1469-2
31	才槇谷	さいまきだに	仁多郡奥出雲町	上三所1387
32	五十堀	ごじゅうぼり	仁多郡奥出雲町	上三所344
33	武者山	むしゃやま	仁多郡奥出雲町	三成
34	馬場ヶ峠	ばばがだわ	仁多郡奥出雲町	三成

番号	ため池名称	ふりがな	所在地	
35	里田奥	さとだおく	仁多郡奥出雲町	三所
36	大西	おおにし	仁多郡奥出雲町	三所
37	才の峠	さいのだわ	仁多郡奥出雲町	三所
38	宇根奥	うねおく	仁多郡奥出雲町	三成
39	宇根峠	うねだわ	仁多郡奥出雲町	三成
40	安清奥	やすきよおく	仁多郡奥出雲町	高尾
41	上原屋奥	かんばらやおく	仁多郡奥出雲町	高尾
42	大西下	おおにししも	仁多郡奥出雲町	三所
43	寺畑	てらばたけ	仁多郡奥出雲町	三所
44	八升上	はっしょうかみ	仁多郡奥出雲町	三所
45	岩本	いわもと	仁多郡奥出雲町	三所
46	杉の谷	すぎのたに	仁多郡奥出雲町	高田1265
47	簾	すだれ	仁多郡奥出雲町	郡村1788
48	おこんじょう	おこんじょう	仁多郡奥出雲町	郡村
49	洗い松	あらいまつ	仁多郡奥出雲町	亀嵩1850
50	山の神谷	やまのかみたに	仁多郡奥出雲町	亀嵩2692-2
51	こぎはた	こぎはた	仁多郡奥出雲町	亀嵩2077-2
52	久比須尻奥	くびすじりおく	仁多郡奥出雲町	亀嵩3599-1
53	松上	まつがみ	仁多郡奥出雲町	亀嵩
54	神田	しんでん	仁多郡奥出雲町	亀嵩
55	小地谷屋奥	こじたにやおく	仁多郡奥出雲町	亀嵩3084
56	滝の上	たきのうえ	仁多郡奥出雲町	三成
57	八升下	はっしょうしも	仁多郡奥出雲町	三所
58	四十前	よんじゅうまえ	仁多郡奥出雲町	上三所970
59	イワタナ	いわたな	仁多郡奥出雲町	上阿井
60	神廻	かんざこ	仁多郡奥出雲町	佐白52-2
61	水ノ手	みずのて	仁多郡奥出雲町	佐白880-1
62	堂ノ奥	どうのおく	仁多郡奥出雲町	下阿井1322
63	湯の奥	ゆのおく	仁多郡奥出雲町	下阿井
64	大畑	おおばたけ	仁多郡奥出雲町	上阿井
65	植木	うえき	仁多郡奥出雲町	八代
66	山の神谷下	やまのかみたにしも	仁多郡奥出雲町	亀嵩2036-3
67	小谷	こやだに	仁多郡奥出雲町	亀嵩
68	峠	たわ	仁多郡奥出雲町	三成
69	鶴原	つるはら	仁多郡奥出雲町	三成
70	砂子田	すなごだ	仁多郡奥出雲町	高尾
71	矢谷廻	やだにさこ	仁多郡奥出雲町	三成
72	山本	やまもと	仁多郡奥出雲町	高尾
73	北村池	きたむらいけ	仁多郡奥出雲町	竹崎
74	滝谷池	たきだにいけ	仁多郡奥出雲町	竹崎
75	的場奥池	まとばおくち	仁多郡奥出雲町	大呂
76	廻田池第 1	さこだいけだいいち	仁多郡奥出雲町	大呂

番号	ため池名称	ふりがな	所在地	
77	下つつみ	したつつみ	仁多郡奥出雲町	大呂代山
78	栃木池	とちぎいけ	仁多郡奥出雲町	大呂
79	大畑池	おおばたけいけ	仁多郡奥出雲町	大呂
80	妙巖寺池	みょうごんじいけ	仁多郡奥出雲町	大呂
81	上反保池	うえたんぼいけ	仁多郡奥出雲町	中村蔵屋
82	越峠池	こえだわいけ	仁多郡奥出雲町	中村蔵屋
83	砂ヶ浜池	すながはまいけ	仁多郡奥出雲町	中村蔵屋
84	平田池	へいだつつみ	仁多郡奥出雲町	中村蔵屋
85	大湿池	おおつつみいけ	仁多郡奥出雲町	中村蔵屋
86	奥ノ湿	おくのつつみ	仁多郡奥出雲町	中村蔵屋
87	ウルシザコ池	うるしざこいけ	仁多郡奥出雲町	中村630番地
88	下り松池	くだりまついけ	仁多郡奥出雲町	中村五反田
89	テンジガ谷堤	てんじがたにづつみ	仁多郡奥出雲町	中村
90	コナシヤ堤大池	こなしやつつみおおいけ	仁多郡奥出雲町	中村五反田
91	コナシヤ堤小池	こなしやつつこいけ	仁多郡奥出雲町	中村
92	風呂の谷池	ふろのたにいけ	仁多郡奥出雲町	中村馬場
93	森山池	もりやまいけ	仁多郡奥出雲町	中村馬場
94	鉄穴原池	不明	仁多郡奥出雲町	中村半田72-1
95	大堤	おおづつみ	仁多郡奥出雲町	中村
96	浅野池	あさのいけ	仁多郡奥出雲町	横田鑪谷602
97	渡波迫池	とはざこいけ	仁多郡奥出雲町	稲原
98	六坂奥池	むさかおくいけ	仁多郡奥出雲町	稲原六坂
99	用心池	ようじんいけ	仁多郡奥出雲町	稲原205
100	新池	しんいけ	仁多郡奥出雲町	稲原207
101	マタ堤	またづつみ	仁多郡奥出雲町	稲原字275番地
102	夫婦堤	めおとづつみ	仁多郡奥出雲町	稲原210番地
103	大ノ原堤	だいのはらつつみ	仁多郡奥出雲町	稲原
104	貝妻池	かいづまいけ	仁多郡奥出雲町	稲原
105	赤羽根池	あかはねいけ	仁多郡奥出雲町	稲原
106	新田池	しんでんいけ	仁多郡奥出雲町	稲原346
107	大深池	おおふかいけ	仁多郡奥出雲町	稲原272
108	廻田池	さこだいけ	仁多郡奥出雲町	稲原2917
109	伝張池	でんばりいけ	仁多郡奥出雲町	稲原242
110	宮ノ谷池	みやのたにいけ	仁多郡奥出雲町	稲原496
111	土井池	つちいいいけ	仁多郡奥出雲町	稲原448
112	中の谷池	なかのたにいけ	仁多郡奥出雲町	稲原
113	矢入原池	やにゆうばらいけ	仁多郡奥出雲町	稲原1344
114	吉岡池（下堂原）	よしおかいけしもどうばら	仁多郡奥出雲町	稲原原口
115	藪下池	やぶしたいけ	仁多郡奥出雲町	稲原原口
116	藤曲池	ふじまがりいけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
117	田ノ廻重箱池	たのさこしゆうはこいけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
118	林谷池	はやしだにいけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口

番号	ため池名称	ふりがな	所在地	
119	中谷 3 号池	不明	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
120	小宮谷池	こみやだにいけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
121	大宮谷下池	おおみやだにしもいけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
122	叶谷下池	かないだにしもいけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
123	吉谷池	よしたにいけ	仁多郡奥出雲町	稲原
124	草山池	くさやまいけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
125	叶谷中池	かねたになかいけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
126	中谷 1 号池	なかだにいちごういけ	仁多郡奥出雲町	稲原字原口
127	中谷 2 号池	なかだににごういけ	仁多郡奥出雲町	稲原
128	山根池	やまねいけ	仁多郡奥出雲町	下横田
129	へぢりいわ	へぢりいわ	仁多郡奥出雲町	下横田字川西
130	大床谷池	おおとこたにいけ	仁多郡奥出雲町	下横田字川西
131	安部第 3 池	あべだいさんいけ	仁多郡奥出雲町	下横田
132	安部第 2 池	あべだにいけ	仁多郡奥出雲町	下横田
133	札谷溜池上	ふたににためいけかみ	仁多郡奥出雲町	八川2806
134	平奥池	不明	仁多郡奥出雲町	八川
135	ハシメ池	はしめいけ	仁多郡奥出雲町	八川
136	池谷池	いけたにいけ	仁多郡奥出雲町	八川
137	シモヨコタガマ池	しもよこたがまいけ	仁多郡奥出雲町	八川
138	池ノ谷池	いけのたにいけ	仁多郡奥出雲町	大谷字池谷857
139	滝ノ谷池	たきのたにいけ	仁多郡奥出雲町	大谷900-2
140	家ノ奥池	いえのおくいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
141	細木池	ほそぎいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
142	屋敷田池	不明	仁多郡奥出雲町	大谷
143	有田ヶ廻池	ありたがさこいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
144	尻無池	しりなしいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
145	小田廻池	おださこいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
146	岩堀池	いわほりいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
147	宮ヶ廻池	みやがさこいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
148	廻新田池	さこにつたいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
149	前田中池	まえだなかいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
150	狐塚池	きつねづかいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
151	中ノ谷池	なかのたにいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
152	松尾池	まつおいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
153	堀越池	ほりこしいけ	仁多郡奥出雲町	大谷613
154	中林第 2 池	なかばやしだいにいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
155	中林第 1 池	なかばやしだいいちいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
156	日向山池	ひなやまいけ	仁多郡奥出雲町	大谷
157	迫奥池	さこおくいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
158	児玉上池	こだまかみいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
159	児玉下池	こだましもいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木字大原
160	上土居堤	かみどいつつみ	仁多郡奥出雲町	大馬木

番号	ため池名称	ふりがな	所在地	
161	イノコ廻池	いのこさこいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木字日向原
162	平ノ原池	ひらのほらいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
163	堀の内池	ほりのうちいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
164	竹の土居池	たけのどいいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
165	寺奥池	てらおくいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
166	西ノ開地池	にしのかいちいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木482
167	家の上池	いえのかみいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
168	女犬谷池	めけんだにいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
169	大畠池	おおばたけいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
170	藤原池	ふじはらいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
171	上松本池	かみまつもといけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
172	渋谷池	しぶたにいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
173	サコ池	さこいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
174	才ノ峠池	さいのとうげいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
175	渋谷大堤	しぶたにおおつつみ	仁多郡奥出雲町	大馬木字渋谷
176	山ノ神池	やまのかみいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
177	赤名池	あかないけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
178	堤谷池	つつみだにいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
179	穴内池	かんないけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
180	堤谷池	つつみだにいけ	仁多郡奥出雲町	大馬木
181	北村池	きたむらいけ	仁多郡奥出雲町	小馬木字北村
182	廻田池	さこたいけ	仁多郡奥出雲町	小馬木
183	山根池	やまねいけ	仁多郡奥出雲町	小馬木
184	大上奥堤	おおうえおくつつみ	仁多郡奥出雲町	小馬木
185	代畑池	だいばたけいけ	仁多郡奥出雲町	稲原
186	奥ノ堂	おくのどう	仁多郡奥出雲町	横田987
187	宮奥池	みやのおくいけ	仁多郡奥出雲町	横田

町内ダム施設一覧表

資料：島根県地域防災計画（資料編）

多目的ダム－県（企業局）管理

ダム名	三成
水系河川名	斐伊川水系斐伊川
位置	仁多郡奥出雲町三成
ダム形式	アーチ式コンクリートダム
堤高	42.00m
堤頂長	109.72m
堤体積	22,068m ³
可動扉種類	ローラーゲート
可動扉 大きさ 門数	高2.1m×巾5.1m 8門 高4.4m×巾4.7m 3門
計画洪水量	710m ³ /sec
流域面積	117.5km ²
最高貯水位（標高）	292.91m
最低貯水位（標高）	285.61m
総貯水量	3,438,000m ³
有効容量	1,138,000m ³
湛水面積	0.316km ²
単位調節量	
竣工月日	昭和28年10月
目的	砂防、発電
現状	良好

発電ダム－中国電力管理

ダム名		阿井川
区 分		
ダム	水系河川名	斐伊川水系阿井川
	位置	仁多郡奥出雲町河内
	種類	重力式越流型可動扉付 コンクリートダム
	高さ	21.70m
	堤頂長	96.00m
	可動扉種類	鋼製ストニーゲート
	可動扉	高4.1m×巾14.0m
	大きさ門数	2門
	計画洪水量（m ³ /sec）	380
	集水面積（km ² ）	66.70
貯水池又は調整池	最高貯水位（標高 m）	209.00
	最低貯水位（標高 m）	202.00
	総貯水量（m ³ ）	1,085,000
	有効貯水量（m ³ ）	854,600
	湛水面積（m ² ）	164,000
その他	竣工年月	昭和17年8月
	現状	良好

小水力発電ダム－農協等管理

施設社名	発電所名	所在地	水系名	河川名	使用開始年月	発電所型式	最大出力 （kW）	堰堤 種類	堰堤 高さ （m）
奥出雲町	三沢小水力発電所	島根県仁多郡奥出雲町	斐伊川	阿井川	1957/03/01	水路式	199	コンクリート重力式	13.8
奥出雲町	仁多発電所	島根県仁多郡奥出雲町	斐伊川	大馬木川	1962/03/01	水路式	198	コンクリートアーチ	27

奥出雲町雪崩危険箇所



※ 最新の危険箇所指定状況は、島根県砂防課ホームページにて公開されています。
http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/sabo/saigai/nadare_kikenkasho.html

場外離着陸場一覧表

資料：島根県消防総務課

GPS	離着陸場名	所 在 地	離着陸場の状況					土地所有者 又は管理者	電 話	備 考
			広さ (m)	表面	方向 (°)	恒風	標高 (m)			
12	横田多目的広場	仁多郡奥出雲町稲原2034-1	14×14	芝	350	北	381	奥出雲町	0854-54-2505	
90	奥出雲町三成場外	仁多郡奥出雲町三成1621-8	18×18	プレキャスト コンクリート	010/190 120/300	北西	300	奥出雲町	0854-54-2505	三成防災ヘリポート

ドクターヘリ臨時離着陸場一覧表

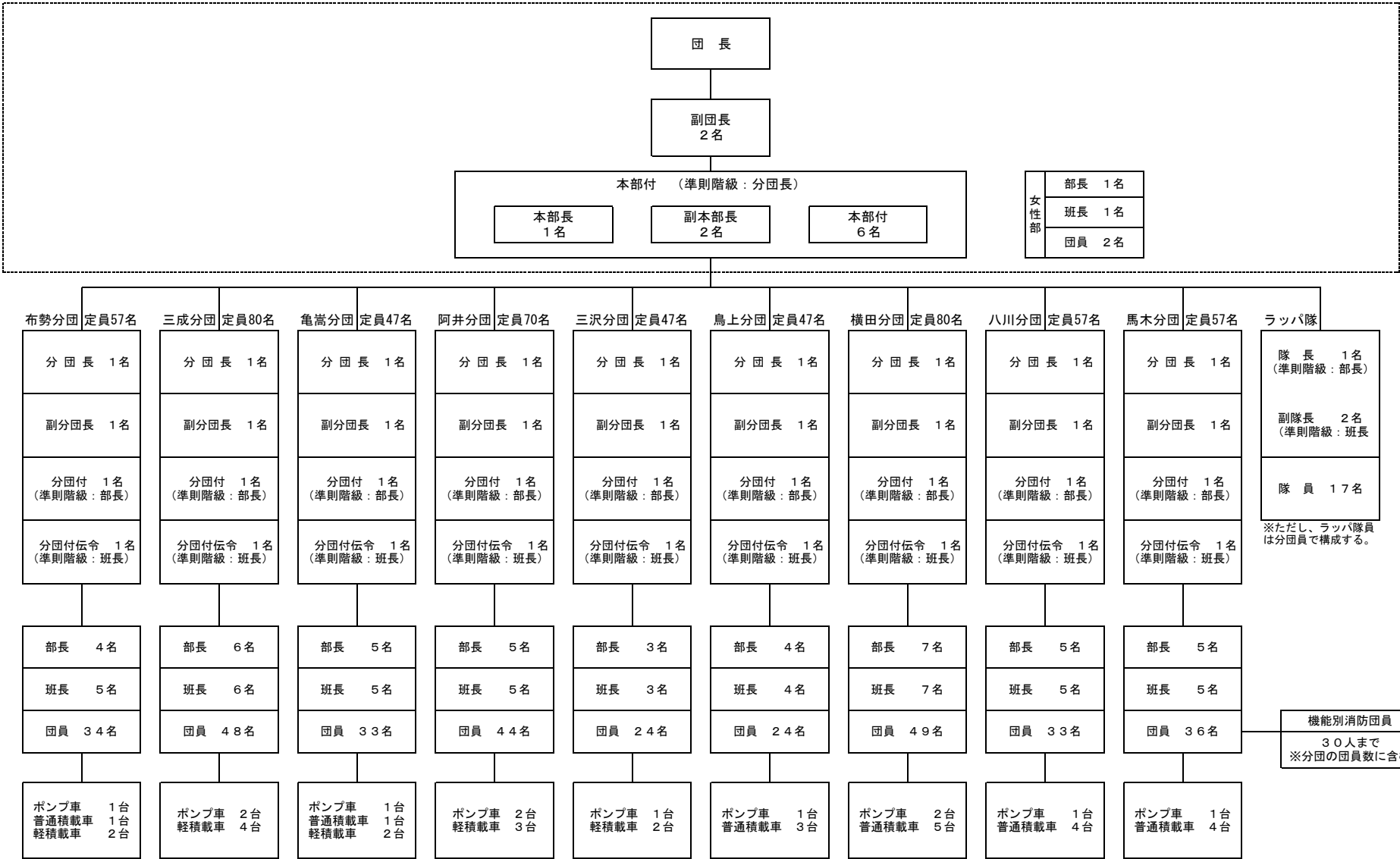
資料：島根県医療政策課

共通呼称	臨時離着陸場名	住所	距離 (KM)	時間 (分)	緯 度	経度	表面
雲南-30	三成野球場	三成1626	29.6	9	35° 11' 40"	132° 59' 44"	砂、芝
雲南-31	三成小学校	三成348	29.9	9	35° 11' 53"	133° 00' 12"	砂
雲南-32	三成公園陸上競技場	三成地内	29.5	9	35° 11' 40"	132° 59' 39"	天然芝
雲南-33	阿井小学校	上阿井110	31.0	10	35° 08' 47"	132° 57' 09"	転圧土
雲南-34	布勢小学校	八代220	27.2	8	35° 13' 42"	132° 59' 41"	転圧土
雲南-35	布勢運動公園	八代地内	27.1	8	35° 13' 37"	132° 59' 33"	転圧土
雲南-36	三沢小学校	三沢1099-7	27.6	8	35° 12' 11"	132° 58' 30"	砂
雲南-37	旧高田小学校	高田25-2	30.8	9	35° 13' 42"	133° 02' 34"	土グラウンド
雲南-38	横田小学校	横田1025-1	37.6	12	35° 10' 43"	133° 05' 33"	砂
雲南-39	横田中学校	稲原2050-3	38.0	12	35° 10' 24"	133° 05' 35"	砂
雲南-40	横田公園多目的広場	稲原地内	38.4	12	35° 10' 04"	133° 05' 38"	天然芝
雲南-41	横田野球場	稲原地内	37.9	12	35° 10' 15"	133° 05' 22"	砂、芝
雲南-42	旧島上小学校	大呂1151-2	40.4	13	35° 10' 56"	133° 07' 57"	砂
雲南-43	旧馬木小学校	大馬木1857-1	38.2	12	35° 07' 31"	133° 02' 41"	転圧土
雲南-44	馬木農村広場	小馬木地内	37.9	12	35° 07' 28"	133° 02' 18"	転圧土、 人 工 芝
雲南-45	旧八川小学校	下横田500-2	38.6	12	35° 09' 21"	133° 05' 06"	転圧土
雲南-46	八川運動公園	八川地内	38.3	12	35° 09' 23"	133° 04' 51"	転圧土
雲南-61	奥出雲町三成場外離着陸場	三成1621-8	30.0	9	35° 11' 37"	132° 59' 47"	アスファルト
雲南-62	亀嵩小学校校庭	亀嵩2206	33.8	10	35° 13' 17"	133° 04' 35"	転圧土
雲南-65	奥出雲おろちろープ道の駅	八川2500-293	45.8	14	35° 05' 45"	133° 07' 38"	アスファルト
冬期-2	三成公園駐車場（三成）	三成地内	30.0	9	35° 11' 39"	132° 59' 49"	アスファルト
冬期-5	横田刀剣館駐車場（横田）	横田1380-1	37.0	11	35° 10' 24"	133° 05' 25"	アスファルト

奥出雲町消防団組織編成表

条例定数 573名

消 防 ポ ン プ 車	12台
小型動力ポンプ積載車	18台
小型動力ポンプ軽積載車	13台
計	43台
消 防 指 揮 広 報 車	1台
消 防 指 令 車	1台



規 制 除 外 車 両 事 前 届 書

様式第3号（第4関係）

災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 書 島根県公安委員会 様 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 規 制 除 外 車 両 事 前 届 書 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 島根県公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
活動地域		
注： この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

注：1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。

(2) 規制除外車両が廃車となったとき。

(3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第0号

災害発生即報

報告状況:

統報元報告番号:

報告日時 年 月 日 時 分

市町村

所属部署

報告者名

災害名

(第 報)

発生場所											発生日時	年 月 日 時 分	
件名													
被害 の 概 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟			
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟			
応 急 対 策 の 概 況	災害対策本部等 (地区) の設置状況						(報告機関名)						

被害状況速報（ 日 時 分現在）

別紙様式 1

市町村名	
報告者	
電話番号	

（報告経路）
市町村→当該市町村を所管する県地方機関→防災危機管理課

区 分		被 害		備 考				
人的被害	死者		人					
	うち災害関連死者		人					
	行方不明		人					
	重傷		人					
	軽傷		人					
住家被害	全壊		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人					
	半壊		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
		人						
非住家被害	公共建物	全壊	棟					
		半壊	棟					
	その他	全壊	棟					
		半壊	棟					
＜人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意＞ ・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。 ・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。（一部損壊以外） ・住家被害の一部損壊の定義・・・全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。（ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。） ・非住家の定義・・・住家以外の建物で、①公共建物（役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物、②その他（倉庫、車庫、作業所等）の施設とする。（学校は「その他被害」の文教施設で報告する。）ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 ・日住家被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ計上すること。 ・非住家被害の公共施設については、備考欄に具体的な建物名を記入すること。								
その他被害	文教施設		箇所	水道		戸	火災発生	
	病院		箇所	電話		回線	建物	件
	清掃施設		箇所	電気		戸	危険物	件
	被害船舶		隻	ガス		戸	その他	件
				ブロック塀等		箇所		
災害対策本部等の設置状況	災対種別			設置時間		解散時間		

〇〇教育委員会

〇〇教育委員会

幼稚園	平常 通り	臨時 休業	始業時間を 遅らせた もの	始業時間を 早めたもの	集団 下校 措置	小学校	平常 通り	臨時 休業	始業時間を 遅らせた もの	始業時間を 早めたもの	集団 下校 措置	中学校	平常 通り	臨時 休業	始業時間を 遅らせた もの	始業時間を 早めたもの	集団 下校 措置
			: → : (時間 分)														
			: → : (時間 分)														
合計						合計						合計					

様式第3号の2

被害金額報告書（速報）

令和 年 月 日現在(単位:千円)

[illegible]

第 号
令和 年 月 日

市町村長名

災 害 報 告 書

令和 年 月 日の(災害名)により、公立学校施設に下記のとおり被害が発生しましたので報告します。

被害学校名	被 害 状 況											負担事業 補助事業 の別
	建 物							工作物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 金 額 計	
	要 新 築				要補修	計						
	全壊		半壊		大破以下	面 積	金 額					
	面 積	金 額	面 積	金 額	金 額							
計 校												

- (注) 1. 金額欄には、復旧に要する経費を記入する。
2. 国庫負担(補助)事業として、申請予定の学校は、被害学校名に○印を付す。

物的被害に関する報告

(令和 年 月 日現在)

学校法人名

担当者名

電話番号

学校名	所在地	児童・生徒数	被害状況(単位:㎡、千円)															
			建　　物								土　　地			工作物		設　　備		合計金額
			全　壊		半　壊		大破以下		計		被害区分	面積	金額	被害件数	金額	被害件数	金額	
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額								

- (注) 1. 建物の被害区分は次のとおりとする
- 全 壊 建物が全壊、流出、焼失、埋没等のため、新築復旧を要する状態
- 半 壊 全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁等が破損したもので、傾斜直し、補強等では復旧できず、解体して建て直しする必要がある状態
- 大破以下 上記以外の被害により補修を要する状態
2. 土地の被害区分は、例えば土砂流出、流入、石垣崩壊等の別を記入する

様式第4号

福祉施設関係被害

災害名:

発生日時:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

[illegible]

商業及び鉱工業関係被害

市町村： _____
災害名： _____
報告元： _____
報告者： _____

発生日時： _____
報告日時： _____
報告番号： _____

項目名					単位	番号	内容	備考
商業	被害事業所数					1		
	建物被害	全壊		(棟)	2			
			金額	(千円)	3			
		流失		(棟)	4			
			金額	(千円)	5			
		半壊		(棟)	6			
			金額	(千円)	7			
		浸水		(棟)	8			
			金額	(千円)	9			
		破損		(棟)	10			
			金額	(千円)	11			
		敷地崩壊		(棟)	12			
			金額	(千円)	13			
		合計		(棟)	14	0		
			金額	(千円)	15	0		
	施設商品関係被害	施設	数量		16			
			金額	(千円)	17			
		商品 製品	数量		18			
			金額	(千円)	19			
		仕掛品 原材料	数量		20			
			金額	(千円)	21			
		その他	数量		22			
			金額	(千円)	23			
		合計	数量		24	0		
			金額	(千円)	25	0		
	商業被害合計金額			金額	(千円)	26	0	
工業	被害事業所数					1		
	建物被害	全壊		(棟)	2			
			金額	(千円)	3			
		流失		(棟)	4			
			金額	(千円)	5			
		半壊		(棟)	6			
			金額	(千円)	7			
		浸水		(棟)	8			
			金額	(千円)	9			
		破損		(棟)	10			
			金額	(千円)	11			
		敷地崩壊		(棟)	12			
			金額	(千円)	13			
		合計		(棟)	14	0		
			金額	(千円)	15	0		

項目名				単位	番号	内容	備考
工業	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品 製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品 原材料	数量		20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量		22		
			金額	(千円)	23		
	合計	数量		24	0		
金額	(千円)	25	0				
工業被害合計金額			金額	(千円)	26	0	
その他	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流失		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合計		(棟)	14	0	
			金額	(千円)	15	0	
	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品 製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品 原材料	数量		20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量		22		
			金額	(千円)	23		
合計	数量		24	0			
金額	(千円)	25	0				
その他被害合計金額			金額	(千円)	26	0	

<集計欄>

建物被害	棟数	(棟)	27	0	
	金額	(千円)	28	0	
施設商品関係被害金額		金額	(千円)	29	0
総計		金額	(千円)	30	0

災 害 報 告 書（公 共 土 木 施 設 災 害 用）

事 業 主体名		災 害 原 因	
		発 生 年 月 日	自:令和 年 月 日～至:令和 年 月
		砂防課への報告年月日	令和 年 月 日

工種	河川・海岸 砂防・道路 橋梁・(名)	被災箇所			被害額 (千円)	工事概要	摘 要
		市郡	町村	地域			
1						L=	
2						L=	
3						L=	
4						L=	
5						L=	
6						L=	
7						L=	
8						L=	
9						L=	
10						L=	

注:報告箇所は、国土交通省所管の公共土木施設としてください(集計表は様式第8号の1集計表)。

被害額には、内未成・内転属額を除いてください。

摘要欄には、被害状況(破堤、堤防決壊、護岸決壊、路側決壊、崩土等)、人的被害、住家被害、応急工法の概要(期間)、交通規制月日(全面・一部)、迂回路の有無、及びバス路線・孤立集落の有無、工区数等を記入してください。

工種ごとに小計をし、最後に合計してください。

災 害 報 告 集 計 表

■災害要因 () ■発生年月日 (自 月 日 ~ 至 月 日) 単位(千円)

区 分		河 川		海 岸		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地 崩壊防止施設		道 路		橋 梁		港 湾		下水道		公 園		計	
		箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額
県土 事務所名 市町村名																							
合 計																							

※ 災害原因別に作成してください。
訂正報告は、訂正前を上段に()書きして下さい。

公 営 住 宅 関 係 被 害

市町村:

災害名:

発生日時:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

項 目 名	番号	内 容	備 考
滅失 全壊 棟	1		
滅失 全壊 金額(千円)	2		
滅失 全焼 棟	3		
滅失 全焼 金額(千円)	4		
滅失 全流失 棟	5		
滅失 全流失 金額(千円)	6		
損傷 半壊 棟	7		
損傷 半壊 金額(千円)	8		
損傷 半焼 棟	9		
損傷 半焼 金額(千円)	10		
損傷 半流失 棟	11		
損傷 半流失 金額(千円)	12		
損傷 一部損傷 棟	13		
損傷 一部損傷 金額(千円)	14		
床上浸水 棟	15		
床上浸水 金額(千円)	16		
敷地崩壊 面積 (㎡)	17		
敷地崩壊 金額(千円)	18		
合計 棟	19		
合計 金額(千円)	20		

(注)備考欄に公営、地区改良住宅の別を記入する。

農地、農業用施設被害集計表（暫定法関係）

【令和 年】

都道府県名：島根県 災 害 名：〇〇〇災害

報告月日：R〇〇. 〇〇. 〇〇

報告回数：第〇回

発生期間：R〇〇. 〇〇. 〇〇~R〇〇. 〇〇. 〇〇

事業費の単位：千円

市 町 村 名	農 地			農 業 用 施 設		合 計		農 業 用 施 設 内 訳																備 考
								た め 池		頭 首 工		水 路		揚 水 機		堤 防		道 路		橋 梁		農地保全施設		
	箇所数	面積ha	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
松江市				0	0	0	0																	
安来市				0	0	0	0																	
(松江県土整備事務所計)	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雲南市				0	0	0	0																	
奥出雲町				0	0	0	0																	
飯南町				0	0	0	0																	
(雲南県土整備事務所計)	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
出雲市				0	0	0	0																	
(出雲県土整備事務所計)	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川本町				0	0	0	0																	
美郷町				0	0	0	0																	
邑南町				0	0	0	0																	
(県央県土整備事務所計)	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大田市				0	0	0	0																	
(大田事業所計)	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浜田市				0	0	0	0																	
江津市				0	0	0	0																	
(浜田県土整備事務所計)	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
益田市				0	0	0	0																	
津和野町				0	0	0	0																	
吉賀町				0	0	0	0																	
(益田県土整備事務所計)	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海士町				0	0	0	0																	
西ノ島町				0	0	0	0																	
知夫村				0	0	0	0																	
隠岐の島町				0	0	0	0																	
(隠岐支庁計)	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※今回災害の降雨量等：当該災害発生期間中で当該都道府県における被災のあった箇所のうち最大値を記入する。また、地震災害では最大震度、マグニチュード等を記載する等、災害事象に応じて適宜項目を変更する。

※市町村毎の「今回災害の雨量等」については別業にて提出願います。（様式自由）

近隣観測所の降雨記録

[illegible]

災害名:

(令和 年 月 日 : 現在)

市町名: _____

【注】

- (1) 上表の1行につき1件を記入すること。但し、農畜産物又は非共同利用施設の場合は、数件をまとめて1行に記入可。(1件又はまとめた数件を数行にわたって記入しないこと。)
- (2) 「被害状況」欄は、施設の場合は、被災箇所・被災程度・被災戸数・被災棟数、施設内の作物名等を、農畜産物の場合は、作物等の被害態様・被災戸数等を記入する。
- (3) 「被害量」欄は、農畜産物についてのみ記入する。(品目・畜種に応じて単位を「本」、「頭」、「羽」等に変更し、その旨を「備考」欄に明記の上、数値を記入すること。)
- (4) 「共同利用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による災害復旧事業の対象となる施設とする。
- (5) 「復旧方法」欄は、現時点での予定(国の災害復旧事業、県・市町村の単独事業、自己資金等)を、又は検討中と記入する。
- (6) 共同利用施設の場合は、施行令第1条の3に定める施設名を「備考」欄に記入する。

様式第10号の1

農作物関係被害（県資料に該当様式なし）

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

分類	作物名	農家 戸数 (戸)	(ha)	減収量 (t)	単価 (千円/t)	(千円)	被 害 程 度 別 内 訳										備考
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%		30%未満		
							面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)	

様式第10号の2

果樹等樹体被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

分類	作物名	農家戸数 (戸)	(ha)	樹 体 損 傷					落 葉					備考	
				(千円)	被害程度別内訳(面積:ha)					被害程度別内訳(面積:ha)					
					100%	100%未満 ～70%	70%未満 ～50%	50%未満 ～30%	30%未満	100%	100%未満 ～70%	70%未満 ～50%	50%未満 ～30%		30%未満

様式第10号の3

農業用非共同利用施設被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

分類	作物名	施設名	農家 戸数 (戸)	(㎡)	件数 (件)	(千円)	被 害 程 度 別 内 訳								備考		
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%			30%未満	
							面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)		面積 (㎡)	件数 (件)

(注) 1. 損害金額は、「農畜産業用固定資産評価標準」(農林省統計情報部)を基準として算出する。

畜 産 関 係 被 害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項 目 名			番 号	内 容	備 考
畜舎	流失埋没	棟 数	(棟)	1	
畜舎	流失埋没	被害額	(千円)	2	
畜舎	全壊	棟 数	(棟)	3	
畜舎	全壊	被害額	(千円)	4	
畜舎	半壊	棟 数	(棟)	5	
畜舎	半壊	被害額	(千円)	6	
畜舎	土砂流入	棟 数	(棟)	7	
畜舎	土砂流入	被害額	(千円)	8	
畜舎	浸水	棟 数	(棟)	9	
畜舎	浸水	被害額	(千円)	10	
畜舎	小計	棟 数	(棟)	11	
畜舎	小計	被害額	(千円)	12	
牧草地	改良草地	箇所数	(箇所)	13	
牧草地	改良草地	面 積	(ha)	14	
牧草地	改良草地	被害額	(千円)	15	
牧草地	飼料専用畑	箇所数	(箇所)	16	
牧草地	飼料専用畑	面 積	(ha)	17	
牧草地	飼料専用畑	被害額	(千円)	18	
牧草地	小計	箇所数	(箇所)	19	
牧草地	小計	面 積	(ha)	20	
牧草地	小計	被害額	(千円)	21	
牧草等施設	牧道	箇所数	(箇所)	22	
牧草等施設	牧道	面 積	(ha)	23	
牧草等施設	牧道	被害額	(千円)	24	
牧草等施設	牧柵	箇所数	(箇所)	25	
牧草等施設	牧柵	面 積	(ha)	26	
牧草等施設	牧柵	被害額	(千円)	27	
牧草等施設	付属施設	箇所数	(箇所)	28	
牧草等施設	付属施設	面 積	(ha)	29	
牧草等施設	付属施設	被害額	(千円)	30	
牧草等施設	小計	被害額	(千円)	31	
家畜	死亡流失	乳牛	(頭)	32	
家畜	死亡流失	乳牛	被害額	(千円)	33
家畜	死亡流失	肉用牛	(頭)	34	
家畜	死亡流失	肉用牛	被害額	(千円)	35
家畜	死亡流失	馬	(頭)	36	
家畜	死亡流失	馬	被害額	(千円)	37
家畜	死亡流失	豚	(頭)	38	
家畜	死亡流失	豚	被害額	(千円)	39
家畜	死亡流失	採卵鶏	(羽)	40	
家畜	死亡流失	採卵鶏	被害額	(千円)	41
家畜	死亡流失	ブロイラー	(羽)	42	
家畜	死亡流失	ブロイラー	被害額	(千円)	43
家畜	死亡流失	みつばち	(群)	44	
家畜	死亡流失	みつばち	被害額	(千円)	45
家畜	損傷	肉用牛	(頭)	46	
家畜	損傷	肉用牛	被害額	(千円)	47
家畜	損傷	馬	(頭)	48	
家畜	損傷	馬	被害額	(千円)	49
家畜	損傷	豚	(頭)	50	
家畜	損傷	豚	被害額	(千円)	51
家畜	損傷	採卵鶏	(羽)	52	
家畜	損傷	採卵鶏	被害額	(千円)	53
家畜	損傷	ブロイラー	(羽)	54	
家畜	損傷	ブロイラー	被害額	(千円)	55
家畜	小計	被害額	(千円)	56	
畜産物	生乳	(kg)	57		
畜産物	生乳	被害額	(千円)	58	
畜産物	鶏卵	(kg)	59		
畜産物	鶏卵	被害額	(千円)	60	
畜産物	小計	被害額	(千円)	61	
飼料	濃厚飼料	(t)	62		
飼料	濃厚飼料	被害額	(千円)	63	
飼料	乾燥、ヘイキ	(t)	64		
飼料	乾燥、ヘイキ	被害額	(千円)	65	
飼料	稲ワラ	(t)	66		
飼料	稲ワラ	被害額	(千円)	67	
飼料	小計	被害額	(千円)	68	
畜産関係被害総額			69		

(注) 牧草地被害は土地被害のみとし、牧草被害は農作物被害(様式第10号)で報告すること。

様式第13号

農業共同利用施設被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

施設種別	被 害 程 度												合 計			被災事業主体数		備考
	全 壊			大 破			中 破			小 破								
	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	組合有	その他	

- (注) 1. 全壊とは、全く使用に耐えないか流出、埋没したもの、大破とは、時価の70%以上、中破とは70%未満、30%以上、小破とは時価の30%未満の修繕費で、それぞれ復旧しうると推定されるものとする。但し、農機具の被害は、単に外面的破損または流出、埋没のほか、冠浸水の程度および冠浸水時間による錆錆状態を検査して、使用価値の変動を検討して件定すること。
2. 林業共同利用施設は、山林関係被害(様式第15号)によって報告すること。

地方機関→県庁
様式15号の1

林道施設災害被害速報（第 報）

森林整備課森林基盤整備・防災対策室

林道施設災害復旧事業担当者あて

(FAX 0852-22-6549)

事務所名： _____
発信者： _____

1. 災害名 _____ ～ _____ 災害

2. 発生年月日 _____ ～ _____

3.

市町村名							事務所計
林道施設							
	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
うち 未成	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
うち 転属	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
橋梁	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
小災害	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
査定申請							
	路線数	0	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0	0
	延長	0	0	0	0	0	0
	被害額	0	0	0	0	0	0

うち未成、うち転属、橋梁、小災害は林道施設の内数とする

被災状況 (被害が比較的甚大な場合に、被災箇所分布、被災規模等について記載)	
---	--

市町村名	最大24時間雨量(mm)	時間雨量(mm)	観測所

- 1) 被害速報・概況報告の区分に○印を記載すること。
- 2) 「2. 発生年月日」は、「4. 発生地域ならびに降雨量」との整合を図ること。
- 3) 「3. 被害」の査定申請箇所数、延長、被害額は「林道施設」から「小災害」を減じた値となり、復旧計画概要書と一致させること。(概況報告時点)
- 4) 観測機関・観測場所は以下のとおり記載すること。(概要書も同じ)
 - 土砂災害予警報システム・・・○○県土整備事務所○○土砂(△△観測所)
 - 水防情報システム・・・○○県土整備事務所○○水防(△△観測所)
 - 市町村管理雨量計(治山等)・・・○○市(△△観測所)
 - 気象庁アメダス・・・気象庁アメダス(○○観測所)
- 5) 雨量データの集計について
 - 最大24時間雨量で採択の場合、最大時間雨量はその24時間内で最大値をとること。
 - また、連続降雨量は72時間雨量で集計することとし、最大24時間雨量が72時間に含まれるようにすること。
- 6) 市町村名には、過去6箇年以内に市町村合併がされている場合には、旧市町村名を必ず記載すること。
- 7) 甚大な被害が発生した場合は、様式3及び様式3-2により、被害報告と併せて報告すること

山林関係（造林地等）被害

市町村 :
災害名 :
報告元 :
報告者 :

森林計画区 :
発生時間 :
報告日時 :
報告番号 :

年齢級	被害														要復旧								備考
	人工林										天然林		計		改植			その他			計		
	スギ		ヒノキ		マツ類		その他		人工林計														
	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	単価 (千円)	経費 (千円)	面積 (ha)	単価 (千円)	経費 (千円)	経費 (千円)		
								0	0			0	0										
								0	0			0	0										
								0	0			0	0										
								0	0			0	0										
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										

(注) 1. 被害の「面積」欄は、火災にあっては被災全域、病中被害にあっては虫害以上のものの区域面積、その他の被害にあっては被害率30%以上のものの区域面積とする。
2. 「備考」欄には、復旧事業の種類(要復旧経費のその他の明細)
3. 造林地帯の被害で崩壊等の被害にあっては、面積が治山と重複する。
4. 被害計の「面積」欄は、要復旧の「面積計」と復旧可能性の合計の「面積」欄の数の和に一致する。

様式第15の3

山林関係（苗木等）被害

市町村
災害名
報告元
報告者

:

森林計画区
発生時間
報告日時
報告番号

:

樹種	計画面量						被害量								備考
	面積 (ha)	本数(千本)				経営者数 (人)	面積 (ha)	本数(千本)				被害率 (%)	被害金額 (千円)	経営者数 (人)	
		1年生	2年生	3年生	計			1年生	2年生	3年生	計				

- (注)
5.

「計画量」は、当年度生産予定数量を記入する。
6.

「被害面積」は、区域面積とする。
7.

「被害数量」欄には、下段に総被害量を記入し、上段カッコ内30%以上の被害を受けた経営者の被害量を記入する。

様式第15号の4

山林関係（苗畑施設等）被害

市町村 :
災害名 :
報告元 :
報告者 :

森林計画区 :
発生時間 :
報告日時 :
報告番号 :

被害内容	箇所	被害		要復旧				備考
		被害数量 (m2)	被害金額 (千円)	復旧種類	数量 (m2)	単価 (千円)	要復旧金額 (千円)	

- (注) 8. 被害種別ごとに記入する。
9. 共同利用施設については、「被害内容」欄に共と記入する。
10. 「被害内容」欄には、畑地流失、畑地埋没、准水施設破損、推肥舎倒壊等具体的に記入する。
11. 「復旧の種類」欄には、「被害内容」に対応するよう「要復旧申請の種類(例えば、土砂排除、跡地整備等)を具体的に記入する。

山林関係（林産物）被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

項目名			番号	内容	備考
木	材 素材	数量 (m3)	1		
木	材 素材	被害額 (千円)	2		
木	材 製材	数量 (m3)	3		
木	材 製材	被害額 (千円)	4		
木	材 その他	数量 (m3)	5		
木	材 その他	被害額 (千円)	6		
被害額小計 (千円)			7		
薪	炭 原木	数量 (m3)	8		
薪	炭 原木	被害額 (千円)	9		
薪	炭 木炭	数量 (kg)	10		
薪	炭 木炭	被害額 (千円)	11		
薪	炭 薪	数量 (kg)	12		
薪	炭 薪	被害額 (千円)	13		
薪	炭 加工炭	数量 (kg)	14		
薪	炭 加工炭	被害額 (千円)	15		
被害額小計 (千円)			16		
特用林産物	椎茸	数量 (kg)	17		
特用林産物	椎茸	被害額 (千円)	18		
特用林産物	竹材	数量 (m3)	19		
特用林産物	竹材	被害額 (千円)	20		
特用林産物	その他	名称	21		
特用林産物	その他	数量	22		
特用林産物	その他	被害額 (千円)	23		
被害額小計 (千円)			24		
林産物被害合計 (千円)			25		

発生日時:
報告日時:
報告番号:

[illegible]

様式第15号の7

山林関係(林産加工施設) 被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

項 目 名				番号	内 容	備考
木材加工施設	建物被害	全壊	数量 (棟)	1		
木材加工施設	建物被害	全壊	被害額 (千円)	2		
木材加工施設	建物被害	半壊	数量 (棟)	3		
木材加工施設	建物被害	半壊	被害額 (千円)	4		
木材加工施設	建物被害	小破	数量 (棟)	5		
木材加工施設	建物被害	小破	被害額 (千円)	6		
木材加工施設	建物被害合計			(千円)	7	
木材加工施設	機械被害	大破	数量 (点)	8		
木材加工施設	機械被害	大破	被害額 (千円)	9		
木材加工施設	機械被害	中破	数量 (点)	10		
木材加工施設	機械被害	中破	被害額 (千円)	11		
木材加工施設	機械被害	小破	数量 (点)	12		
木材加工施設	機械被害	小破	被害額 (千円)	13		
木材加工施設	機械被害合計			(千円)	14	
木材加工施設	加工施設被害合計			(千円)	15	
加工炭	建物被害	全破	数量 (棟)	16		
加工炭	建物被害	全破	被害額 (千円)	17		
加工炭	建物被害	半壊	数量 (棟)	18		
加工炭	建物被害	半壊	被害額 (千円)	19		
加工炭	建物被害	小破	数量 (棟)	20		
加工炭	建物被害	小破	被害額 (千円)	21		
加工炭	建物被害合計			(千円)	22	
加工炭	機械被害	大破	数量 (点)	23		
加工炭	機械被害	大破	被害額 (千円)	24		
加工炭	機械被害	中破	数量 (点)	25		
加工炭	機械被害	中破	被害額 (千円)	26		
加工炭	機械被害	小破	数量 (点)	27		
加工炭	機械被害	小破	被害額 (千円)	28		
加工炭	機械被害合計			(千円)	29	
加工炭	加工施設被害合計			(千円)	30	
特用林産加工施設	建物被害	全壊	数量 3 (棟)	31		
特用林産加工施設	建物被害	全壊	被害額 調査中 (千円)	32		
特用林産加工施設	建物被害	半壊	数量 1 (棟)	33		
特用林産加工施設	建物被害	半壊	被害額 調査中 (千円)	34		
特用林産加工施設	建物被害	小壊	数量 (棟)	35		
特用林産加工施設	建物被害	小壊	被害額 (千円)	36		
特用林産加工施設	建物被害	合計	調査中 (千円)	37		
特用林産加工施設	機械被害	大破	数量 (点)	38		
特用林産加工施設	機械被害	大破	被害額 (千円)	39		
特用林産加工施設	機械被害	中破	数量 (点)	40		
特用林産加工施設	機械被害	中破	被害額 (千円)	41		
特用林産加工施設	機械被害	小破	数量 (点)	42		
特用林産加工施設	機械被害	小破	被害額 (千円)	43		
特用林産加工施設	機械被害 合計			(千円)	44	
特用林産加工施設	加工施設被害合計			(千円)	45	

水 産 施 設 被 害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者:

発生日時:

報告日時:

報告番号:

項 目 名	番号	内 容	備 考
漁船 滅失 経営体数	1		
漁船 滅失 数 量	2		
漁船 滅失 金 額 (千円)	3		
漁船 大破 経営体数	4		
漁船 大破 数 量	5		
漁船 大破 金 額 (千円)	6		
漁船 中破 経営体数	7		
漁船 中破 数 量	8		
漁船 中破 金 額 (千円)	9		
漁船 小破 経営体数	10		
漁船 小破 数 量	11		
漁船 小破 金 額 (千円)	12		
漁船 合計 経営体数	13		
漁船 合計 数 量	14		
漁船 合計 金 額 (千円)	15		
漁具 滅失 経営体数	16		
漁具 滅失 数 量	17		
漁具 滅失 金 額 (千円)	18		
漁具 大破 経営体数	19		
漁具 大破 数 量	20		
漁具 大破 金 額 (千円)	21		
漁具 中破 経営体数	22		
漁具 中破 数 量	23		
漁具 中破 金 額 (千円)	24		
漁具 小破 経営体数	25		
漁具 小破 数 量	26		
漁具 小破 金 額 (千円)	27		
漁具 合計 経営体数	28		
漁具 合計 数 量	29		
漁具 合計 金 額 (千円)	30		
養殖施設 滅失 経営体数	31		
養殖施設 滅失 数 量	32		
養殖施設 滅失 金 額 (千円)	33		
養殖施設 大破 経営体数	34		
養殖施設 大破 数 量	35		
養殖施設 大破 金 額 (千円)	36		
養殖施設 中破 経営体数	37		
養殖施設 中破 数 量	38		
養殖施設 中破 金 額 (千円)	39		
養殖施設 小破 経営体数	40		
養殖施設 小破 数 量	41		
養殖施設 小破 金 額 (千円)	42		
養殖施設 合計 経営体数	43		
養殖施設 合計 数 量	44		
養殖施設 合計 金 額 (千円)	45		
備 考	46		

水 産 物 被 害

市町村：

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

[illegible]

医療関係施設被害

市町村:

災害名:

報告元:

報告者：

発生日時:

報告日時:

報告番号:

[illegible]

様式第18号

水 道 関 係 被 害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

被害事業体名	現在給水 人口(人)	被害発生状況	給水制限状況 (断水又は濁水等)	給水制限 開始時刻	断水等の影響		復旧対策状況(系統変更、 給水車対応等)	被害額 千円	復旧		給水制限 終了時刻	未復旧	
					戸数	人口			戸数	人口		戸数	人口

災害廃棄物に係る被害状況について

様式第19号

(令和 年 月 日 時 分現在)

あて

市町村名	
部 署 名	
担当者名	
連 絡 先	

1 災害等廃棄物処理事業

被害をもたらした 災 害 等 (被害等の名称、日付)	市町村名	事 業 区 分 (ごみ処理、し尿処理、漂着ごみ)	災害廃棄物 集積所数	仮置き場数	集積場所在地名称	災害等廃棄物量 (t, kl, m3)	事業費見込額 (単位：千円)	被 害 及 び 処 理 の 状 況

2 廃棄物処理施設の被害

被害をもたらした 災 害 等 (被害等の名称、日付)	設置主体名	施 設 名	規 模	建 設 年 度	復旧見込額 (単位：千円)	稼 働 状 況	人的・物的被害及び復旧の状況等

3 浄化槽（市町村設置型）の被害

被害をもたらした 災 害 等 (被害等の名称、日付)	市町村名	施 設 名	規 模	建 設 年 度	復旧見込額 (単位：千円)	稼 働 状 況	人的・物的被害及び復旧の状況等

(注1) 「災害廃棄物量」欄については、ごみ処理の場合は「t」、し尿処理の場合は「kl」、漂着ごみの場合は「m³」で記載をお願いします。

(注2) 「被害及び処理の状況」欄については、床上・床下浸水の数などの他、仮置場の設置時期及び災害廃棄物の受入開始時期についても併せて記載して下さい。

(注3) 変更箇所は朱書きとしてください。

(注4) 報告時点までに判明している情報について記載してください。不明の箇所については「不明」と記載してください。

火葬場施設被害

市町村：

災害名：

発生日時：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項 目 名	番号	内 容	備 考
施設名	1		
規模	2		
建設年度（Ex. H11/04）	3		
被害内容	4		
被害金額（被害金額）	5		
応急対策及び復旧の状況	6		

公有財産関係被害

市町村：
報告元：
報告者：
罹災した公有財産名（所在市町村

災 害 名：
発生日時：
報告日時：
報告番号：

項 目 名			番号	内 容	備 考
建物	全壊	件 数 (棟)	1		
建物	全壊	面 積 (㎡)	2		
建物	全壊	被害額 (千円)	3		
建物	半壊	件 数 (棟)	4		
建物	半壊	面 積 (㎡)	5		
建物	半壊	被害額 (千円)	6		
建物	一部損壊	件 数 (棟)	7		
建物	一部損壊	面 積 (㎡)	8		
建物	一部損壊	被害額 (千円)	9		
建物	床上浸水	件 数 (棟)	10		
建物	床上浸水	面 積 (㎡)	11		
建物	床上浸水	被害額 (千円)	12		
建物	床下浸水	件 数 (棟)	13		
建物	床下浸水	面 積 (㎡)	14		
建物	床下浸水	被害額 (千円)	15		
土地	流水	件 数 (棟)	16		
土地	流水	面 積 (㎡)	17		
土地	流水	被害額 (千円)	18		
土地	埋没	件 数 (棟)	19		
土地	埋没	面 積 (㎡)	20		
土地	埋没	被害額 (千円)	21		
土地	崩壊	件 数 (棟)	22		
土地	崩壊	面 積 (㎡)	23		
土地	崩壊	被害額 (千円)	24		
その他	立木	件 数 (棟)	25		
その他	立木	面 積 (㎡)	26		
その他	立木	被害額 (千円)	27		
その他	船舶	隻 数 (隻)	28		
その他	船舶	金 額 (千円)	29		
その他	その他	件 数 (棟)	30		
その他	その他	面 積 (㎡)	31		
その他	その他	被害額 (千円)	32		
計		被害額 (千円)	33		

災 害 速 報 災 害 確 定 報 告

No. 1

都 道 府 県					区 分		被 害		
災 害 名 ・ 確 定 年 月 日			月 日 時 確 定		田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
						畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報 告 者 名					学 校		箇所		
区 分			被 害		病 院		箇所		
人 的 被 害	死 者	人			そ の 他	道 路	箇所		
	うち 災害関連死者	人				橋 り ょ う	箇所		
	行方不明者	人				河 川	箇所		
	負傷者	重 傷	人			港 湾	箇所		
		軽 傷	人			砂 防	箇所		
	住 家 被 害	全 壊	棟			清 掃 施 設	箇所		
世帯					鉄 道 不 通	箇所			
人					被 害 船 舶	隻			
半 壊		棟			水 道	戸			
		世帯			電 話	回線			
		人			電 気	戸			
一 部 破 損		棟			ガ ス	戸			
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		人							
床 上 浸 水		棟							
		世帯							
		人							
床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯			り 災 者 数	人			
	人			火 災 発 生	建 物	件			
非 住 家	公 共 建 物	棟			危 険 物	件			
	そ の 他	棟			そ の 他	件			

災 害 年 報

No. 1

区 分			災害名	発生年月日						計
人的被害	死 者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行 方 不 明 者		人							
	負 傷 者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
			人							
	半 壊		棟							
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
	床 下 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
非 住 家	公 共 建 物		棟							
	そ の 他		棟							
そ の 他	田	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	学 校		箇所							
	病 院		箇所							
	道 路		箇所							
	橋 り よ う		箇所							
	河 川		箇所							
	港 湾		箇所							
	砂 防		箇所							
	清 掃 施 設		箇所							
	鉄 道 不 通		箇所							
	被 害 船 舶		隻							
	水 道		戸							

災 害 年 報

No. 2

災害名 発生年月日 区 分								計
電 話	回線							
電 気	戸							
ガ ス	戸							
その他の	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円						
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円						
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
	公 共 施 設 被 害 数	団体						
その他の	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円						
都道府県災害対策本部設置		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

要配慮者施設一覧（土砂災害警戒区域）

No.	区 分	名 称	連絡先	住 所
1	社会福祉施設	仁多デイサービスセンター	54-2060	三成226
2	社会福祉施設	奥出雲介護老人保健施設	54-2060	三成228-3
3	社会福祉施設	特別養護老人ホームあいサンホーム	56-0081	上阿井424-1
4	社会福祉施設	健康塾	54-2060	三成228-3
5	社会福祉施設	ヴィラ佐白	54-0297	佐白312-35
6	社会福祉施設	デイサービス奥出雲 ふるさとの家	52-2371	下横田893
7	医療施設	加藤医院	54-1011	三成358-6
8	学校	横田高等学校	52-1511	稲原2178-1
9	学校	仁多中学校	54-1125	三成1634-7
10	学校	布勢小学校	54-9020	八代220
11	学校	三成小学校	54-1015	三成348
12	学校	高尾小学校	54-9030	高尾823
13	学校	阿井小学校	56-0033	上阿井110
14	学校	三沢小学校	54-0777	三沢1099-7
15	保育所	布勢幼稚園	54-1294	馬馳1324-8
16	保育所	三成幼稚園	54-0200	三成690-1
17	保育所	三沢幼稚園	54-1292	三沢384-1
18	保育所	八川幼稚園	52-2314	下横田509-1

避難路（避難経路）

種別	路線名			
国道	国道314号	国道432号		
主要地方道	横田多里線 出雲奥出雲線	玉湯吾妻山線	掛合上阿井線	上阿井八川線
一般県道	横田伯南線 出雲横田停車場線 下横田出雲三成停車場線	印賀奥出雲線 八川停車場線	奥出雲高野線 草野横田線	木次横田線 吉田奥出雲線
一級町道	八代郡線 無木線 川西五反田線 古市小馬木線	本町上三成線 三沢線 古市蔵屋線 馬木三成線	郡三成線 三沢山根線 横田八川線 大畝三井野原線	高尾線 蔵屋山郡線 川西雨川線 五の畑線
二級町道	佐白北原線 谷奥線 三沢河内線 稲田線 西河岸線 高尾吉ヶ口線 板敷下線	馬場佐々木線 西湯野上分線 追谷万才線 横田中条線 加食横断線 柏原湯之廻線	湯ノ原線 塩原郡線 福頼線 瓜屋線 小八川線 矢入線	高尾吉ヶ口線 見寄中田線 樋口馬場線 東河岸線 金川線 折渡線
その他町道	鏡ヶ池線 佐白北原線支線 1 号線 伊賀武線 佐白町裏線 上布施線支線 2 号 上布施佐白線 馬場前布施線 八代下線 布勢小学校線 八代郡線支線 1 号 中村南 1 号線 長福寺東線 砂田線 布勢公民館線 宮地前布施線 馬馳平線支線 1 号 佐々木線 いりが峠線 奥山手線 上三所峠線 奥山手 1 号線 上布施北線 佐白宮廻線支線 2 号 広田線 八代三沢線支線 2 号 上三所南線支線 2 号 岩田線 朝日町線支線 1 号	神野村線 佐白北原 1 号線 伊賀武線支線 横丁線 玉雲寺線 佐白中央線 宮廻線 八代釜田線 旧役場西線 難波中村東 1 号線 長福寺西線 長福寺東線支線 1 号 宮原線 八代停車場線 宮地前布施線支線 1 号 平大谷線 佐々木線支線 1 号 上三所佐々木線 奥山手線支線 1 号 土屋線 長福寺線 上三所上線 佐白宮廻線支線 3 号 梨ノ木峠線 八代三沢線支線 3 号 前布施三沢線 土屋東線 朝日町宮原線	大原山線 佐白北原線支線 2 号 伊賀武線支線 2 号 上布施線 蔭地線 横屋線 宮廻線支線 1 号 新宅線 旧役場東線 難波中村東 2 号線 長福寺西線支線 1 号 角屋線 宮原線支線 1 号 馬馳八代線 宮地前布施線支線 2 号 平大谷線支線 1 号 佐々木前布施線 井出ノ口線 南線 土屋郡線 トッチリ宮廻線 佐白宮廻線 佐白宮廻線支線 4 号 八代三沢線 上三所南線 山方尾崎線 朝日町裏線 朝日町団地線	大真谷線 峠線 伊賀武線支線 3 号 上布施線支線 1 号 上布施前布施線 中村線 宮廻線支線 2 号 八代町後線 八代裏線 中村南 2 号線 長福寺西線支線 2 号 角屋線支線 1 号 宮原線支線 2 号 馬馳三所線 馬馳平線 平大谷線支線 2 号 竹の倉線 上三所南線支線 2 号 南線支線 1 号 佐白町線 上布施南線 佐白宮廻線支線 1 号 佐白宮廻線支線 5 号 八代三沢線支線 1 号 上三所南線支線 1 号 奥山手 2 号線 朝日町線 横町裏線

避難路（避難経路）

種別	路線名			
その他町道	横町線	滝坂川線	滝坂川線支線 1 号	滝ノ上線
	滝ノ上線支線 1 号	滝ノ上線支線 2 号	滝ノ上線支線 3 号	滝ノ上線支線 4 号
	滝ノ上線支線 5 号	滝ノ上線支線 6 号	滝ノ上線支線 7 号	滝ノ上線支線 8 号
	滝の上線支線 9 号	仲町線	本町小学校線	谷口川線
	東後道線	西後道線	病院裏線	大正町寺前線
	三成駅上線	塚原線	塚原支線 1 号	三成小学校線
	愛宕線	愛宕線支線 1 号	愛宕線支線 2 号	愛宕線支線 3 号
	槇谷線	上三成山手線	上三成山手線支線 1 号	上三成中央線
	上三成上線	三成保育所線	町民体育館線	三成宮原線
	金原線	石原線	鈷谷線	上湯ノ原線
	吉田線	須賀斐線	乙多田線	里田恩田線
	乙多田塩原線	広瀬線	広瀬線支線 1 号	矢谷線
	矢谷支線 1 号	矢谷支線 2 号	矢谷支線 3 号	矢谷岡畑線
	下三所線	下三所石原線	姉妹水線	鬼の舌震線
	川角線	尾白中線	尾白下線	塩貝線
	高尾小学校線	野田原線	野土線	杭木線
	高尾原線	大井出谷線	伊賀平線	伊賀平線支線 1 号
	上高尾線	中原線	仁多中学校線	仁多中学校線支線 1 号
	宇根路線	仁多病院線	宇根路線支線 1 号	宮ノ町湯ノ原線
	美女原線	美女原支線一 号	美女原飛岩線	美女原線支線 2 号
	車橋線	大正町線	大正町支線 1 号	滝坂線
	久月下三所線	須坂線支線 1 号	芋ヶ畑線	上高尾上阿井線
	大源寺線	宮の町護岸線	上三成住宅線	上三成配水池線
	矢谷団地線	矢谷団地線支線 1 号	矢谷団地線支線 2 号	矢谷団地線支線 3 号
	矢谷団地線支線 4 号	石原岩ガイ線	武者山滝坂線	三成大畑線
	林原団地北線	林原団地西線	林原団地東線	林原団地中央線
	三成団地線	三成団地中央線	三成団地北線	三成団地南線
	矢谷住宅線	仁多発電所線	暮地線	川角中線
	高尾野田原線	三成団地支線 1 号	三成団地支線 2 号	滝ノ上支線 10 号
	上三成宇根路線	須坂線	宇根線	仁多庁舎東線
	仁多庁舎東線支線 1 号	安代原線	角木大正宮線	上久比須線
	上久比須線支線 1 号	大熊川左岸線	客廻線	金屋子線
	下久比須線	下久比須支線 1 号	下久比須支線 2 号	簾線
	中湯野線	中湯野線支線 1 号	中湯野線支線 2 号	中湯野線支線 3 号
	中湯野線支線 4 号	中湯野山以後谷線	小村線	谷奥線支線 1 号
	谷奥支線 2 号	町谷奥線	槇ヶ前線	高田 2 号線
	上分中線	上分上線	上分上線支線 1 号	若松線
	若松線支線 1 号	場ノ谷線	場ノ谷線支線 1 号	後田線
	後田線支線 1 号	後田線支線 2 号	後田線支線 3 号	亀嵩町中湯野線
	亀嵩町後線	亀嵩町後線 1 号線	西湯野線	亀嵩小学校線
	鹿谷線	小屋谷線	郡線	奥高田線
	奥高田線支線	後高田線	下篠線	鳥垣内線
	高田丘線	琴枕線	琴枕線支線 1 号	琴枕支線 2 号
	琴枕下線	郡本郷線	郡本郷線支線 1 号	郡向線
	高柴線	高柴線支線 1 号	塩原高柴線	山似後谷線
	上分線	梅木原西湯野線	向田線 1 号	向田線 2 号
	久比須山似後谷線	高田小学校線	玉峰公園線	梅木原線

避難路（避難経路）

種別	路線名			
その他町道	梅木原亀嵩町線	亀嵩駅前線	見寄小阿井線支線2号	見寄東線
	見寄中田線支線1号	見寄中田線支線2号	中田線	中田1号線
	奥湯谷線	奥湯谷線支線1号	奥湯谷線支線2号	奥砂田線
	鋳物屋堀線	鋳物屋線	山根1号線	山根2号線
	川子原河内線	井戸川子原線	堀奥線	堀前線
	堀線	雲崎西線	雲崎小谷線	雲崎東線
	小谷線	小谷線支線1号	小谷線支線2号	小谷線支線3号
	阿井公園線	川東君谷線	下口線	下口上線
	大上線	阿井小学校線	内引線	平線
	平坂根線	平奥線	阿井水源池線	坂根線
	坂根線支線1号	坂根町裏線	半谷線	半谷線支線1号
	半谷線支線2号	福原線	福原線支線1号	福原線支線2号
	福原線支線3号	福原線支線4号	福原中線	福原中線支線1号
	坂根下町線	福原平線	大年神社横線	福原大砂谷線
	上町米原線	長谷線	長谷線支線1号	長谷線支線2号
	上町長谷線	いざなみ線	奥内谷線	真地線
	呑谷線	上阿井町線	槇原線	王貫線
	真地下線	大上平線	堀下口線	堀下口線支線1号
	川子原線	小阿井線	横田線	堀中線
	川東雲崎線	真地上線	阿井幼児園線	八幡下線
	三津田大畑線	三津田大畑線支線1号	三津田線	三津田線支線1号
	雑賀線	鹿島神社線	上鴨倉連絡線	上鴨倉古市場線
	上鴨倉平田線	上鴨倉平田線支線1号	上鴨倉平田線支線2号	下鞍掛源線
	金谷線	堰堤八原線	堰堤八原線支線1号	四日市下鴨倉線
	乙社線	乙社線支線1号	要害山線	要害山線支線1号
	四日市線	四日市下線	四日市下線支線1号	三沢木次線
	男瀧線	三沢小学校線	大畑線	林原団地南線
	原田線	大畑線支線1号	三沢町後線	三沢町後線支線1号
	三沢神社前線	上鞍掛支線1号線	堅田上線	三成口堅田線
	三成口堅田線支線1号	三成口堅田線支線2号	堅田工業団地線	布屋線
	布屋線支線1号	為石線	上鴨倉東線	上鴨倉西線
	林原線	林原線支線1号	林原線支線2号	三沢運動広場線
	斐伊川ダム下線	福頼線	代山線	五反田代山線
	大呂神社線	代山中線	代奥線	代山下線
	代山上線	山県線	山県日向線	山県宇場ヶ谷線
	中丁線	中丁西谷線	妙巖寺線	小国小所線
	多久野線	福頼多久野線	栃木大畑線	福頼山手線
	名谷線	西谷線	小学校線	中丁山郡線
	田反部線	小国山郡線	山郡線	須郷線
	中靱線	水木線	追谷前線	上村線
	追谷山手線	追谷線	追谷山根側線	王子神社線
	山根側中線	山根側中倉線	山根側線	河原線
	日向側線	井西大菅線	中倉線	小万才大菅線
	赤川線	細谷線	船通山線	宇竜谷線
	新田線	上村前線	上村支線	代山上手線
	山県鳩岡線	福頼山郡線	鳥上公園線	追谷万才支線
	小学校前線	福頼山手下線	代山西線	代山中丁線

避難路（避難経路）

種別	路線名			
その他町道	鳥上公民館線	中丁河岸線	福頼中央線	福頼1号線
	代奥線支線	滝谷線	追谷下線	追谷山根側線支線1号
	横田中条線	加食横断線	井垣線	結川線
	蔵屋高畦線	矢谷畑ヶ堀線	矢吹新屋線	樋口和田線
	樋口上手線	道端斐伊川線	横枕福頼線	吉野屋福頼線
	佐渡前線	五反田上線	代山越峠線	五反田獅子谷線
	鹿谷峠後線	獅子谷線	獅谷奥線	鹿谷岩屋寺線
	鍵免前線	鍵免線	馬場奥下り線	馬場岩屋寺線
	馬場八幡宮線	馬場中道線	馬場難波越線	角半田線
	角馬場線	晋叟寺線	角藤ヶ瀬線	加食峠後線
	柿木谷鹿谷線	掛谷雨川線	大曲掛谷線	大曲松原線
	大曲線	叶原線	叶原支線	殿町下横田川線
	大市西線	大市西団地線	殿町線	殿町横断線
	善徳寺線	永祥寺線	大市線	旧役場前線
	旧役場後線	大市瓜屋線	矢入祭安楽寺線	大市中央線
	大市北線	大市南線	駅東線	桐ノ木河岸線
	桐ノ木下馬線	下馬中条線	稲田中河原線	大市六坂線
	稲田河岸線	下場稲田線	下場線	樋口堤谷線
	下場土居前線	稲田高校線	大畑日向線	稲田日向線
	太田的目線	陰地丁子線	稲原中央線	稲田花屋峠線
	原口天満宮線	六坂川西線	原口明田線	稲田奥線
	明田中条線	原口線	梨ヶ峠線	中条梨ヶ峠線
	大曲下線	加食下線	殿町西線	下場中河原線
	蔵屋下線	六坂住宅団地線	六坂住宅団地支線	中山北線
	殿町河岸線	小八川線	三井野原上線	三ヶ国線
	平家線	坂根駅横断線	丸渕線	坂根丸渕線
	三森原上線	三森原下線	三森原小八川線	西大八川線
	大八川線	仲仙道大八川線	草坂線	倉谷線
	滑谷線	大田松川線	金川日向線	日向側線
	二の宮線	駅日向側線	宮谷日向側線	古市本郷線
	叶谷線	宮谷八幡宮線	宮谷線	宮谷奥線
	八重ヶ谷線	土橋宮谷線	八川運動公園線	段原線
	古市三成線	土橋線	川西土橋線	川西古市線
	中谷線	川西中線	奥林線	川西線
	古市線	古市後線	古市角線	古市前線
	古市中線	古市上手線	新宮神社線	古市山手線
	井谷線	長沢線	大谷中線	大谷土居線
	殿の奥線	大谷宮峠線	大内谷大原線	大内谷線
	大谷砂田線	大谷上線	大谷奥線	大谷峠線
	杭木野土線	杭木線	川西上土居線	小八川奥支線
	三井野原下線	重国木舟線	金川叶谷線	土橋上線
	愛宕山清水線	木舟川西線	大谷羽代谷線	川西東前線
	八川小学校北線	川西川端線	惣安寺後線	坂根停車場線
	坂根三井野原線	三井野原中央線	井谷下線	花立線
	古市中丁線	高畦線	雨川上支線	雨川上支線
	坂根ダム線	小八川西線	土居下線	雨川下線
	土橋西線	叶谷北線	平家平線	大内谷下線

避難路（避難経路）

種別	路線名			
その他町道	坂根下線	三森原上線支線1号	矢入線	大原金川線
	大原新田線	湯の廻線	日向原線	洪谷下線
	洪谷上線	女良木前線	女良木線	下女良木線
	大森松本線	大森線	相原亀ヶ市線	亀ヶ市線
	亀ヶ市前線	亀ヶ市金屋線	大畝蔭地線	小峠中線
	小峠上線	イラ谷線	上連六ノ原線	長野線
	大峠日向線	大峠中線	大峠五の畑線	吾妻山公園線
	大峠矢入線	湯舟谷線	堅田八槓寺線	宮中線
	宮前線	堅田谷線	野伏中原線	天満宮線
	反保線	稲田住宅団地線	稲田住宅団地線支線1号	稲田住宅団地線支線2号
	下横田住宅団地線			
農道	大仁農道	布勢農道	上鞍掛農道	福原幹線農道
	八幡上農道	奥湯谷農道	奥湯谷西農道	亀嵩農道
	鴨倉農道	山以後谷久比須農道	久比須東農道	堀奥農道
	川東農道	見寄小阿井農道	下三所農道	横田南農道
	横田西農道	雨川中央農道	大谷農道	亀ヶ市中央農道
	宮中央農道	反保川東農道	小馬木農道	上三所中村農道
林道	小峠線	三森原東山線	小森板敷線	奥内谷線
	内尾谷線	雨川線	穴ヶ峠線	上鴨倉線
	城山線			

町内輸送・運送事業者一覧表

(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業者

事業者名	営業所名	保有台数
奥出雲交通（株）	本社	※20

※は貸切バス又はタクシー事業との併用有り

(イ) 一般貸切旅客自動車運送事業者

事業者名	営業所名	保有台数
奥出雲交通（株）	本社	22

(ウ) 一般乗用旅客運送事業

事業者名	営業所名	保有台数	事業者名	営業所名	保有台数
(有) 奥出雲運送	阿井	4	(有) 簸上タクシー	横田	4
森田 一	本社	2			
			計		10

(エ) 一般貨物自動車運送事業者

事業社名	車 両 数				概要
	普	小	特	被	
(有)サーブコーポレーション	2				
(有)奥出雲運送	14			1	
(株)丸共	9	1		1	
(有)マキ運送	3	1			
(有)荒木資材運輸仁多営業所	31				
合同会社 武成商事	6				
(有)S U B A R U	9				
(有)横田運送	8	2	2	1	
ヤマト運輸(株)仁多横田センター	5				

(注) 普…普通車 小…小型車 特…特種車 被…被けん引車

医 療 機 関 一 覧 表

資料：健康福祉課

病院名	設立主体	所在地	電話	病床数
町立奥出雲病院	町	三成1622-1	54-1122	98
永生クリニック	医療法人	横田1063-1	52-0250	
加藤医院	医療法人	三成358-6	54-1011	
千原医院	医療法人	亀嵩2221-4	57-0821	
井上医院	医療法人	横田1193-2	52-1030	
自然治癒力活性室入医療心療漢方内科 横田スサノオクリニック	一般社団法人	横田1009-6		
石原医院 分院	医療法人	下横田421-1	52-9060	
町立馬木診療所	町	大馬木1922-13	53-0500	

物資の調達先一覧表

品 名	商 店 名	所 在 地	電 話	備 考
寝 具	横田蔵市	下横田84	52-3300	
	ショッピングセンターサンクス	三成410	54-0222	
	ジュンテンドー横田店	下横田84	52-9005	
外 套	横田蔵市	下横田57	52-3300	
	ショッピングセンターサンクス	三成410	54-0222	
	ジュンテンドー横田店	下横田57	52-9005	
肌 着	横田蔵市	下横田84	52-3300	
	ショッピングセンターサンクス	三成410	54-0222	
	ジュンテンドー横田店	下横田57	52-9005	
身 廻 品	横田蔵市	下横田84	52-3300	
	ショッピングセンターサンクス	三成410	54-0222	
	ジュンテンドー横田店	下横田57	52-9005	
炊事用具	横田蔵市	下横田84	52-3300	
	ショッピングセンターサンクス	三成410	54-0222	
	ジュンテンドー横田店	下横田57	52-9005	
	A コープ横田店	横田1094-3	52-1215	
食 器	横田蔵市	下横田84	52-3300	
	ショッピングセンターサンクス	三成410	54-0222	
	ジュンテンドー横田店	下横田84	52-9005	
	A コープ横田店	横田1094-3	52-1215	
日 用 品	横田蔵市	下横田84	52-3300	
	ショッピングセンターサンクス	三成410	54-0222	
	ジュンテンドー横田店	下横田84	52-9005	
	A コープ横田店	横田1094-3	52-1215	
光熱材料	横田蔵市	下横田84	52-3300	
	ショッピングセンターサンクス	三成410	54-0222	
	ジュンテンドー横田店	下横田84	52-9005	
	A コープ横田店	横田1094-3	52-1215	
	仁多ガスセンター	八川60-1	52-2242	

消毒薬、薬剤散布用器材等の調達先

商 店 名	所 在 地	電 話	備 考
三成薬局	三成1622-3	54-9087	
共栄薬局	横田1049-1	52-9300	
小林薬局	横田946-2	52-1039	
小林薬局 古市店	下横田421-11	52-9620	
小林薬局 藤ヶ瀬店	横田1193-32	52-9115	
もみじ薬局	三成358-6	54-0188	

奥出雲町学校給食施設

資料：島根県地域防災計画（資料編）

調理場種別			
共同		単独校	
施設数	炊飯可能食数	施設数	炊飯可能食数
2	1,100		

米穀、副食、調味料等の調達業者一覧表

【米穀】

商 店 名	所在地	電 話	備考
奥出雲仁多米（株）	高尾1787-22	54-2175	
J Aしまね雲南地区本部	三沢1947-8	54-1355	

【副食、調味料】

商 店 名	所在地	電 話	備考
横田蔵市	下横田 8 4	52-3300	
ショッピングセンターサンクス	三成 4 1 0	54-0222	
ジュンテンドー横田店	下横田 8 4	52-9005	

町内製パン業者

資料: 島根県地域防災計画(資料編)

工場名	郵便番号	商号	電話番号	所在地	製造能力 (袋)
(有)今津屋	699-1832	(有)今津屋 代表取締役 二岡君子	0854-52-2151	仁多郡奥出雲町横田1175-6	2.5

応急仮設住宅建設候補地調書

調書番号：1

①基本情報				
項目	内容	備考		
市町村名	奥出雲町			
地名地番	稲原2374	土地台帳、課税台帳		
敷地面積	[24000]㎡	土地台帳、課税台帳、図上計測		
想定建設戸数	[200]戸（駐車場 []%確保） 6坪（1DK）[50]戸 9坪（2DK）[120]戸 12坪（3K）[30]戸	配置計画図の作成結果		
想定利用者数	[675]人	6坪1DK []戸×1.5人 9坪（2DK）[]戸×3.5人 12坪（3K）[]戸×6人		
配置計画図の有無	有（無）	配置計画図の作成結果		
土地所有者名	国有地・県有地・ <u>市町村有地</u> ・民有地 [建設課]	土地台帳、課税台帳 （公有地の場合は管理部局も記載）		
(民有地の場合)	名義： [] 協定書等の契約：有・無 契約条件：有償・無償 2年以上の使用：可・否 可の場合の借用期間： []年	名義：課税台帳		
(農地の場合) 転用手続きの有無	要・不要	農業部に確認		
必要な施設	集会所・談話室・福祉仮設住宅・サポートセンター ・受水槽・浄化槽・ <u>ゴミ置き場</u> ・その他 []	想定される必要な施設を全て○で囲む		
配置図	緯度： [] / 経度： []			
(配置図)				
				

②周辺環境の状況			
項目		内容	備考
安全性	災害での被害想定区域	☒ 区域内・ ☐ 区域外 [土砂災害]	洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等 カッコ内は災害の種類を記入
	資材搬入経路	[7] ~ [8] m	幹線道路からの道路幅員
	土砂災害警戒区域の指定	☒ 有・ ☐ 無	
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	☒ 有・ ☐ 無	
	崖地の有無	☒ 有・ ☐ 無	隣接地における崖地
	危険物	有・ ☒ 無	ガスタンク・危険物倉庫等近隣にないか
	その他		
住環境	悪臭、振動、騒音（鉄道・幹線道路）	☒ 良・ ☐ 不良	
	日当たり	☒ 良・ ☐ 不良	
	夜間の敷地までの経路	良・ ☒ 不良	夜間街路灯の状況
	その他		
利便性	駅・バス停までの徒歩での所要時間	約 [0.5]km [10]分	最寄バス停
	電車・バス	☒ 有・ ☐ 無 1日運行本数 []本	汽車10本、最寄バス停7本（平日）
	医療施設	☒ 有・ ☐ 無 有の場合は [1.5]km	
	商店街・スーパーマーケット	☒ 有・ ☐ 無 有の場合は [0.7]km	
	公民館、郵便局、学校など	☒ 有・ ☐ 無 有の場合は []km	公民館・郵便局・小学校1.5km、中学校0.5km
	その他		
③敷地の状況			
項目		内容	備考
敷地造成等	地盤の状況		
	木杭で対応できる地盤か	☒ 対応可・ ☐ 対応不可	
	敷地の地盤強度	☒ 良・ ☐ 不良	埋立地でないか等
	敷地境界	☒ 明確・ ☐ 不明確	杭等で明確になっているか
	敷地の高低差	有・ ☒ 無	法面・擁壁の状況
	前面道路と敷地との高低差	[0]m	
	敷地の排水状況（雨水排水等）	☒ 良・ ☐ 悪	
	積雪への対応	必要・ ☒ 不要	
	その他		
ライフライン	上水道	☒ 有・ ☐ 無	
	下水道	☒ 有・ ☐ 無	
	浄化槽放流先（下水道がない場合）	有・ ☐ 無	
	ガス	有・ ☒ 無	
	LPG	LPG供給事業者 ☒ 有・ ☐ 無	
	電気のための電柱	☒ 有・ ☐ 無 (ない場合) 電柱からの距離 []m 最寄りの電柱番号 []	
	高圧・低圧	高圧・低圧	
	消防水利	消火栓・防火水槽・ ☒ その他 [プール]・無 (ない場合) 代替機能 []	
	電話のための電柱	☒ 有・ ☐ 無 (ない場合) 電柱からの距離 []m 最寄りの電柱番号 []	
	ケーブルテレビ	☒ 有・ ☐ 無	
	テレビ（地上デジタル）の受信状況	☒ 可・ ☐ 不可	
	テレビ（衛星放送）の受信状況	☒ 可・ ☐ 不可	
	難視聴地域	内・ ☒ 外	
その他			

島根県内における国・県指定文化財件数一覧

令和5年4月1日現在

種 類		国指定	県指定	計	種 類		国指定	県指定	計
有形文化財	建 造 物	26 (3)	30	56 (3)	記念物	史 跡	57 ー	59	116 ー
	絵 画	10 ー	36	46 ー		名 勝	6 ー	2	8 ー
	彫 刻	22 ー	43	65 ー		天然記念物	31 (4)	37	68 (4)
	工 芸 品	19 (2)	50	69 (2)		史跡及び名勝	3 ー	0	3 ー
	書 跡	3 ー	14	17 ー		名勝及び天然記念物	6 ー	2	8 ー
	典 籍	0 ー	2	2 ー		天然記念物及び名勝	2 ー	2	4 ー
	古 文 書	9 ー	23	32 ー		計	105 (4)	102	207 (4)
	考古資料	11 ー	17	28 ー	その他の	重要伝統的建造物群保存地区	3 ー	0	3 ー
	歴史史料	0 ー	0	0 ー		選定保存技術	1 ー	0	1 ー
	計	100 (5)	215	315 (5)		重要文化的景観	1 ー	0	1 ー
無形文化財	工芸技術	1 ー	4	5 ー		計	5 ー	0	5 ー
	芸 能	0 ー	0	0 ー	合 計		228 (9)	371	599 (9)
	計	1 ー	4	5 ー	登録文化財	有形文化財(建 造 物)	208 ー		208 ー
民俗文化財	有 形	10	16	26		有形民俗文化財	2 ー	0	2 ー
	無 形	7	34	41		登 録 記 念 物	7 ー	0	7 ー
	計	17	50	67		計	217 ー	0	217 ー

※ 国保有指定文化財は含まない

※ ()は、国宝・特別天然記念物の数で内数

公共施設等電話・有線番号簿

町立病院	有線番号	N T T
代表（事務室）	31-5700	(54-1122)
休日・夜間	31-5700	(54-1122)
予約センター	31-2700	(54-2700)
2階病棟	5772	(54-2772)
3階病棟	5773	(54-2773)
4階病棟 介護医療院	31-5774	(54-2774)
地域医療課	31-5766	(54-1123)
栄養管理科（給食調理係）	5771	(54-2771)
在宅診療センター	5775	(54-2775)
訪問看護ステーション	31-2000	(54-2000)

（注）奥出雲病院の有線番号4桁だけの部署は、「31-6000」から内線番号に掛ける。

国・県	有線番号	N T T
島根森林管理署 横田森林事務所	20-0168	(52-0168)
雲南県土整備事務所 仁多土木事業所	31-1251	(54-1251)

雲南警察署	有線番号	N T T
三成広域交番	31-0110	(54-0110)
亀嵩駐在所	71-0004	(57-0004)
阿井駐在所	62-0004	(56-0004)
鳥上駐在所	20-1319	(52-1319)
横田駐在所	20-1001	(52-1001)
八川駐在所	20-0204	(52-0204)
馬木駐在所	30-0132	(53-0132)

消防関係機関	有線番号	N T T
奥出雲消防署	35-2166	(54-2166)
【奥出雲町消防団 格納庫】		
布勢分団 第1部	21-3047	
〃 第3部	21-3048	
〃 第4部	22-3046	
〃 第5部	21-3079	
三成分団 第1・2部	31-3015	
〃 第3部	31-3044	
〃 第4部	32-3052	

【奥出雲町消防団 格納庫】		有線番号	N T T
三成分団	第 5 部	3 4－3 0 4 1	
〃	第 6 部	3 1－3 0 9 3	
亀嵩分団	第 1 部	7 1－3 0 4 9	
〃	第 2 部	7 1－3 0 2 0	
〃	第 3 部	7 1－3 0 6 9	
〃	第 5 部	7 2－3 0 7 4	
阿井分団	第 2 部	6 2－3 0 6 2	
〃	第 3 部	6 2－3 0 6 0	
〃	第 4 部	6 2－3 0 6 5	
〃	第 5 部	6 1－3 0 6 7	
〃	第 6 部	6 1－3 0 2 0	
三沢分団	第 1 部	8 2－3 0 1 4	
〃	第 2 部	8 1－3 0 1 9	
〃	第 3 部	8 1－3 0 8 3	
鳥上分団	第 1 部	2 0－6 0 5 0	
〃	第 2 部	2 0－6 0 5 1	
〃	第 3 部	2 0－6 0 5 2	
〃	第 4 部	2 0－6 0 5 3	
横田分団	第 1 部	2 0－6 0 5 5	
〃	第 2 部	2 0－6 0 5 6	
〃	第 3 部	2 0－6 0 5 7	
〃	第 5 部	2 0－6 0 5 8	
〃	第 6 部	2 0－6 0 6 0	
〃	第 7 部	2 0－6 0 6 1	
〃	第 8 部	2 0－6 0 6 2	
八川分団	第 1・2 部	2 0－6 0 6 3	
〃	第 3 部	2 0－6 0 6 5	
〃	第 4 部	2 0－6 0 6 6	
〃	第 5 部	2 0－6 0 6 7	
馬木分団	第 1 部	3 0－6 0 6 8	
〃	第 2 部	3 0－6 0 7 0	
〃	第 3 部	3 0－6 0 7 1	
〃	第 4 部	3 0－6 0 7 2	
〃	第 5 部	3 0－6 0 7 3	

仁多斎場		有線番号	N T T
事務室		3 1－0 0 1 2	(5 4－0 0 1 2)
待合ホール		3 1－1 0 1 2	

廃棄物処理場	有線番号	N T T
仁多可燃物処理センター	3 5 - 0 8 9 6	(5 4 - 0 8 9 6)
仁多クリーンセンター	2 0 - 0 4 9 8	(5 2 - 0 4 9 8)

保 育 所	有線番号	N T T
布勢幼稚園	2 2 - 1 2 9 4	(5 4 - 1 2 9 4)
三成幼稚園（仁多子育て支援センター）	3 2 - 0 2 0 0	(5 4 - 0 2 0 0)
亀嵩幼稚園	7 1 - 0 2 5 0	(5 7 - 0 2 5 0)
阿井幼稚園	6 2 - 0 0 5 4	(5 6 - 0 0 5 4)
三沢幼稚園	8 1 - 1 2 9 2	(5 4 - 1 2 9 2)
鳥上幼稚園（休 園 中）	2 0 - 2 1 3 4	(5 2 - 2 1 3 4)
横田幼稚園（横田子育て支援センター）	2 0 - 2 2 9 6	(5 2 - 2 2 9 6)
八川幼稚園	2 0 - 2 3 1 4	(5 2 - 2 3 1 4)
馬木幼稚園	3 0 - 0 4 5 6	(5 3 - 0 4 5 6)
ほっとすてい	3 1 - 0 0 1 7	(5 4 - 0 0 1 7)
放課後児童クラブ スマイル	3 1 - 1 2 9 3	

小 学 校	有線番号	N T T
布勢小学校（職員室）	2 1 - 1 5 1 8	(5 4 - 9 0 2 0)
〃（校長室）	2 1 - 3 0 2 3	
〃（屋内運動場）	2 1 - 3 0 0 3	
〃（プール）	2 1 - 3 0 8 6	
三成小学校（職員室）（改修工事中）	3 1 - 1 0 1 5	(5 4 - 1 0 1 5)
〃（校長室）（改修工事中）	3 1 - 3 0 1 6	
〃（屋内運動場）（改修工事中）	3 1 - 3 0 2 6	
旧高尾小学校（職員室）	3 3 - 0 3 5 9	(5 4 - 9 0 3 0)
〃（校長室）	3 3 - 3 0 3 9	
〃（屋内運動場）		
旧亀嵩小学校（職員室）	7 1 - 0 0 1 2	(5 7 - 0 0 1 2)
〃（校長室）	7 1 - 3 0 8 5	
〃（屋内運動場）	7 1 - 3 0 2 8	
旧高田小学校（職員室）	7 2 - 3 8 0 8	
阿井小学校（職員室）	6 2 - 0 0 3 3	(5 6 - 0 0 3 3)
〃（校長室）	6 2 - 3 0 9 9	
〃（屋内運動場）	6 2 - 3 0 3 3	
三沢小学校（職員室）	8 1 - 0 7 7 7	(5 4 - 0 7 7 7)
〃（校長室）	8 1 - 3 0 7 2	
〃（屋内運動場）	8 1 - 3 0 3 5	
〃（プール）	8 1 - 3 0 7 3	

小 学 校	有線番号	N T T
旧鳥上小学校（職員室）	2 0 - 0 1 2 9	（ 5 2 - 0 1 2 9 ）
〃 （校長室）	2 0 - 6 0 0 5	
〃 （屋内運動場）	2 0 - 6 0 0 6	
横田小学校 （職員室）	2 0 - 0 1 6 5	（ 5 2 - 0 1 6 5 ）
〃 （校長室）	2 0 - 6 0 0 7	
〃 （屋内運動場）	2 0 - 6 0 1 0	
〃 （プール）	2 0 - 6 0 0 8	
旧八川小学校 （職員室）	2 0 - 0 2 1 1	（ 5 2 - 0 2 1 1 ）
〃 （校長室）	2 0 - 6 0 1 1	
〃 （屋内運動場）	2 0 - 6 0 1 2	
旧馬木小学校 （職員室）	3 0 - 0 1 0 9	（ 5 3 - 0 1 0 9 ）
〃 （校長室）	3 0 - 6 0 1 3	
〃 （屋内運動場）	3 0 - 6 0 1 5	

中 学 校	有線番号	N T T
仁多中学校 （職員室）	3 6 - 1 1 2 5	（ 5 4 - 1 1 2 5 ）
〃 （校長室）	3 6 - 1 1 2 6	
〃 （保健室）	3 6 - 3 0 5 0	
〃 （屋内運動場）	3 6 - 3 0 5 3	
〃 （職員室前廊下）	3 6 - 3 0 5 1	
〃 （武道場師範室）	3 6 - 0 0 2 5	
〃 （武道場相談室）	3 6 - 3 0 9 5	
〃 （ランチルーム）	3 6 - 3 0 9 6	
横田中学校 （職員室）	2 0 - 2 3 3 1	（ 5 2 - 2 3 3 1 ）
〃 （校長室）	2 0 - 6 0 1 7	
〃 （保健室）	2 0 - 6 0 1 8	
〃 （屋内運動場）	2 0 - 6 0 2 0	
〃 （会議室）	2 0 - 6 0 1 6	

高等学校	有線番号	N T T
県立横田高等学校	2 0 - 1 5 1 1	（ 5 2 - 1 5 1 1 ）

専門学校	有線番号	N T T
島根リハビリテーション学院	3 1 - 0 0 0 1	（ 5 4 - 0 0 0 1 ）
島根デザイン専門学校	2 0 - 3 2 0 0	（ 5 2 - 3 2 0 0 ）
〃 （職員室）	2 0 - 6 3 8 3	

学校給食	有線番号	N T T
仁多学校給食共同調理場	3 6 - 2 4 2 4	(5 4 - 2 4 2 4)
横田学校給食共同調理場	2 0 - 2 4 3 0	(5 2 - 2 4 3 0)

水道施設	有線番号	N T T
【上水道】		
矢谷取水場	3 2 - 3 0 5 0	
矢谷下浄水場	3 2 - 3 0 5 8	
朝日町ポンプ所	3 2 - 3 0 2 4	
美女原上浄水場	3 1 - 3 0 4 9	
美女原下浄水場	3 1 - 3 0 5 4	
横町ポンプ所	3 1 - 3 0 5 5	
四日市ポンプ所	8 1 - 3 0 1 0	
阿井浄水場	6 2 - 3 0 3 2	
米原ポンプ所	6 2 - 3 0 4 2	
真地ポンプ所	6 3 - 3 0 4 3	
福原ポンプ所	6 2 - 3 0 4 1	
雲崎ポンプ所	6 2 - 3 0 3 4	
大吉ポンプ所	6 1 - 3 0 5 6	
佐白配水池	2 1 - 3 0 3 2	
佐白ポンプ所	2 1 - 3 0 3 3	
矢谷上浄水場	3 2 - 3 0 2 5	
上布施配水池	2 2 - 3 0 3 4	
上三所ポンプ所	2 2 - 3 0 3 7	
土屋ポンプ所	2 2 - 3 0 3 8	
中村ポンプ所	2 1 - 3 0 3 5	
奥山田ポンプ所	2 1 - 3 0 6 6	
下三所ポンプ所	3 2 - 3 0 5 1	
高柴ポンプ所	3 4 - 3 0 5 6	
中湯野ポンプ所	7 1 - 3 0 7 6	
大熊浄水場	7 1 - 3 0 2 6	
上分ポンプ所	7 1 - 3 0 7 7	
原谷取水場	7 1 - 3 0 5 4	
谷奥浄水場	7 1 - 3 0 2 7	
鴨倉取水場	8 1 - 3 0 7 1	
鴨倉浄水場	8 1 - 3 0 1 1	
高尾取水場	3 3 - 3 0 4 6	
高尾浄水場	3 3 - 3 0 0 9	
上高尾ポンプ所	3 3 - 3 0 4 7	

水道施設	有線番号	N T T
【上水道】		
小阿井ポンプ所	3 3－3 0 4 0	
五反田浄水場	2 0－6 1 0 7	
稲原浄水場	2 0－6 1 0 8	
川西水源	2 0－6 1 1 0	
横田水源	2 0－6 1 1 2	
横田浄水場	2 0－6 1 1 1	
大曲ポンプ場	2 0－6 1 2 3	
三井野浄水場	2 0－6 1 1 3	
大畝浄水場	2 0－6 1 1 6	
堅田水源	3 0－6 1 1 8	
大原ポンプ場	3 0－6 1 2 0	
大峠浄水場	3 0－6 1 2 6	
矢入浄水場	3 0－6 1 2 1	
小森ポンプ場	3 0－6 1 2 5	
八川浄水場	2 0－6 1 1 5	
八川高区第二配水池	2 0－6 1 1 7	
竹崎浄水場	2 0－6 1 0 0	
赤川ポンプ場	2 0－6 1 0 1	
小万才ポンプ場	2 0－6 1 0 2	
山郡ポンプ場	2 0－6 1 0 3	
中丁滅菌場	2 0－6 1 0 5	
山県ポンプ場	2 0－6 1 0 6	
大谷浄水場	2 0－6 1 2 2	
【下水道】		
布勢浄化センター	2 1－3 0 6 5	
三成浄化センター	3 1－3 0 6 6	
亀嵩浄化センター	7 1－3 0 6 7	
阿井浄化センター	6 1－3 0 6 8	
三沢浄化センター	8 1－3 0 6 9	
鳥上浄化センター	2 0－6 1 3 6	
横田浄化センター	2 0－6 1 3 0	
馬場浄化センター	2 0－6 1 3 1	
三井野浄化センター	2 0－6 1 3 5	
八川本郷浄化センター	2 0－6 1 3 3	
古市浄化センター	2 0－6 1 3 2	
大馬木浄化センター	3 0－6 1 3 8	
小馬木浄化センター	3 0－6 1 3 7	

郵便局	有線番号	N T T
八代郵便局	2 1 - 1 5 0 0	(5 4 - 1 5 0 0)
仁多郵便局	3 1 - 1 1 0 0	(5 4 - 1 1 0 0)
仁多三成簡易郵便局	3 1 - 0 9 2 8	(5 4 - 0 9 2 8)
亀嵩郵便局	7 1 - 0 3 0 0	(5 7 - 0 3 0 0)
阿井郵便局	6 2 - 0 4 0 0	(5 6 - 0 4 0 0)
三沢郵便局	8 1 - 1 3 0 0	(5 4 - 1 3 0 0)
鳥上郵便局 (一時閉鎖中)	2 0 - 1 1 0 0	(5 2 - 1 1 0 0)
横田郵便局	2 0 - 1 0 0 0	(5 2 - 1 0 0 0)
八川郵便局	2 0 - 1 2 0 0	(5 2 - 1 2 0 0)
馬木郵便局	3 0 - 0 2 0 0	(5 3 - 0 2 0 0)

交通機関	有線番号	N T T
【バス】		
奥出雲交通 株式会社	3 1 - 1 0 4 7	(5 4 - 1 0 4 7)
〃 横田車庫	2 0 - 3 7 7 0	(5 2 - 3 7 7 0)
〃 小馬木車庫	3 0 - 6 6 1 5	

【鉄道（ＪＲ）】		
出雲八代駅	2 2 - 1 5 1 6	(5 4 - 1 5 1 6)
出雲三成駅	3 2 - 1 0 4 3	(5 4 - 1 0 4 3)
亀嵩駅	7 1 - 3 5 0 7	(5 7 - 0 0 3 4)
出雲横田駅	2 0 - 1 0 2 9	(5 2 - 1 0 2 9)
八川駅	2 0 - 0 2 1 0	(5 2 - 0 2 1 0)
出雲坂根駅	2 0 - 6 2 3 0	

【タクシー】		
アイタクシー 阿井本社	6 1 - 0 0 2 7	(5 6 - 0 0 2 7)
〃 三成営業所	3 1 - 0 1 8 1	(5 4 - 0 1 8 1)
簸上タクシー	2 0 - 0 2 6 7	(5 2 - 0 2 6 7)
たたらタクシー	2 0 - 2 8 0 2	(5 2 - 2 8 0 2)

公民館・コミュニティセンター等	有線番号	N T T
布勢公民館	2 2 - 1 5 0 4	(5 4 - 1 5 0 4)
布勢コミュニティーセンター	2 2 - 3 0 2 2	
布勢高齢者センター	2 1 - 3 1 0 8	
三成中央公民館	3 1 - 1 3 1 1	(5 4 - 1 3 1 1)
農村環境改善センター（カルチャープラザ仁多）	3 1 - 2 0 8 0	(5 4 - 2 0 8 0)

公民館・コミュニティセンター等	有線番号	N T T
亀嵩基幹集落センター	7 1 - 0 6 1 6	(5 7 - 0 6 1 6)
高田コミュニティセンター	7 2 - 3 0 3 1	
阿井公民館	6 2 - 0 0 0 1	(5 6 - 0 0 0 1)
あいコミュニティセンター	6 1 - 0 1 0 0	
” あいの里加工所	6 1 - 3 5 8 9	
上阿井交流センター	6 2 - 3 0 6 3	
三沢公民館	8 1 - 0 3 3 1	(5 4 - 0 3 3 1)
鳥上コミュニティセンター	2 0 - 1 0 1 9	(5 2 - 1 0 1 9)
横田公民館		(5 2 - 0 9 4 9)
横田コミュニティセンター	2 0 - 4 7 0 0	(5 2 - 2 0 2 2)
横田農村婦人の家	2 0 - 6 2 1 0	(5 2 - 2 0 2 2)
横田ふれあいプラザ	2 0 - 1 9 1 9	(5 2 - 1 9 1 9)
八川コミュニティセンター	2 0 - 0 2 4 1	(5 2 - 0 2 4 1)
馬木コミュニティセンター	3 0 - 0 2 0 1	(5 3 - 0 2 0 1)

スポーツ施設	有線番号	N T T
すぱーく仁多 屋内ゲートボール場	2 1 - 3 0 0 1	(5 4 - 2 4 5 6)
町民体育館	3 1 - 1 3 1 1	(5 4 - 1 3 1 1)
奥出雲スポーツセンター	3 1 - 3 0 8 7	(5 4 - 0 0 0 1)
三成公園 管理棟	3 6 - 2 2 5 5	
” 陸上競技場	3 6 - 3 0 4 5	
” センタープール	3 6 - 3 0 4 3	
” 多目的広場管理棟	8 2 - 3 0 4 4	
弓道場	3 6 - 3 0 4 0	
横田公園 管理センター	2 0 - 1 7 9 8	(5 2 - 1 7 9 8)
” プール	2 0 - 3 3 4 4	(5 2 - 3 3 4 4)
横田グラウンド ・ ゴルフ運動場	2 0 - 6 2 2 2	

福祉施設	有線番号	N T T
奥出雲町社会福祉協議会 仁多事務所	3 1 - 0 8 0 0	(5 4 - 0 8 0 0)
” ふれあいサロン	3 1 - 0 8 0 1	
” 横田事務所	2 0 - 0 2 9 4	(5 2 - 0 2 9 4)
奥出雲訪問看護ステーション にた	3 1 - 2 0 0 0	(5 4 - 2 0 0 0)
奥出雲健康センター 事務室	3 1 - 2 7 8 3	(5 4 - 2 7 8 3)
” ロビー	3 1 - 3 0 8 2	
【仁多福祉会】		
奥出雲介護老人保健施設 事務室	3 1 - 2 0 6 0	(5 4 - 2 0 6 0)
” サービスステーション	3 1 - 2 0 6 1	

福祉施設		有線番号	N T T
【仁多福祉会】			
奥出雲福祉センター	仁多福祉会本部	3 1 - 2 2 0 0	(5 4 - 2 2 0 0)
〃	居宅介護支援事務所	3 1 - 2 2 0 0	
〃	仁多ヘルパーステーション	3 1 - 2 2 0 0	(5 4 - 2 2 0 0)
養護老人ホーム玉峰苑	事務室	7 1 - 0 1 0 1	(5 7 - 0 1 0 1)
〃	宿直	7 1 - 3 0 0 7	
あいサンホーム		6 2 - 0 0 8 1	(5 6 - 0 0 8 1)
〃	厨房	6 2 - 0 0 8 2	
けやきの郷		3 1 - 2 3 5 1	(5 4 - 2 3 5 1)
グループホーム ヴィラ佐白		2 1 - 0 2 9 8	(5 4 - 0 2 9 8)
【よこた福祉会】			
よこた福祉会	本部事務所	2 0 - 2 5 6 7	(5 2 - 2 5 6 7)
むらくも苑	事務室	2 0 - 2 9 4 1	
むらくも苑	相談室	2 0 - 2 5 6 8	
むらくも苑	介護室	2 0 - 6 3 8 5	
むらくも苑	厨房室	2 0 - 6 3 8 6	
デイサービスセンター ほのぼの		2 0 - 2 5 7 2	(5 2 - 2 5 7 2)
デイサービスセンター にこにこ		2 0 - 2 5 6 6	(5 2 - 2 5 6 6)
居宅介護支援事業所		2 0 - 2 5 6 4	(5 2 - 2 5 6 4)
居宅介護支援事業所		2 0 - 2 5 6 5	
ヘルパーステーション たんぽぽ		2 0 - 2 9 4 0	(5 2 - 2 9 4 0)
高齢者生活ホーム はらぐち荘		2 0 - 0 4 6 1	(5 2 - 2 5 2 2)
【その他】			
NPO法人 ふきのとう		2 0 - 1 0 7 3	(5 2 - 1 0 7 3)
横田ふれあいプラザ		2 0 - 1 9 1 9	
生活介護事業所 あすなろ		2 0 - 3 7 1 7	(5 2 - 3 7 1 7)
グループホーム 稲穂		2 0 - 0 0 3 7	(5 2 - 0 0 3 7)
グループホーム よこたの郷		2 0 - 0 8 9 6	(5 2 - 0 8 9 6)
グループホーム 亀嵩 蛍灯			(5 7 - 9 2 2 0)
デイサービス奥出雲 ふるさとの家		2 0 - 2 3 7 1	(5 2 - 2 3 7 1)
デイサービス奥出雲 ふるさとの杜		3 6 - 0 0 5 0	(5 4 - 0 0 5 0)
まほろばの郷 さんさん		2 0 - 2 8 1 1	(5 2 - 2 8 1 1)

金融機関		有線番号	N T T
山陰合同銀行	三成支店	3 1 - 1 3 1 3	(5 4 - 1 3 1 3)
	横田出張所	2 0 - 2 3 2 1	(5 2 - 2 3 2 1)
しまね信用金庫	仁多支店	3 1 - 1 0 7 2	(5 4 - 1 0 7 2)
	横田支店	2 0 - 0 1 1 2	(5 2 - 0 1 1 2)

J A 雲南地区本部		有線番号	N T T
仁多支店	代表	3 1 - 1 3 3 1	(5 4 - 1 3 3 1)
横田支店	代表	2 0 - 1 2 1 1	(5 2 - 1 2 1 1)
布勢マーケット		2 2 - 3 2 0 0	(5 4 - 1 9 5 7)
上阿井マーケット		6 2 - 3 2 3 2	(5 6 - 0 0 1 4)
奥出雲営農経済センター	農産	2 0 - 1 2 1 7	(5 2 - 1 2 1 7)
仁多生産センター	代表	8 2 - 1 3 5 5	(5 4 - 1 3 5 5)
仁多郡カントリーエレベーター		3 3 - 2 1 7 5	(5 4 - 2 1 7 5)
横田ライスセンター		2 0 - 0 1 5 5	(5 2 - 0 1 5 5)
横田配送センター		2 0 - 0 2 8 6	(5 2 - 0 2 8 6)
八川米倉庫		2 0 - 1 0 2 0	(5 2 - 1 0 2 0)
野菜予冷場		2 0 - 0 0 3 1	(5 2 - 0 0 3 1)
三井野原野菜集荷場		2 0 - 2 0 2 3	(5 2 - 2 0 2 3)
横田育苗センター		2 0 - 0 4 0 0	(5 2 - 0 4 0 0)
仁多加工所		8 2 - 3 2 4 7	(5 4 - 1 3 9 1)
仁多肥育センター		8 2 - 2 2 8 1	(5 4 - 2 2 8 1)
仁多グリーンセンター		8 2 - 3 2 4 5	(5 4 - 1 3 5 5)
(有) サンコープ雲南	横田給油所	2 0 - 2 2 2 0	(5 2 - 2 2 2 0)

公会堂・集会所の有線電話番号

地区	公会堂・集会所	有線番号	地区	公会堂・集会所	有線番号
布勢	佐白ふれあいセンター	21-3103	鳥上	代山活性化センター	20-1607
	佐白本郷公会堂	21-3101		山県活性化センター	20-6330
	上布施公会堂	21-3104		中丁自治会館	20-2688
	八代西部公会堂	21-3106		福頼自治会館	20-6331
	八代町公会堂	21-3107		山郡自治会館	20-6332
	八代本町公会堂	21-3108		中糶公会堂	20-6333
	八代東部公会堂	21-3109		日向側公会堂	20-6335
	中村集会所	21-3110		山根側自治会館	20-6336
	馬馳上公会堂	22-3111		追谷集会所	20-6337
	馬馳下集会所	22-3113	横田	加食自治会館	20-6450
	馬場公会堂	22-3114		大曲生活改善センター	20-6451
	佐々木集会所	22-3112		横田六日市自治会館	20-6452
	上三所西部集会所	22-3115		大市西集会所	20-6453
	上三所ひがし公会堂	22-3117		本町会館	20-6455
三成	上高尾集会所	33-3122		角自治会館	20-0030
	尾白公会堂	37-3120		馬場自治会館	20-6463
	野土水の里	33-3135		やりめ公会堂	20-6456
	美女原生活改善センター	31-3121		五反田公会堂	20-0663
	労働福祉会館	31-1414		樋口自治会館	20-1616
	暮地集会場	31-3123		蔵屋公会堂	20-1723
	湯の原公民館	32-3124		蔵屋上集会所	20-6458
	宮の町集会所	32-3125		蔵屋杉戸会館	20-6457
	朝日町集会所	32-3126		稲田自治会館	20-6465
	矢谷公会所	32-3127		下場集会所	20-0052
	下三所集会所	32-3128		さくら会館	20-1123
	石原公会堂	34-3129		稲田日向集会所	20-6461
	里田公会堂	34-3130		稲田矢入集会所	20-6460
	角木公会堂	34-3131		六坂生活改善センター	20-0450
	乙多田集会所	34-3132		原口公会堂	20-1582
	滝の上第1集会所	36-3134		中条生活改善センター	20-2560
	滝の上第2集会所	36-3133		原口梨ヶ峠集会所	20-6462
	三成団地集会所	36-3105	八川	三井野原ふれあいセンター	20-6572
	雇用促進住宅集会所	32-3136		坂根公会堂	20-6570
亀嵩	上分集会所	71-3140		三森原生活改善センター	20-6583
	西湯野集会所	71-3141		大八川集会所	20-6571
	中湯野集会所	71-3143		小八川多目的集会所	20-0795
	久比須集会所	71-3145		仲仙道公会堂	20-1997
	谷奥公会堂	71-3146		金川公会堂	20-6573
	亀嵩町自治会館	71-3150		八川本郷公会堂	20-0395
	大内原公会堂	71-3147		大谷公会堂	20-6585
	簾集会所	74-3151		土居集会所	20-6580
	郡公会堂	72-3152		大谷後下集会所	20-6581
	高柴いこいの家	72-3153		杭木集落センター	30-6575
	琴枕公民館	72-3154		雨川構造改善センター	20-1222
	高田公会堂	72-3155		雨川上集会所	20-6576

地区	公会堂・集会所	有線番号	地区	公会堂・集会所	有線番号
阿井	真地コミュニティセンター	63-3160	八川	土橋集会所	20-6577
	米原生活改善センター	62-3161		古市自治会館	20-3355
	上町生活改善センター	62-3162		古市中山会館	20-6578
	本町公会堂	62-3163		川西交流会館	20-3501
	三和会館	62-3165	馬木	旭公民館	30-6678
	福原集会所	62-3164		一大原集会場	30-6677
	平自治会館	62-3166		渋谷会館	30-6680
	下口福祉センター	62-3167		女良木公会堂	30-6650
	川東集会所	62-3168		大森公民館	30-6651
	雲崎つどいの舎	62-3169		大馬木本郷交流センター	30-6656
	堀集会所	61-3171		亀ヶ市生活改善センター	30-6657
	山根自治会館	61-3172		宮集落集会所	30-6653
	鑄物屋公会堂	61-3173		湯舟営農センター	30-6655
	川子原公会堂	61-3174		新和公民館	30-6652
	八幡上公会堂	61-3175		小峠公民館	30-6681
	八幡下集会所	61-3176		大峠公会堂	30-6660
	奥湯谷上集会所	61-3177		大畝集会所	30-6661
	奥湯谷下自治会館	61-3178		上連ふれあい館	30-6658
	中田ふれあいの家	61-3606		堅田公民館	30-6662
	見寄集会所	61-3180		野伏公民館	30-6663
	小寄コミュニティセンター	61-3183		反保公民館	30-0820
	小阿井公会堂	61-3181		本谷自治会館	30-0535
三沢	堅田自治会館	82-3185		折渡下垣内集会所	30-6665
	上鞍掛公会堂	81-3186		木屋谷公会堂	30-0090
	下鞍掛公会堂	81-3187		矢入中原集会所	30-6667
	三沢町公会堂	81-3188		小森公民館	30-6668
	林原団地公会堂	36-3190		小森上生活改善センター	30-6671
	原田公会堂	81-3189		小森中集会所	30-6670
	四日市公会堂	81-3791		川東公民館	30-6676
	河内自治会場	82-3192		小林集会所	30-0836
	大吉自治会場	82-3193		上市公民館	30-6675
	上鴨倉集会所	81-3194		板敷公民館	30-6673
	下鴨倉集会所	81-3195		板敷下公会堂	30-6672

災 害 に 関 す る 協 定

資料 2 7

R 7 版	協 定 名	協定業者等	協定締結日
2 7 - 0 1 0	災害時の相互応援に関する協定	島根県、県内市町村	平08年02月01日
2 7 - 0 2 0	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要領	中国電力(株)	平23年10月21日
2 7 - 0 2 1	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要領	中国電力(株)出雲営業所	令01年09月25日
2 7 - 0 2 2	分社化に伴う奥出雲町と締結済みの家訓所の承継(読替)について	中国電力ネットワーク(株) 出雲ネットワークセンター	令02年07月08日
2 7 - 0 2 3	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要領	中国電力ネットワーク(株) 出雲ネットワークセンター	令05年09月14日
2 7 - 0 3 0	風水害・地震災害・その他災害応急対策業務に関する協定	奥出雲町建設協会	平24年05月31日
2 7 - 0 4 0	風水害・地震災害・その他災害応急対策業務に関する協定	東亜道路工業株式会社	平24年05月31日
2 7 - 0 5 0	災害時における情報交換に関する協定	国土交通省 中国地方整備局	平25年05月30日
2 7 - 0 6 0	災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定	生協しまね	平25年11月25日
2 7 - 0 7 0	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	N T T 西日本	平26年02月06日
2 7 - 0 8 0	島根県 L P ガス協会と災害時等における緊急用 L P ガス調達に関する協定	L P ガス	平26年06月04日
2 7 - 0 9 0	災害時における奥出雲町と奥出雲町内の郵便局の協力に関する協定	郵便局	平29年07月28日
2 7 - 0 9 1	地域における協力に関する協定	郵便局	平29年07月28日
2 7 - 1 0 0	島根県消防広域相互応援協定	島根県・各市町村	平30年08月01日
2 7 - 1 1 0	災害時における福祉避難所の開設運営に関する協定	仁多福祉会	令02年04月01日
2 7 - 1 1 1	災害時における福祉避難所の開設運営に関する協定書の一部変更に係る協定書	仁多福祉会	令07年03月31日
2 7 - 1 2 0	災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定	F M 山陰・山陰放送	令02年02月01日
2 7 - 1 3 0	災害救助物資の調達に関する協定	ジュンテンドー	令02年04月01日
2 7 - 1 4 0	島根県防災ヘリコプター応援協定	島根県、県内市町村	令02年10月01日
2 7 - 1 5 0	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令03年02月18日
2 7 - 1 6 0	災害時における電気自動車等の支援に関する協定	三菱自動車	令04年02月01日
2 7 - 1 7 0	災害時における福祉避難所の開設運営に関する協定	よこた福祉会	令04年03月08日
2 7 - 1 8 0	災害時における施設使用等の協力に関する協定	石田食品	令04年03月18日
2 7 - 1 9 0	災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	奥出雲町ドローン協会	令05年02月27日
2 7 - 2 0 0	災害時における物資供給に関する協定	N P O 法人コメリ災害 対策センター	令05年07月05日
2 7 - 2 1 0	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)ナガワ	令05年07月07日
2 7 - 2 2 0	災害時における資機材のレンタルに関する協定	(株)アクティオ	令05年08月03日
2 7 - 2 3 0	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	島根県石油協同組合雲南支部 仁多分会・横田分会	令05年08月07日
2 7 - 2 4 0	災害時等における無人航空機による災害対策活動に関する協定	(有)ヒラオカ	令06年06月13日
2 7 - 2 5 0	奥出雲町・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令06年10月01日
2 7 - 2 6 0	災害時における施設使用等の協力に関する協定書	(株)イワクラ	令07年04月23日

災害時の相互応援に関する協定書

災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3）救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- （4）医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げるものの職種別人員
- （4）応援の場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、前項の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

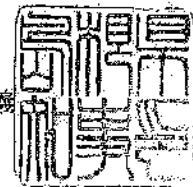
以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印をして、各1通を所持する。

平成8年2月1日

島根県知事

澄田

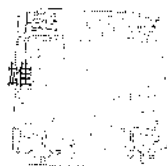
信義



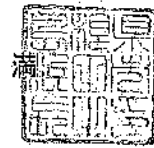
松江市長

宮岡

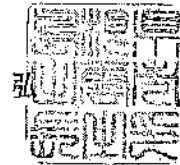
寿雄



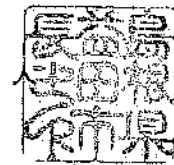
久 大 谷 市 長 濱 田



理 西 尾 市 長 出 雲



義 波 谷 市 長 益 田



國 熊 谷 市 長 大 田



節 加 藤 市 長 安 来



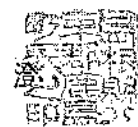
一 牛 尾 市 長 江 津



満 太 田 市 長 平 田



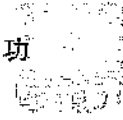
清 山 本 町 長 鹿 島



島根町長

角田

成功



美保関町長

作野

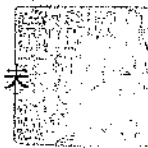
律雄



東出雲町長

岸本

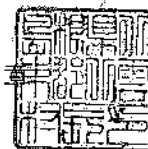
文夫



八雲村長

石倉

徳



玉湯町長

新宮

安



宍道町長

川島

光



八束町長

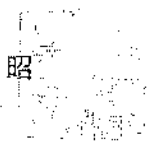
安部

一正



広瀬町長

後藤



伯太町長

池田

浩

昭



仁多町長

岩田

一

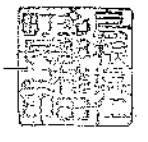
郎



横田町長

高橋

隆



大東町長

晴木

光



加茂町長

速水

雄

一



木次町長

田中

豊

繁

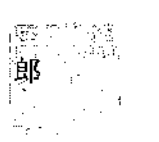


三刀屋町長

山根

吳一

郎



吉田村長

堀江

眞



掛合町長 落合良夫



頓原町長 景山



赤来町長 安部



斐川町長 勝部敏雄



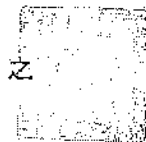
佐田町長 荒木



多伎町長 伊藤



湖陵町長 桑原壽之



大社町長 田中和彦



温泉津町長

宮原 史郎



仁摩町長

泉 道夫



川本町長

小田 泰敬



邑智町長

林 興平



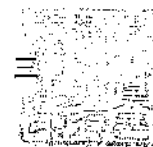
大和村長

黒川 益之助



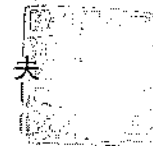
羽須美村長

三上 隆三



瑞穂町長

洲 濱 哲夫



石見町長職務代理者

石見町助役

柘 植 三 義



桜江町長

佐々木節也



金城町長

安藤美文



旭町長

岩谷義夫



弥栄村長

村上忠登



三隅町長

清谷祐二



美都町長

佐々木健



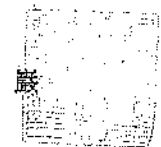
四見町長

栗田久



津和野町長

中島巖



日 原 町 長 木 村



柿 木 村 長 三 浦 秀



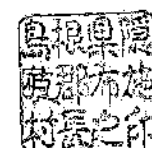
六 日 市 町 長 七 五 三 勝



西 郷 町 長 毛 利 道



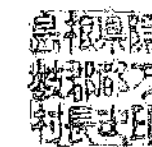
布 施 村 長 山 川 文



五 箇 村 長 池 田 高



都 万 村 長 阿 部 圭



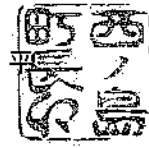
海 士 町 長 石 倉 郁



西ノ島町長

岡田

昌



知夫村長

家中

安



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、「災害時における奥出雲町と中国電力（出雲営業所との連絡体制図）」に基づき、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

（協力）

第2条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- （3）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所へ避難された住民への周知
- （5）住民からの問い合わせ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第3条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- （2）除雪対応状況の情報提供
- （3）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員派遣）

第4条 大規模災害が発生した場合、甲から要請され乙が派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合せの場を年1回（原則として毎年5月）開催する。

(取扱いの変更)

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成 23 年 / 0 月 2 日

甲 仁多郡奥出雲町三成358-1

奥出雲町

町長 井上 勝 博



乙 出雲市小山町225番地

中国電力株式会社 出雲営業所

所長 小寺 洋



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第7条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。
電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

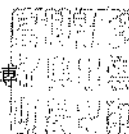
第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成27年10月21日

甲 仁多郡奥出雲町三成358-1

奥出雲町

町長 井上 勝 博



乙 出雲市小山町225番地

中国電力株式会社 出雲営業所

所長 小寺 洋



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は、奥出雲町における災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、「災害時における奥出雲町と中国電力出雲営業所との連絡体制図」に基づき、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に対応するため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとし、災害発生時における確実な連絡手段を確認しておく。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- （3）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所へ避難された住民への周知
- （5）住民からの問い合わせ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供
- （7）大規模災害時の他電力等からの応援派遣者等の受入可能施設の確認と確保

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携を取り、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- （2）除雪対応状況提供
- （3）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(災害対応要員派遣)

- 第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請され乙が派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ災害対応要員の派遣を行うものとする。
- 派遣の災害規模は実施要領第5条を目安とする。
- 災害対応派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

- 第6条 甲および乙は、対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。
- また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合せの場を年1回(原則として毎年5月)開催する。

(取扱いの変更)

- 第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

- 第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

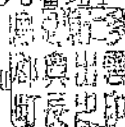
- 第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2019年 9月25日

甲 仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

町長 勝田 康則



乙 出雲市小山町225番地

中国電力株式会社出雲営業所

所長 岸野 聡



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要領

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第8条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。
電話不通時には携帯電話により連絡を取るものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要のほど、連絡するものとする。

（災害対応要員の派遣）

第5条 甲が災害対策本部体制もしくは乙が非常体制に入った時点で、乙と甲は災害対応要員の派遣について確認を行い、乙は甲の受入が可能であれば、災害対応要員を派遣する。また、乙は甲に対し、災害対応要員および連絡窓口を予め通知する。

（連絡体制の解除）

第6条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第7条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2019年 9 月25 日

甲 仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

町長 勝田 康則



乙 出雲市小山町225番地

中国電力株式会社出雲営業所

所長 岸野 聡



2020年7月8日

奥出雲町長
勝田 康則 様

中国電力ネットワーク株式会社
出雲ネットワークセンター
所 長 今 田 剛 司

分社化に伴う奥出雲町と締結済みの確認書の承継(読替)について(お願い)

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は電力システム改革における送配電部門の法的分離(以下、分社化という)により、2020年4月1日から、送配電会社「中国電力ネットワーク株式会社」として事業を開始することとなりました。

これにより、奥出雲町と中国電力株式会社との間で締結しております「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」および「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱」については、2020年4月1日に中国電力ネットワーク株式会社に承継されました。

つきましては、確認書記載の会社名について読替をお願いいたします。

また、あわせて、組織を変更しましたので、奥出雲町との連絡体制図についても変更を行いましたので、添付のとおりお知らせします。

ご不明な点等ございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

今後とも、当社の事業運営につきまして、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

確認書記載の読替名称

読 替 前 の 名 称	読 替 後 の 名 称
中国電力株式会社 出雲営業所	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター

【お問い合わせ先】

〒693-8510

出雲市小山町2-2-6 番地

中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター
ネットワークサービス課 (担当者:熊野)

電話:0863-21-6135 FAX:0863-21-6116

E-mail: 387117@pnet.energia.co.jp

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、奥出雲町における災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適宜、「災害時における奥出雲町と中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンターとの連絡体制図」に基づき、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとし、災害発生時における確実な連絡手段を確認しておく。

（協力）

第3条 甲は、停電に際し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- （3）公民館等への掲示板等の設置場所の提供
- （4）避難所へ避難された住民への周知
- （5）住民からの問い合わせ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供
- （7）大規模災害時の他電力等からの応援派遣者等の受入可能施設の相談

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に対して、連携を取り、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- （2）除雪対応状況の情報提供
- （3）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(災害対応要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ災害対応要員の派遣を行うものとする。派遣の災害規模は実施要綱第5条を目安とする。

災害対応要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合わせの場を年1回(原則として毎年5月)開催する。

(事前伐採への取り組み)

第7条 甲および乙は、電力設備周辺の樹木等に関して、災害発生時の倒木による電力設備および道路等公共設備への被害を軽減するため事前伐採の協議を行う。

(取扱いの変更)

第8条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第9条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2023年9月14日

甲 仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

町長 糸原 保



乙 出雲市小山町225番地

中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター

所長 柴田 研司



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

奥出雲町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第9条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。

電話不通時には携帯電話により連絡を取るものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（災害対応要員の派遣）

第5条 甲が災害対策本部体制もしくは乙が非常体制に入った時点で、甲と乙は災害対応要員の派遣について確認を行い、乙は甲の受入が可能であれば、災害対応要員を派遣する。また、乙は甲に対し、災害対応要員および連絡窓口を予め通知する。

（連絡体制の解除）

第6条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第7条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2023年9月14日

甲 仁多郡奥出雲町三成358番地1
奥出雲町
町長 糸原 保



乙 出雲市小山町225番地
中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター
所長 柴田 研司



風水害・地震災害・その他の災害
応急対策業務に関する協定書

奥 出 雲 町
奥出雲町建設業協会

風水害・地震災害・その他の災害応急対策事業に関する協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と奥出雲町建設業協会会長（以下「乙」という。）は、風水害・地震災害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の災害応急対策業務の実施に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する町道・農林道・河川等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、公共土木施設のパトロール、障害物の撤去、通行規制措置、水質汚濁防止対策、及び応急工事（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することにより住民の安全を確保することを目的とする。

（応急対策業務実施者）

第2条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議のうえ、奥出雲町建設業協会に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の担当地域を仁多地域と横田地域に区分してあらかじめ定めるものとし、併せて各地域ごとに地域責任者を指定するものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当地域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、担当地域を決定もしくは変更したときは、「別記様式1」により甲に提出するものとする。

3 乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資機材等の数量を取りまとめ、「別記様式2」により甲に提出するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基準に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合において応急対策業務を実施する必要があると認めた時には、乙に対して出動を要請するものとする。

〔要請の基準〕

- ア 24時間雨量80mm以上、又は時間雨量20mm以上の降雨があった場合
- イ 震度4以上の地震が発生した場合
- ウ 大規模な水質汚濁事故が発生した場合
- エ その他甲が特に必要と認めた場合（局地的豪雨、暴風等）

- 2 前項の規定に基づく乙に対する出動要請は、第4条第1項の規定による公共土木施設のパトロール業務と第6条第1項の規定による公共土木施設の障害物の除去、通行規制措置、水質汚濁防止対策、及び応急工事（以下、「応急対策工事等」という。）とに区分するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けた場合は前条第1項に定める各地域の責任者に出動を指示し、各責任者は、施工業者を決定するとともに、その状況を乙に報告するものとし、乙は施工業者の決定状況を「別記様式3」により甲に提出するものとする。
- 4 甲は、休日、夜間等で乙と連絡が取れない場合等は、前条第1項に定める各地域の責任者又は施工業者に直接出動の要請を行うものとする。

（パトロールの要請等）

- 第4条 甲は、乙に対し前条第1項の規定に基づく出動要請において公共土木施設のパトロールの実施を要請しようとするときは、「別記様式4」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式4」により行うものとする。
- 2 施工業者は、前項の規定によるパトロールを実施したときは、速やかにその状況を「別記様式5」により甲に報告するものとする。
- なお、パトロールの実施により、危険防止のため緊急に応急対策の必要があると認められるときは、自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

（自主的なパトロールの実施等）

- 第5条 施工業者は、第3条第1項に掲げる基準に該当する場合において、災害により電話等が途絶し甲との連絡が不可能なとき又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要と認められるときは、前条第1項の規定による甲の出動要請がない場合であっても、公共土木施設のパトロールを実施するものとし、前条第2項の規定を準用するものとする。
- 2 前項の規定によるパトロールは、道路及び人家、その他の公共施設の周辺で現に被災している公共土木施設を優先して行うものとする。

（応急対策工事等の要請等）

- 第6条 甲は、乙に対し第3条第1項の規定に基づく出動要請において公共土木施設の応急対策工事等の実施を要請しようとするときは、「別記様式6」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式6」により行うものとする。

なお、第4条第2項の規定（第5条第1項において準用する場合を含む。以下、同様とする。）に基づく報告に伴う対策は、「別記様式6」により施工業者に直接指示するものとする。

- 2 施工業者は、前項による応急対策工事等、及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策の実施にあたっては、事前にポール等で被災数量等の状況が確認できるよう表示した写真を撮影するとともに、応急対策実施後、速やかに「別記様式6」により甲に報告するものとする。
- 3 施工業者は、一連の応急対策が終了したとき、前項に定める写真、応急対策実施後の写真及び必要に応じ平面図その他の必要書類を添付し、「別記様式7」により業務活動状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

（経費の負担）

第7条 前条第1項の規定に基づく応急対策工事費等、及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費は、前条第3項の規定による報告に基づき、島根県が定める「建設工事積算基準」及び「労務資材単価」により甲が算定するものとし、これに該当しないものについては、甲と施工業者が協議して定めるものとする。

（契約の締結）

第8条 施工業者が第6条第1項の規定に基づく応急対策工事等、及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策を実施し、第6条第3項の規定に基づく報告をしたときは、甲と施工業者の間において速やかに契約を締結するものとする。

- 2 施工業者は、前項の規定による契約に基づき経費を請求するものとする。
- 3 甲は、施工業者から適法な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 この規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償

については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定は、平成25年3月31日をもって終了するものとする。
ただし、終了日前30日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

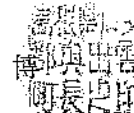
(適用)

第13条 この協定は、平成24年6月1日から適用する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年5月31日

甲 奥出雲町長 井上 勝



乙 奥出雲町建設業協会会長 福岡 久八



風水害・地震災害・その他の災害
応急対策業務に関する協定書

奥 出 雲 町

東亜道路工業株式会社島根営業所

風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と東亜道路工業株式会社島根営業所長（以下「乙」という。）は、風水害・地震災害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の災害応急対策業務の実施に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する町道・農林道等の道路関連災害が発生した際、道路機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することにより住民の安全を確保することを目的とする。

（応急対策業務）

- 第2条 甲は、応急対策業務を実施するにあたり、初期対応として別途災害応急対策業務について協定を締結している奥出雲町建設業協会と連携して実施する応急対策業務（以下「一次対応」という。）について情報収集に努め、乙に対して適切な要請・指示を行うものとする。
- 2 乙は、前項に規定する一次対応と連携し、一次対応箇所における道路関連災害対応（以下「二次対応」という。）を行うものとする。
- 3 乙は、第1項の規定に基づく要請・指示が行われた場合、甲の持つ情報に基づき甲、乙協議の上、対応可能な資機材により応急対策業務にあたる。
- 4 乙が応急対策業務を実施する二次対応区域は奥出雲町全域とする。
- 5 乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資機材等の数量を取りまとめ、「別記様式1」により甲に提出するものとする。

（出動の要請）

- 第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次の各号に該当する場合において乙に対して出動を要請するものとする。
- 1) 一次対応後必要と認められた場合。
 - 2) 一次対応時において、災害の状況により緊急に出動が必要と認められる場合。
- 2 甲は、前項の規定に基づく要請をするときは、「別記様式2」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式2」により行うものとする。

3 乙は、休日、夜間等で甲と連絡が取れない場合等に備え、緊急連絡者を定め「別記様式3」により提出するものとする。

4 乙は、災害の状況により甲に対し山動要請の確認を行うことができる。

(応急対策業務の報告)

第4条 乙は、前条第2項に基づく応急対策業務の実施に当たっては、事前にポール等で被災数量等の確認ができるように写真を撮影するとともに、応急対策業務実施後、速やかに「別記様式2」により報告するものとする。ただし、建設資材等の提供のみの場合は、写真撮影は省略できるものとする。

2 乙は、一連の応急対策業務が終了したときは、「別記様式4」により活動状況を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第2項の規定に基づく要請により実施した緊急応急対策に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費は、前条第2項の規定による報告に基づき、島根県が定める「建設工事積算基準」及び「労務資材単価」により甲が算定するものとし、これに該当しないものについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

(契約の締結)

第6条 乙が第3条第2項の規定に基づく緊急応急対策を実施し、第4条第2項の規定に基づく報告をしたときは、甲、乙において速やかに契約を締結するものとする。

2 乙は、前項の規定による契約に基づき経費を請求するものとする。

3 甲は、施工業者から適法な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 この規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、平成25年3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

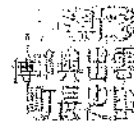
(適用)

第11条 この協定は、平成24年6月1日から適用する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月31日

甲 奥 出 雲 町 長
井 上 勝



乙 東証道路工業株式会社島根営業所長
品 田 秀



災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と奥出雲町長(以下「乙」という。)は、奥出雲町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、奥出雲町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、奥出雲町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成 25 年 5 月 31 日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

戸田 和孝

乙 奥出雲町 奥出雲町長

井上 勝博



災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、奥出雲町内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、奥出雲町（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあつては奥出雲町災害対策本部とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における支援協力に関する基本協定連絡先報告書（別記第3号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープCSネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供給・輸送業務報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(従事者の損害補償)

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープCSネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

(連絡員の派遣等)

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(ボランティア活動等の支援)

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

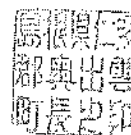
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月25日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1
奥出雲町

代表者 奥出雲町長

井上勝博



乙 島根県松江市西津田一丁目10-40
生活協同組合しまね

理事長

安井光夫



別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

品 目	主な商品
食糧・食料品	主食品、水、飲料、加工食品、缶詰、調味料、弁当等
生活必需品	食器類、箸、やかん、鍋、ラップフィルム、タオル、石けん、 ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤 電池、ろうそく、マッチ、肌着、靴下、布団、毛布等
その他	組合員からの抛出品

第1号様式（第4条関係）

指令第 号
年 月 日

生活協同組合しまね 様

奥出雲町長

災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する基本協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

納入又は引き渡し又は品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡日		納入・引渡し 年 月 日 時	
納入又は引渡場所		納入・引渡し（場所）	
そ の 他			

第2号様式（第11条関係）

指令第 号
年 月 日

奥出雲町長 様

生活協同組合しまね

災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する基本協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり報告します。

記

納入又は引き渡し又は品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡日		納入・引渡し 年 月 日 時	
納入又は引渡場所		納入・引渡し (場所)	
そ の 他			

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する基本協定連絡先報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する基本協定」に基づき、連絡先等について、下記のとおり報告します。

記

順位	担当者	電話	ファックス
1			
2			
3			

【連絡系統図】(第5条関係)

奥出雲町	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
総務部危機管理室 TEL : FAX: E-mail:	① ② ③
災害対策本部 ※本部を設置した場合 TEL : FAX: E-mail:	

※気象警報等が発表されているときは、危機管理室職員は必ず配置しています。



生活協同組合しまね	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
役職 : 氏名 TEL : FAX: E-mail:	役職 : 氏名 ① TEL : FAX: E-mail:
※休日・夜間について、①から③は連絡する順を表しています。 よって、①の方に連絡がつけば、②・③の方には連絡いたしません。	役職 : 氏名 ② TEL : FAX: E-mail:
	役職 : 氏名 ③ TEL : FAX: E-mail:

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の手続きを行うこととする。

(覚書の締結)

第 12 条 第 2 条の 2 項及び第 5 条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第 14 条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(本協定書の有効期間)

第 15 条 本協定書の有効期間は、平成 26 年 2 月 6 日から平成 29 年 2 月末日までの 3 年間とする。

ただし、有効期間満了日の 3 ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して 3 年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。

(協議事項)

第 16 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 6 日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1
奥出雲町長

井上勝博



乙 島根県松江市東朝日町 102
西日本電信電話株式会社 島根支店
支店長

杉島辰海



覚 書

奥出雲町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社島根支店（以下「乙」という。）とは、平成 26 年 2 月 6 日締結の「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 12 条に基づき、特設公衆電話の設置場所及び回線数について、次のとおり覚書を締結する。

第 1 条 協定書第 2 条 2 項及び第 5 条で定める特設公衆電話の設置場所及び回線数は下記一覧のとおりとする。

	施 設 名	住 所	特設公衆電話 回線数
1	布勢公民館	島根県仁多郡奥出雲町馬駒 26 番地	1
2	三成中央公民館	島根県仁多郡奥出雲町三成 445 番地	1
3	亀嶺公民館	島根県仁多郡奥出雲町亀嶺 2215 番地 1	1
4	阿井コミュニティセンター	島根県仁多郡奥出雲町下阿井 355 番地 1	1
5	三沢公民館	島根県仁多郡奥出雲町三沢 383 番地	1
6	鳥上公民館	島根県仁多郡奥出雲町大呂 1182 番地 2	1
7	横田公民館	島根県仁多郡奥出雲町横田 1037 番地	1
8	八川公民館	島根県仁多郡奥出雲町下横田 456 番地 1	1
9	馬木公民館	島根県仁多郡奥出雲町大馬木 1963 番地 2	1

第 2 条 本覚書の有効期限は、協定書第 15 条に定める有効期限と同様とする。

第 3 条 本覚書に定めない事項は協定書の定めによるものとし、本覚書並びに協定書に定めない事項は、その都度、甲乙協議して定めることとする。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 6 日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 678-8
奥出雲町長 井上 勝博 印

乙 島根県松江市東朝日町 102
西日本電信電話株式会社 島根支店
支店長 杉島 辰海 印

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書

奥 出 雲 町

一般社団法人 島根県ＬＰガス協会

島根県ＬＰガス協会雲南支部

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）及び島根県ＬＰガス協会雲南支部（以下「丙」という。）とは、町内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用ＬＰガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における緊急用ＬＰガスの調達について、甲の要請に対する乙及び丙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用ＬＰガスの範囲等）

第２条 この協定において緊急用ＬＰガスとは、ＬＰガスのほかに容器、燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

２ 前項の燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

（１）調整器、ゴムホース等

（２）二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

３ ＬＰガス用容器及び前項に定める関連器具は、原則として販売事業者が保有するものを貸与する。

４ その他甲が指定する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決定するものとする。

（要請）

第３条 甲は、町内において災害が発生した場合、丙に対して緊急用ＬＰガスの供給を要請することができるものとする。

２ 前項の要請は、原則として緊急用ＬＰガス供給要請書（様式第１号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく丙の措置）

第４条 丙は、前条第１項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用ＬＰガス等提供リスト（様式第２号）により甲及び乙に報告するものとする。

(搬送及び引渡し)

第5条 丙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は、原則として丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しの確認は（様式第2号）により行うものとする。

(搬送経費の負担)

第6条 前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

(1) 搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

(2) 搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

(価格)

第7条 丙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第8条 丙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と丙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

(現有数量の把握)

第9条 乙及び丙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年6月4日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年6月4日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1
島根県仁多郡奥出雲町
奥出雲町長職務代理者
奥出雲町副町長 勝田 康則



乙 島根県松江市母衣町55番地4
一般社団法人 島根県LPガス協会
会 長 森山 健一



丙 島根県雲南市木次町新市377番地
島根県LPガス協会雲南支部
支部長 井谷 憲治



(様式第2号)

緊急用L Pガス等提供リスト

品 名	メーカー	型式・型番	数 量	備 考

記の物品を提供します。

年 月 日

【提供者】

所在地

事業者名

代表者氏名

印

記の物品を確認しました。

【確認者】

所 属

氏 名

立会人】

氏 名

複写3部（町、支部、協会）

(様式第 1 号)

緊急用 L P ガス供給要請書

年 月 日

島根県 L P ガス協会雲南支部長 様

奥出雲町長

緊急用 L P ガスの調達に関する協定書第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり L P ガスの供給を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日 時	受取者

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書細則（案）

この細則は、奥出雲町（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）及び島根県ＬＰガス協会雲南支部（以下「丙」という。）が締結した、災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書（以下「協定」という。）に基づき、必要な事項について定める。

（あっせんの対象）

第１条 緊急用ＬＰガスのあっせんは、学校、集会所等の避難所で使用されるものとし、一般家庭と同様な設備を用いる仮設住宅等は除くものとする。

（要請）

第２条 協定第３条第１項で定める町内において発生した災害等に係る要請は、次に定めるところによる。

- （１）甲からあっせんを求められたときは、甲から丙に対して要請を行う。
- （２）要請を受けた丙は、避難所の所在する販売業者に対応を依頼する。
- （３）乙及び丙は当該販売業者で対応できないと認めたときは、支部管内の他の販売業者又は近隣の協会支部に対応を依頼する。
- （４）緊急用ＬＰガスの供給は、原則として、その避難所に既存の設備を使用してＬＰガスの供給を行っている販売業者が行う。ただし、燃焼器具については、乙及び丙で調整の上対応する。
- （５）前号に定める販売業者で、対応できない場合又はＬＰガスの供給が行われていない避難所へ供給する場合は、乙及び丙で調整の上対応する。
- （６）原則として、避難所の既存の供給・消費設備を使用する場合は、協定の対象外とする。

（価格）

第３条 協定第７条に定める緊急用ＬＰガスの価格は、甲と丙が協議の上決定することとし、原則として町内統一価格とする。

- ２ 協定第２条で定める調達物資は貸与とし、原則として無償とする。
- ３ その他町が指定する調達物資については、その都度甲と丙が協議の上決定する。

（代金の支払い）

第４条 緊急用ＬＰガスの代金の請求は、原則として１ヶ月以内の供給であれば供給終了後に、使用料に応じた販売業者からの請求により、丙から請求を行う。

- ２ １ヶ月を超える長期にわたる供給の場合は、甲と丙が協議の上、支払方法等を決定す

る。

その他の調達物資について支払いが生じたときは、その都度甲と丙が協議して決定する。

〔現有数量の把握〕

5条 協定第9条に定める供給可能な緊急用LPガスの数量把握は、次に定めるところによる。

- 1) 調達可能物資の数量把握は原則1年毎に行う。
- 2) 数量把握を行う調達物資は、二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）とする。

〔その他〕

6条 緊急用LPガスの供給に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）に定める次の事項を遵守し保安の確保に努めるものとする。

- 1) 法第14条に定める書面の交付
- 2) 法第16条第2項に定める販売方法の基準
- 3) 法第27条第1項各号に定める保安業務を行う義務
- 4) 法第35条の5に定める消費設備の技術上の基準
- 5) 高圧ガス保安法第23条第1項、第2項に定める移動の技術上の基準

附 則 この細則は平成26年6月4日から施行する。



災害発生時における奥出雲町と奥出雲町内の郵便局の協力に関する協定

島根県奥出雲町(以下「甲」という)と日本郵便株式会社奥出雲町内の郵便局及び松江中央郵便局(以下「乙」という)は、奥出雲町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、奥出雲町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。



(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては奥出雲町総務課長、乙にあつては仁多郵便局長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 7月 28日

甲 仁多郡奥出雲町三成 358-1 番地
仁多郡奥出雲町
奥出雲町長 勝田 康郎



乙 奥出雲町内の郵便局
代表者
仁多郡奥出雲町三成 407-4 番地
日本郵便株式会社 仁多郵便局
局長 恩田 博



松江市東朝日町 138 番地

日本郵便株式会社 松江中央郵便局
局長 米今 隆祉



地域における協力に関する協定

島根県奥出雲町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社奥出雲町内の郵便局及び松江中央郵便局（以下「乙」という。）とは、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 協力内容は次の各号のとおりとし、いずれも業務に支障のない範囲で行うものとする。

乙は、奥出雲町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供する。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

（1）高齢者、障がい者、子ども等その他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

（2）道路の異状を発見した場合

（3）不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を関係機関を除く第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

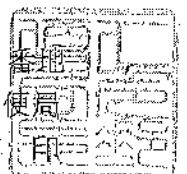
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 7月 28日

甲 仁多郡奥出雲町三成 358-1 番地
仁多郡奥出雲町
奥出雲町長 勝田 康則



乙 奥出雲町内郵便局代表
仁多郡奥出雲町三成 407-4 番地
日本郵便株式会社 仁多郵便局
局長 恩田 博



松江市東朝日町 138 番地
日本郵便株式会社 松江中央郵便局
局長 米今 隆祉



島根県消防広域相互応援協定書

島根県消防広域相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、島根県内の市町村及び消防にかかる一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

2 島根県は、前項の目的を達するため、消防組織法第42条に基づき市町村等とともに非常事態の際の適切な協力関係を構築するものとする。

(代表消防機関及び代表消防機関代行)

第2条 この協定において、「代表消防機関」とは、都道府県ごとに消防機関の推薦に基づき消防庁長官が定める当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防機関をいう。

また、「代表消防機関代行」とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

(協定の実施区域)

第3条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等の全域とする。

(協定の対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるもののうち、消防に関して応援活動を必要とするものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、危険物火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助等事故
- (4) その他前各号に掲げる災害に準じるもの

(各機関の役割)

第5条 島根県は、代表消防機関及び代表消防機関代行と密接な連携を図るとともに、消防組織法第43条に基づき、災害による被害が複数の市町村にまたがり、又はその市町村の消防力のみでは対処できないような事態において、効率的な災害の防御措置がとられず、あるいは不十分であるため、事態を放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐため有効な措置を緊急にとる必要があるときは、市町村長等に対して、消防応援活動に必要な各種調整及び支援等のため必要な指示を行うことができる。

- 2 代表消防機関及び代表消防機関代行は、消防機関の統括、後方支援活動を行うとともに、島根県と密接な連絡調整を図るものとする。

(応援の要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生した地域の消防を管理する市町村等の長（以下「受援団体の長」という。）から災害の種別、発生場所、応援隊の編成、その他必要事項を明確にして、応援を行う消防を管理する市町村等の長（以下「応援団体の長」という。）に対し、電話その他の方法により行うものとする。

- 2 受援団体の長は、島根県並びに代表消防機関に要請を行った旨を通知する。ただし、代表消防機関の管轄区域が被災している場合は代表消防機関代行にも前項の通知をするものとする。
- 3 災害の規模等により複数の応援団体の長に応援要請を行う必要があると受援団体の長が判断した場合は、代表消防機関又は代表消防機関代行を通じ要請を行うものとする。
- 4 代表消防機関又は代表消防機関代行は、前項に規定する場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、受援団体の長からの要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たずに、必要とされる応援団体の長に応援の要請を行うことができる。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援団体の長は、当該管轄区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援団体の長は、応援隊を派遣したときは、出発日時など必要事項を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援団体の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮等)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援団体の消防長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

- 2 代表消防機関又は代表消防機関代行の応援隊は、必要に応じて受援団体の消防長が行う指揮の支援を行うものとする。

(報告)

第9条 応援団体の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに受援団体の長に報告するものとする。

- 2 受援団体の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援団体の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担する経費

- ア 公務上の災害補償費〔地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づくもの〕
- イ 旅費及び出勤手当等
- ウ 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)及び修理費
- エ 被服の損料費
- オ 交通事故における損害補償費等

(2) 受援側が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものに限る。)
- イ 化学消火薬剤等の資材費
- ウ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
- エ 消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金(応援団体の条例を適用して算出した額)
- オ 食料の支給を必要とした場合はその経費

(3) 前各号以外の経費については、協定団体が協議して決定する。

(実施細目)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、協定区域を所管する消防長が協議して別途定めるものとする。

(疑義等の解決)

第12条 この協定の実施に疑義が生じた場合は、協定団体の長が協議して定めるものとする。

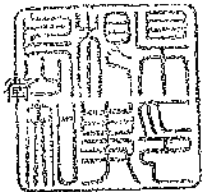
附 則

- 1 この協定は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印のうえ各自1通を保管する。
- 3 この協定の施行と同時に、島根県下市町村間で締結した「島根県下市町村及び消防にかかると一部事務組合の相互応援に関する協定書」及び「島根県内消防本部の救急業務に関する相互応援協定書」は廃止する。

平成30年8月1日

鳥根県知事

溝口 善兵衛



松江市長

松浦 征



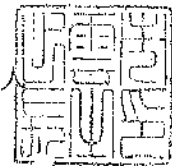
浜田市長

久保田 章



出雲市長

長岡 秀



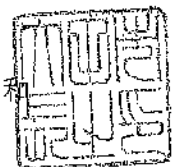
益田市長

山本 浩



大田市長

楫野 弘



三

一

三

三

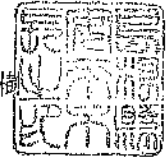
三

安来市長

近藤

宏

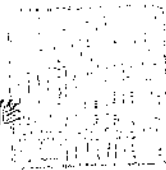
樹



江津市長

山下

修



雲南市長

速水

雄



奥出雲町長

勝田

康

郎



飯南町長

山崎

英

樹



川本町長

三宅

実



美郷町長

景山

良

林



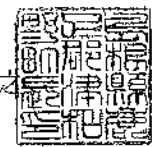
邑南町長

石橋 良治



津和野町長

下森 博之



吉賀町長

岩本 一巳



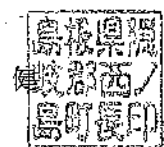
海士町長

大江 和彦



西ノ島町長

升谷 健



知夫村長

平木 伴佳



隠岐の島町長

池田 高世



益田地区広域市町村圏
事務組合代表理事

山 本

浩 章



江津邑智消防組合
管 理 者

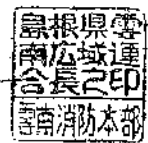
山 下



雲南広域連合
広域連合長

速 水

雄



隠岐広域連合
広域連合長

池 田

高 世 偉



災害時における福祉避難所の設置
運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人仁多福祉会理事長（以下「乙」という。）とは、災害が発生し災害時要援護者の避難が必要となった場合における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、福祉避難所の開設を決定し、乙に対し当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（福祉避難所の指定）

第4条 甲は、乙が運営する別表の施設を福祉避難所として指定する。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 日常生活動作の状況
- (4) 狭小服薬と医療についての情報

（福祉避難所における経費負担）

第6条 福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき乙が対象者の受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族または地域支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、日常生活用品や食料品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。ただし、甲の供給体制が確立するまでの期間においては、乙が保有するこれら物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができる。

(介護支援者の確保)

第9条 甲は、災害時の福祉避難所に必要な介護等の専門職の資格を有する者をはじめ、
とした介護支援者の確保に努めるものとする。

(損害の負担)

第10条 福祉避難所の開設及び運営により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定め
るものとする。

(平常時からの連携)

第11条 甲は、必要に応じ、乙に対し受け入れを要請する対象者の情報を提供すると
ともに、連絡体制等について確認し合い、日頃から相互の連携を密にするものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要援護者
またはその家族等に係る固有の情報を漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第13条 この協定は、締結の日の属する年度の3月末日をもって満了とする。ただし、
期間満了の30日前までに甲又は乙のいずれからも協定を延長しない旨の申出を行わ
ない場合には、更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協
議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

令和 乙年 乙月 乙日

甲 奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長 勝田康則
乙 奥出雲町三成226
社会福祉法人仁多福祉会
理事長 藤原直人

(別表)

福祉避難所協定締結施設（事業所）

所 在 地	施設名（事業所名）
奥出雲町三成 228-3	奥出雲介護老人保健施設
奥出雲町上阿井 424-1	奥出雲特別養護老人ホームあいサンホーム
奥出雲町亀嵩 1401-3	養護老人ホーム玉峰苑
奥出雲町三成 221	仁多デイサービスセンター
奥出雲町三成 208-2	就労継続支援B型事業所けやきの郷
奥出雲町馬馳 1324-8	布勢幼稚園
奥出雲町三成 690-1	三成幼稚園
奥出雲町亀嵩 2204-2	亀嵩幼稚園
奥出雲町上阿井 205	阿井幼稚園
奥出雲町三沢 384-1	三沢幼稚園
奥出雲町大呂 1154-1	鳥上幼稚園
奥出雲町横田 1125	横田幼稚園
奥出雲町下横田 509-1	八川幼稚園
奥出雲町大馬木 1858-2	馬木幼稚園

災害時における福祉避難所の設置
運営に関する協定書の一部変更
に係る協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の一部変更に係る協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人仁多福社会理事長（以下「乙」という。）とは、甲と乙とが令和2年4月1日締結した災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（別表の変更）

第1条 原協定書別表を別紙のとおり改める。

（協定書の効力）

第2条 この協定書は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

（協議）

第3条 その協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、
乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

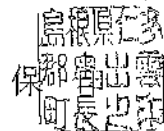
令和7年3月31日

甲

所在地 奥出雲町三成358番地1

名称 奥出雲町

代表者 奥出雲町長 糸原



乙

所在地 奥出雲町三成226

名称 社会福祉法人 仁多福社会

代表者 理事長 友塚 義人



(別表)

福祉避難所協定締結施設（事業所）

所在地	施設名（事業所名）
奥出雲町上阿井424-1	奥出雲特別養護老人ホームあいサンホーム
奥出雲町亀嶺1401-3	養護老人ホーム玉峰苑

仁孝
德政
印

仁孝
德政
印

災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山陰（以下「乙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、島根県及び鳥取県（以下「両県」という）及び当該自治体からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を甲と連携して進めていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次に掲げる事項について協力する。

1. 「災害防災情報発信協議会」の設置

- （1）両県及び両県内自治体並びに甲、乙及び丙の代表者などで災害防災情報発信協議会（以下「協議会」という）を組織し、乙と丙がそれぞれ協議会事務局を務める。
- （2）協議会には、実務組織として「運営委員会」を置き、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討する。

2. 災害時の情報収集・提供ならびに放送の実施

- （1）乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体及びその周辺の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を速やかに放送する。
- （2）甲は、乙及び丙に対して情報を提供する。
- （3）乙及び丙に災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、管理、放送する。

3. 定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

- （1）防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送する。
- （2）甲、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練を実施する。

4. 前項各号に伴う必要事項

- （1）甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、前項に記載されていない事項について、別途取り決めるものとする。
- （2）甲、乙及び丙は、この協定に基く連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙及び丙から申し出がない場合は、1年間、本協定を更新するものとし、以降も同様とする。前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020年2月1日

甲 鳥根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長 勝田 康則



乙 鳥根県松江市殿町383

株式会社 エフエム山陰

代表取締役社長 瀬崎 輝幸



丙 鳥根県米子市西福原1-1-71

株式会社 山陰放送

代表取締役社長 坂口 吉平



災害救助物資の調達に関する協定書

奥出雲町

株式会社ジュンテンドー

災害救助物資の調達に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、奥出雲町内での地震等の大規模災害発生に際し、奥出雲町災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）「災害時における供給可能な物資の範囲（別表）」に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

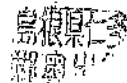
この協定の証としてこの本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 4月 1日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

奥出雲町長 勝田 康則



乙 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正



島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、または影響をあたえるおそれのある場合
 - (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
 - (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合
- 2 応援要請の手続きは、島根県防災部消防総務課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次に事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の発生場所及び被害の状況
 - (3) 災害発生現場の気象状況
 - (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (5) 応援に要する資器材の品目及び数量
 - (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、派遣するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(防災航空隊を派遣した場合の連携)

第6条 前条第1項の規定により派遣した場合において、防災航空隊は、発災市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費は、島根県の負担とする。
ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

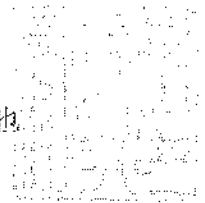
附 則

- 1 この協定は令和2年10月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印の上、各自1通を所持する。
- 3 この協定の施行と同時に、島根県内市町村間で締結した「島根県防災ヘリコプター応援協定」(平成6年3月28日)は廃止する。

令和2年10月1日

島根県知事

丸山 達也



松江市長

松浦 正敬



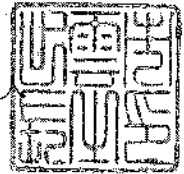
浜田市長

久保田 章市



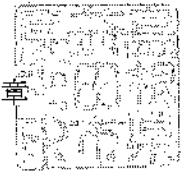
出雲市長

長岡 秀



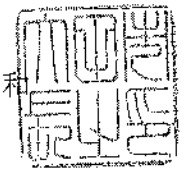
益田市長

山本 浩章



大田市長

楳野 弘和



安来市長

近藤 宏樹



江津市長

山下 修



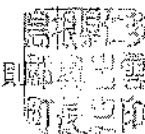
雲南市長

速水 雄一



奥出雲町長

勝田 康則



飯南町長

山崎 英樹



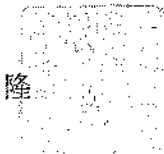
川本町長

野坂 一弥



美郷町長

嘉戸 隆



邑南町長

石橋良治



津和野町長

下森博之



吉賀町長

岩本一巳



海上町長

大江和彦



西ノ島町長

升谷健



知夫村長

平木伴佳



隠岐の島町長

池田高世偉



益田地区広域市町村圏
事務組合代表理事

山 本 浩 章



江津邑警消防組合
管 理 者

山 下 修



雲南広域連合
広域連合長

速 水 雄 一



隠岐広域連合
広域連合長

池 田 高 世 傳



災害に係る情報発信等に関する協定

奥出雲町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、奥出雲町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、奥出雲町が奥出雲町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ奥出雲町の行政機能の低下を軽減させるため、奥出雲町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、奥出雲町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、奥出雲町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、奥出雲町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 奥出雲町が、奥出雲町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 奥出雲町が、奥出雲町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 奥出雲町が、災害発生時の奥出雲町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 奥出雲町が、奥出雲町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 奥出雲町が、奥出雲町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 奥出雲町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、奥出雲町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく奥出雲町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるも

のとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、奥出雲町から提供を受ける情報について、奥出雲町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、奥出雲町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、奥出雲町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、奥出雲町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 3 年 2 月 18 日

奥出雲町：島根県仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1

奥出雲町

奥出雲町長 勝 田 康 則



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



災害時における電動車両等の支援に関する協定書



奥出雲町

西日本三菱自動車販売株式会社

三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、奥出雲町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やか口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠償保険及び任意険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、奥出雲町内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3 号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

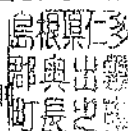
この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 2 月 1 日

甲 鳥根県仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1

奥出雲町

町長 勝田 康則



乙 大阪府大阪市淀川区新高一丁目 4 番 10 号

西日本三菱自動車販売株式会社

取締役社長 五十嵐 京矢



丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号

三菱自動車工業株式会社

代表執行役社長兼最高経営責任者 加藤 隆雄



災害時における福祉避難所の設置
運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

奥出雲町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人よこた福祉会理事長（以下「乙」という。）とは、災害が発生し災害時要援護者の避難が必要となった場合における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、福祉避難所の開設を決定し、乙に対し当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（福祉避難所の指定）

第4条 甲は、乙が運営する別表の施設を福祉避難所として指定する。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（福祉避難所における経費負担）

第6条 福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき乙が対象者の受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族または地域支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、日常生活用品や食料品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。ただし、甲の供給体制が確立するまでの期間においては、乙が保有するこれら物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができる。

（介護支援者の確保）

第9条 甲は、災害時の福祉避難所に必要な介護等の専門職の資格を有する者をはじめとした介護支援者の確保に努めるものとする。

(損害の負担)

第10条 福祉避難所の開設及び運営により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(平常時からの連携)

第11条 甲は、必要に応じ、乙に対し受け入れを要請する対象者の情報を提供するとともに、連絡体制等について確認し合い、日頃から相互の連携を密にするものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要援護者またはその家族等に係る固有の情報を漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第13条 この協定は、締結の日の属する年度の8月末日をもって満了とする。ただし、期間満了の80日前までに甲又は乙のいずれからでも協定を延長しない旨の申出を行わない場合には、更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月8日

甲 奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長 勝田康良



乙 奥出雲町稲原57番地1
社会福祉法人よこた福祉会

理事長 山内博文



(別表)

福祉避難所協定締結施設（事業所）

所 在 地	施設名（事業所名）
島根県仁多郡奥出雲町稲原 5 7 番地 1	特別養護老人ホーム むらくも苑
島根県仁多郡奥出雲町稲原 5 7 番地 1	デイサービスセンターにこここ

災害時における施設使用等の協力に
関する協定書



災害時における施設使用等の協力に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）、石田食品 石田信雄（以下「乙」という。）
とは、災害時における施設使用等の協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれが生じる場合（以下「災害時等」という。）に、甲が町民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する、乙の所有する施設の使用等の協力に関して定める事を目的とする。

（協力要請内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に協力要請する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、住民等の安全確保のため、乙の駐車場を一時避難場所として利用することを協力要請することができる
- (2) 甲は、災害時等において避難者への炊き出しが必要な場合には、乙に協力要請することができる

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対して前条の協力要請するときは、原則として文書により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

（施設の使用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の所有施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を使用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次の通りとする。

(1) 施設名 石田食品

(2) 所在地 島根県仁多郡奥出雲町稲原3番地1及び同所3番地5

(施設の管理及び費用負担)

第6条 災害時等において使用する乙の所有施設の管理は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 乙は、協力要請があった場合には、施設管理運営等について、甲に協力するものとする。

(使用期間)

第7条 甲が、乙の所有施設を使用する期間は、災害発生日から5日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

2 甲は、乙の所有施設の使用について早期に終了するよう努めるものとする。

(使用の終了)

第8条 甲は、乙所有施設の使用を終了する際、文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了日の30日前までに甲、乙から申し出がない場合は、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 3月18日

甲 住 所 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

代表者

奥出雲町長 勝田康男



乙 住 所 島根県仁多郡奥出雲町稲原32番地6

代表者

石田食品 石田信雄



災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定

島根県奥出雲町

島根県奥出雲町ドローン協会

災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定

奥出雲町（以下「甲」という。）と奥出雲町ドローン協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町内において自然災害や大規模事故等の他、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による支援活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援活動の内容）

第2条 支援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 情報収集の支援
- (2) 被災者の捜索、救助等の支援
- (3) 災害地図作成等の支援
- (4) 行方不明者の捜索
- (5) その他甲が必要と認める業務の支援

（支援活動の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し支援を要請し、乙は、可能な範囲で支援要請に応じるものとする。

2 甲の前項の要請は、支援活動要請書（様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、支援の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（支援活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、支援活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて支援活動する乙の構成員に対し、当該活動の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

(活動報告等)

第6条 乙は、災害時等における支援活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の支援活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 乙がこの協定に基づき、甲からの支援活動に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(支援業務の責任負担)

第9条 支援業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の責任において誠実に処理しなければならない。

(平常時の準備)

第10条 乙が支援活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は連絡責任者等名簿（様式第2号）を、変更がある場合甲へ提出すること。
- (2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。
- (3) 災害時等に使用する無人航空機の準備及び習熟に努めること。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲乙両者は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間を更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 2月27日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

奥出雲町長 糸 原 保

乙 島根県仁多郡奥出雲町中村1360番地

島根県奥出雲町ドローン協会

会 長 伊 藤 收

支援活動要請書

年 月 日

様

災害時等における無人航空機による支援に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1. 活動日時

年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

2. 活動場所

3. 活動内容

4. 要請理由

5. その他事項

連絡先 奥出雲町総務課防災管財G
0854 54 2505

様式第2号（第10条）関係

連絡責任者等名簿

年 月 日 現在

項目		第一連絡先	第二連絡先
奥出雲町	連絡責任者氏名		
	所属・職名		
	平時	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
	時間外及び休日	電話番号	
		FAX 番号	
メールアドレス			

※ 休日：

受付時間

：

項目		第一連絡先	第二連絡先
奥出雲町ドローン協会	連絡責任者氏名		
	所属・職名		
	平時	電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
	時間外及び休日	電話番号	
		FAX 番号	
メールアドレス			

※ 休日：

受付時間

：

●保有する無人航空機に係る事項

番号	無人航空機の名称	保有台数	基準適合の適否	備考
1				
2				
3				

●無人航空機を飛行させる者（乙及び乙の構成員）に係る事項

番号	氏 名	基準適合の適否	備考
1			
2			
3			

災害時における物資供給に関する協定書

島 根 県 奥 出 雲 町

NPO 法人 コメリ 災害対策センター

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、

甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

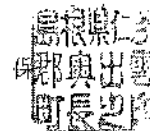
第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 7月 5日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長 糸原



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO 法人 コメリ災害対策セ

理事長 棒 姓 一 郎



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイン

災害時におけるレンタル機材の
提供に関する協定書

奥 出 雲 町
株式会社ナガワ

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

奥出雲町（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、奥出雲町内において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。ただし、県がプッシュ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応急仮設住宅を除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規程により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(善管義務)

第8条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理しなければならない。

2 賃貸借の期間中、賃貸借終了後乙に返還されるまでの期間、機材の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

(善管義務追加条項)

第9条 前条の善管義務は、天災(地震・噴火・津波等)及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償ならびに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

(協定に定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月7日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1.

奥出雲町長

糸原保



乙 東京都千代田区丸の内1-4-1

株式会社ナガワ

代表取締役社長

新村亮



災害時における資機材のレンタルに関する協定書

奥 出 雲 町
株式会社アクティオ

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、奥出雲町内において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、甲が災害時における応急対策及び復旧業務等を、乙が保有し又は調達する資機材のレンタルにより迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（レンタルの要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときは、乙が保有し又は調達可能な資機材を確認の上、災害対応への優先的なレンタルを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材の優先的なレンタルに協力する。

（要請手続）

第 3 条 第 2 条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 4 条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第 6 条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求書の受理から30日以内に費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第8条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、本協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年 8月 3日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1

奥出雲町長

糸原 保

乙 広島県広島市南区京橋町 1-23
大樹生命広島駅前ビル 6F

株式会社アクティオ 中国支店
支 店 長

小 櫻 勝 彦

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

奥 出 雲 町

島根県石油協同組合雲南支部

仁多分会・横田分会

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）と島根県石油協同組合仁多分会及び横田分会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、甲が必要とする石油類燃料を乙が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（供給の協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる町民の安全を確保するために特に重要な施設等のうち、甲が指定するものに対する石油類燃料の供給について、乙に協力を要請することができる。

- 一 町内に設置された避難所
- 二 災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両（緊急通行車両及び借り上げ車両を含む）等
- 三 医療・福祉関係施設のうち特に緊急度の高いもの
- 四 その他、町民の安全を確保するために特に重要な施設等で甲が指定するもの

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（燃料の種類）

第2条 甲が乙に供給を要請することができる石油類燃料は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。

2 その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で優先供給に努めるものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、石油類燃料の供給について可能な限り協力するものとする。なお、燃料不足の状況等により、要請どおりの供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（運搬）

第4条 甲は、石油類燃料の供給にあたって、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

2 乙は、甲の要請により協力したときは、甲に対し、速やかに実施した内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき供給された石油類燃料の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時等直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び石油類燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。また、災害時等には燃料の運搬を安全かつ円滑に行うため、道路交通、その他災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(適用)

第8条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月7日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町長

糸原



乙 島根県仁多郡奥出雲町郡636番地3

島根県石油協同組合雲南支部

仁多分会

代表

鳥谷幹雄



島根県仁多郡奥出雲町下横田242番地9

島根県石油協同組合雲南支部

横田分会

代表

細木



様式第1号

令和 年 月 日

要 請 書

島根県石油協同組合雲南支部

分会

様

奥出雲町長 糸 原 保

令和5年8月7日付で締結しました「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」
第1条に基づき、下記のとおり優先的な供給について協力を要請します。

記

区分	数量	供給場所	備考
ガソリン			
軽 油			
灯 油			
A重油			

災害時等における無人航空機による災害対策活動に関する協定

島根県奥出雲町

有限会社 ヒラオカ
(島根ドローンサービスセンター)

災害時等における無人航空機による災害対策活動に関する協定

奥出雲町（以下「甲」という。）と有限会社ヒラオカ（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による災害対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町内において自然災害や大規模事故等の他、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用して行う応援活動を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（応援活動の内容）

第2条 応援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 情報収集の支援
- (2) 被災者の捜索、救助等の支援
- (3) 災害地図作成等の支援
- (4) 行方不明者の捜索（水中捜索含む）
- (5) 各種物資の輸送
- (6) その他甲が必要と認める業務の支援

（応援活動の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し応援を要請し、乙は、可能な範囲で応援要請に応じるものとする。

2 甲の前項の要請は、応援活動要請書（様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、支援の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（応援活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、応援活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて応援活動する乙の構成員に対し、当該活動の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第6条 乙は、災害時等における応援活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の応援活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 乙がこの協定に基づき、甲からの支援活動に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（応援業務の責任負担）

第9条 応援業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の責任において誠実に処理しなければならない。

（平常時の準備）

第10条 乙が支援活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は連絡責任者等名簿（様式第2号）を、変更がある場合甲へ提出すること。
- (2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。
- (3) 災害時等に使用する無人航空機の準備及び習熟に努めること。

（訓練の参加）

第11条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要なに応じて参加するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 甲乙両者は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構

成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間を更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 6年 6月 13日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

奥出雲町長 糸 原 保

乙 島根県出雲市稗原町4580番地1

有限会社 ヒラオカ

代表取締役 平 岡 官 一

様式第1号（第3条関係）

応援活動要請書

年 月 日

様

災害時等における無人航空機による災害対策活動に関する協定第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1. 活動日時

年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

2. 活動場所

3. 活動内容

4. 要請理由

5. その他事項

連絡先 奥出雲町総務課防災管理係

0854-54-2505

様式第2号（第10条）関係

連絡責任者等名簿

年 月 日 現在

項目			第一連絡先	第二連絡先
奥出菱町	連絡責任者氏名			
	所属・職名			
	平時	電話番号		
		FAX 番号		
		メールアドレス		
	時間外及び休日	電話番号		
		FAX 番号		
		メールアドレス		

項目			第一連絡先	第二連絡先
有限会社ヒラオカ	連絡責任者氏名			
	所属・職名			
	平時	電話番号		
		FAX 番号		
		メールアドレス		
	時間外及び休日	電話番号		
		FAX 番号		
		メールアドレス		

●保有する無人航空機に係る事項

番号	無人航空機の名称	保有台数	基準適合の適否	備考
1				
2				
3				

●無人航空機を飛行させる者（乙及び乙の構成員）に係る事項

番号	氏 名	基準適合の適否	備考
1			
2			
3			

奥出雲町・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

奥出雲町（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

- 2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 奥出雲町 水道課
- 二 乙の事務局 中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年10月1日

甲 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1
奥出雲町
代表者 町長 糸原 保

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 黒田 憲司

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場
 - (1) 三成浄化センター
 - (2) 横田浄化センター

災害時における施設使用等の協力に
関する協定書

奥出雲町

株式会社イワクラ

災害時における施設使用等の協力に関する協定書

奥出雲町（以下「甲」という。）、株式会社イワクラ 代表取締役社長 山口聖次（以下「乙」という。）とは、災害時における施設使用等の協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奥出雲町に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれが生じる場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請により乙が第2条に定める乙の施設（以下「乙の施設」という。）提供の協力に係る事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の施設は、次の通りとする。

- (1) 施設名 株式会社 イワクラ 施設及び駐車場
- (2) 所在地 島根県仁多郡奥出雲町横田 1475 番地 13

2 甲は、次の各号について乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、住民等の安全確保のため、乙の施設及び駐車場を一時避難場所として利用することを協力要請することができる
- (2) 避難してきた避難者に対し、乙の施設の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時における避難者の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対して前条の協力要請するときは、原則として文書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

（進捗状況の報告）

第5条 乙は、協力に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するものとする。

（施設の管理及び費用負担）

第6条 災害時において乙の施設の使用料は無料とする。

- 2 災害時等において使用する乙の所有施設の管理は、乙の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。
- 3 乙は、協力要請があった場合には、施設管理運営等について、甲に協力するものとする。

（使用期間）

第7条 甲が、乙の所有施設を使用する期間は、災害発生日から5日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

- 2 甲は、乙の所有施設の使用について早期に終了するよう努めるものとする。

の終了)

甲は、乙所有施設の使用を終了する際、文書(様式第2号)で通知するとともに、その施設現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

の提供)

災害時の食料、飲料及び避難所用ベッド、毛布等については甲が提供するものとする。

責任者)

条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者(様式第3号)を選定し、相互に通知するものとする。

期間)

条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了日の30日前までに甲、ら申し出がない場合は、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

)

条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通するものとする。

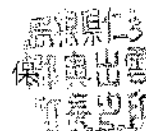
令和 7年 4月23日

甲 住 所 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町

奥出雲町長

糸 原



乙 住 所 島根県仁多郡奥出雲町横田1475番地13

株式会社 イワクラ

代表取締役社長

山 口 聖



様式第 1 号（第 3 条関係）

協力要請書

年 月 日

株式会社 イワクラ 様

災害時における施設使用等の協力に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1. 日 時

年 月 日（ ） 時 分から

2. 場 所

株式会社 イワクラ 施設及び駐車場

3. 要請内容

4. 要請理由

5. その他事項

連絡先 奥出雲町総務課防災管理係
0854-54-2505

様式第2号（第8条関係）

施設使用終了書

年 月 日

株式会社 イワクラ 様

災害時における施設使用等の協力に関する協定第8条の規定により、下記のとおり終了します。

記

1. 終了日時

年 月 日（ ） 時 分まで

2. 場 所

株式会社 イワクラ 施設及び駐車場

3. その他事項（施設等の破損の有無）

連絡先 奥出雲町総務課防災管理係
0854-54-2505

様式第3号（第10条関係）

連絡責任者

年 月 日現在

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	山口 聖次	森長 正和
電話番号（平時）	0254-52-0100	0254-52-0100
電話番号（時間外及び休日）	090-5268-3599	090-4809-6827
FAX番号	0854-52-2419	0854-52-2419
メールアドレス	surf1963@mx.miracle.ne.jp	ikqamm@mx.miracle.ne.jp

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	渡部 洋一	藤原 悠斗
電話番号（平時）	0854-54-2505	0854-54-2505
電話番号（時間外 及び休日）	090 2296 1289	070 3928 4704
FAX番号	0854-54-1229	0854-54-1229
メールアドレス	bousai@town.okuizumo.shimane.jp	bousai@town.okuizumo.shimane.jp